

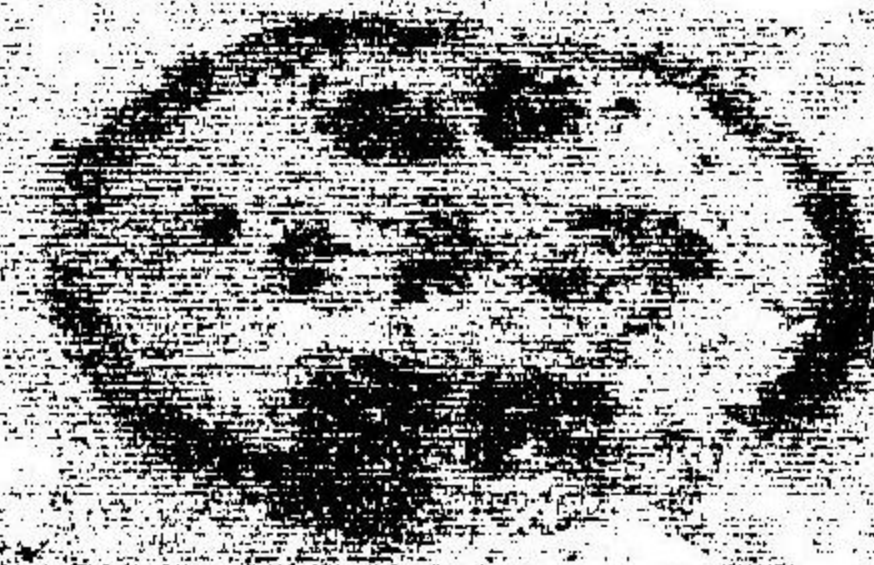


杉本文太郎著

日本
住宅
室内
飾り
道具
圖解
全

東京 建築書院藏版

45.4.4
内務



序

人事の複雑なる將た是に伴ふ調度即ち道具の範圍の廣き、今その一部種類のものゝみを掲ぐるとも、到底斯の如き一小冊の盡すべき所てはありますまい。然れども飾るべき調度、所謂裝飾用の道具類に到りては、左まで夥しき品數あるべきではありませぬ。況んや是を以て彼を推し、彼を以て是を推せば、一は以て十を知るに足るのであります。たゞ本書中圖する種類の多くは、何れも時代製に係りて、何人にも所有せられざらんも、こは一にその結構を参考に供へしめて、決してかゝる品ならねば飾るに足らぬといふ程、裝飾は狭く且つ究屈な方法で

〔序〕
はありませぬ。但し本書は、曩の拙著『圖解日本座敷の飾り方』の姉妹篇として、室内裝飾の完成を期したのであります。

明治四十五年三月

著者しるす

日本住宅 室内飾り道具圖解

〔目次〕

一 趣味と特徴

- 棋上の石よりは將碁の駒……………一
- 物質的の進歩と趣味の消滅……………二
- 通有的趣意と國々……………二
- 國粹と人格……………四
- 高襟者流と西洋直寫……………四
- 我邦趣味と執着なき洒脫……………五

二 道具と種類

〔目次〕

(一)

○ 道具と調度……………五

○ 香爐と形に因りての名稱……………六

○ 香爐と製に因りての名稱……………八

○ 卓と種類……………九

○ 普通の道具と特殊の道具……………一〇

○ 圖解日本座敷の飾り方と本篇……………一〇

○ 題名と通俗……………一一

三 裝飾と變化

○ 裝飾と第一要件……………一二

○ 座敷と次室……………一三

○ 座敷次室と同じ造り……………一四

○ 次室と鹽穴寺の茶室……………一四

○ 次室と本來……………一五

○ 次室と造り方……………一六

○ 次室とその他の室と飾り方……………一七

○ 座敷と飾り方……………一七

○ 次室及びその他と飾り方……………一八

四 道具圖解

第一圖說明

○ 障子と意義……………一九

○ 障子と衝立……………一九

○ 衝立とその本來……………二〇

○ 衝立と屏風……………二一

○ 本來の物と區劃用の物……………二二

第二圖説明……………三三

○ 衝立屏風と種類……………三三

○ 衝立屏風と裝飾……………三三

○ 衝立屏風と物品……………三四

第三圖説明……………三五

○ 造り方と種類……………三五

○ 盆栽と簀戸……………二五

第四圖説明……………二六

○ 物品と季節……………二六

○ 衝立と眞の裝飾用の造り……………二七

第五圖説明……………二八

○ 衝立と襖障子の調和……………二八

第六圖説明……………二九

○ 屏風と種類……………二九

○ 屏風と特殊の造り方……………二九

○ 屏風と取扱ひ方……………三〇

○ 二曲繡屏と裝飾……………三〇

第七圖説明……………三一

○ 一種の二曲屏風と造り方……………三一

○ 夏季用と一種の二曲屏風……………三一

第八圖説明……………三二

○ 一種の茶爐前屏風と造り方……………三二

○ 四季の應用と一種の屏風……………三三

○ 二曲屏風と六曲屏風……………三三

第九圖説明……………三三

○ 衣桁と美會……………三三

○特殊の衣桁と裝飾……………三四

第十圖說明……………三四

○几帳と種類……………三四

○朽木形几帳と袖几帳と差几帳……………三五

○帷の製と季節……………三六

○裝飾品と几帳……………三七

○壁代と室……………三七

○古代裝飾物と籠纈、纈纈、夾纈染……………三八

○階段口その他と帷……………三八

第十一圖說明……………三八

○幕と種類……………三九

○斗帳と幕……………三九

第十二圖說明……………四〇

○唐風の連屏と裝飾……………四〇

○文車と趣味……………四〇

第十三圖說明……………四一

○見臺及び紙臺と用厨子……………四一

○見臺及び紙臺、用厨子と裝飾方……………四一

第十四圖說明……………四二

○机と寸法……………四二

○種々の机と裝飾方……………四三

第十五圖說明……………四四

○各種の置棚と厨子棚、黒棚……………四四

○厨子と臺所……………四五

○厨子、黒棚と進化……………四六

○置棚と書棚……………四六

○ 棚と飾り方……………四七

○ 棚と寸法……………四七

第十六圖說明……………四八

 ○ 作りと寸尺……………四八

第十七圖說明……………四九

 ○ 唐風棚と書棚風……………四九

 ○ 三階棚と裝飾……………五〇

第十八圖說明……………五〇

 ○ 特殊の置棚と種類……………五〇

 ○ 特殊の置棚と飾り方……………五一

第十九圖說明……………五一

 ○ 附本箱と種類……………五一

 ○ 附本箱と飾り方……………五二

第二十圖說明……………五二

 ○ 手箱とその形その製……………五二

 ○ 書籍、巻物櫃とその製……………五三

第二十一圖說明……………五四

 ○ 臺とその用……………五四

 ○ 柳箱と飾り方……………五四

 ○ 座側用と各種の臺……………五五

第二十二圖說明……………五六

 ○ 臺と種々……………五六

 ○ 臺と扱ひ……………五六

第二十三圖說明……………五六

 ○ 亂箱と飾り方……………五七

 ○ 唐櫃と飾り方……………五七

第二十四圖說明……………五八

○薄板と特殊の作り方……………五八

○文臺と寸法……………五八

○折敷形と脚及び塗……………五九

○一種の花挿……………五九

○薄板と蒔繪……………五九

第二十五圖說明……………六〇

○特殊の脇息と飾り方……………六〇

○刀架と特殊の種類……………六〇

第二十六圖說明……………六一

○特殊の手焙と一例……………六一

○特殊の菓子器と一例……………六一

○高坏と衝重……………六二

第二十七圖說明……………六二

○行器と檜扇……………六二

○鏡と磬……………六三

○大鼓と唐團扇、烏籠及び唐枕……………六四

第二十八圖說明……………六四

○伏籠と投壺……………六四

○角鹽と耳鹽……………六五

○手拭入と手拭掛……………六六

第二十九圖說明……………六六

○汐汲車と逆傘……………六六

○律管と取扱ひ方……………六七

第三十圖說明……………六七

○柱隠と聯と短冊掛……………六七

○ 柱隠とその作り……………六八

第三十一圖説明……………六九

○ 牀と椅……………六九

第三十二圖説明……………六九

○ 敷物と種類……………七〇

第三十三圖説明……………七〇

○ 金魚入と古の送風器……………七〇

○ 飾り掛と手拭掛……………七〇

第三十四圖説明……………七一

○ 行燈と種類……………七一

第三十五圖説明……………七一

○ 罇と缶及び櫛御膳……………七一

○ 覽箱形の櫃とその作り……………七二

○ 加茂の蟲籠とその作り……………七二

第三十六圖説明……………七三

○ 壺胡篋と平胡篋……………七三

○ 弓と箆……………七四

五 飾り方圖解

『春の部』

第三十七圖説明……………七四

○ 幕と色……………七五

○ 絞り方と掛け所……………七五

○ 器物と撰擇……………七五

○ 器物と數……………七六

第三十八圖説明……………七六

○ 衝立屏風と籠花生……………七七

○ 棚と亂盆に散し花……………七七

第三十九圖説明……………七八

○ 簀入二曲屏風類と種類……………七八

○ 棚と飾り……………七八

第四十圖説明……………七九

○ 特殊の衣桁と取扱……………七九

○ 普通の衣桁と飾り方……………八〇

○ 衣桁と添へ物……………八〇

『夏の部』

第四十一圖説明……………八一

○ 幕と簾……………八一

○ 簾と卷方……………八一

○ 簾と掛方……………八一

第四十二圖説明……………八二

○ 書物櫃と扱ひ方……………八二

○ 飾り物と變化……………八三

第四十三圖説明……………八三

○ 簾と卷上げの高低……………八三

○ 浮花とその他の飾り……………八四

第四十四圖説明……………八五

○ 簀と障子……………八五

○ 石燈籠と釣燈籠……………八五

○ 手拭掛と添物……………八五

『秋の部』

第四十五圖説明……………八六

○ 蔽ある物と取扱方……………八六

○ 蔽の美と實物の美……………八六

○ 懸子或は環ある物の置方……………八六

第四十六圖説明……………八七

○ 經机と飾り方……………八七

○ 佛縁ある如き裝飾と平常……………八八

第四十七圖説明……………八八

○ 飾り方と種々……………八八

○ 炭と枝炭……………八八

『冬の部』

第四十八圖説明……………八九

○ 取附書籍箱と造り方……………八九

○ 飾り物と色々……………九〇

第四十九圖説明……………九〇

○ 簾と季節……………九〇

○ 屏風と立方……………九一

第五十圖説明……………九二

○ 一種の二曲小屏風と變體なる卓の置き方……………九二

○ 無難なる卓の置き方と飾り方……………九二

(終)

棋上の
将石
の駒
碁

日本
住宅
室内飾り
道具圖解

杉本文 太郎 著

一 趣味と特徴

室内の飾り方は、人夫れくの好尚と趣味の問題でありますから、素より一定に律するわけにはまいりませぬ、併しながら松林村落、落花流水橋上の人、枝上の鳥各々、その所を得て、一幅の山水畫を成せるやう、無機能的の混合を避けて、有機的に融合いたさねばならぬのであります。棋上の黑白の石よりは、寧ろ將碁の駒に似て、何れもその能を異にし、術を盡して、盤上一も缺くべからざるやうでなければならぬのであります。たゞに裝飾の意味を、華美華麗にすること、心得、莫大の費を要すること、心得るが如きは、誤まれるも實に甚しと申さねばなりませぬ。無益なる裝飾は、我特有の趣味即

〔趣味と特徴〕

(1)

ち清楚を破壊し、趣味は決して費用の多寡に依て、變化若くは増減し得べきものではありませぬ。粗末の材料と雖も、按排宜しきに適へば、立派なる裝飾となり、従うて何人にもその分限に應じて、自由に裝飾すべきであります。

物質的の進歩が、自ら社會の趣味を驅りて、間接に美術、工藝に及ぼす餘波は、幾百年來の名刀と同じく、一磨は一磨と次第にその美質を失ふのであります。この際に於て室内の裝飾は、大に美術の思想を向上せしむるに、極めて必要なるのみではありませぬ。直接兒童に與へる趣味教育としても、この上もなき効果あるは、堅く信じて疑はぬ所であります。斯てその趣味たるや、風土の關係、宗教の影響、乃至住居の狀況等に因りて、各國皆通有的に相異なるは、今更に申すまでもなく、特に我邦趣味の清楚に就ては、拙著『日本住宅室内裝飾法』『日本各時代室内裝飾法』並に『圖解日本座敷の飾り方』等に詳述いたせしゆゑ、こゝには之を説きませぬ。

英國の複雑濃厚なる飾り方に感じて、之を我邦に寫さんと欲するも、到底

調和し得やう等はありません。特に彼の國に於ける冬季の氣候は、潮流の加減に因りて、猛烈なる水蒸氣を醸し、凝て霧となつて全く日光を籠め、その鬱陶しきこと實に言語に絶へたる有様なのであります。是に於てか冬季は多く不快を轉地に避け、轉地し難き人々は、勢ひ室内の娛樂を以て、その不快を散ずるより外に策がないのであります。暗夜に燈火を望み、白糝糊の裡青色を喜ぶは、轉た自然の理でありませぬか。斯る濛々の外氣に包まれ、じ室内は、燃るが如き濃厚の色彩と、飽かんまでも複雑なる裝飾にあらねば、十分に満足し得ぬの理も當然ではありませぬか。然るにこの理を解せずして、單に快觀を感じたりとて、直に四時清麗なる氣候裡に在る我邦に寫さんとするも、争でか調和すべき筈がありません。ましてその衣食住を異にするに於ては、猶更のことではありませぬか。こは獨り英國のみに限りませぬ。苟もその趣味の通有的に異なる以上は、異なる丈け夫れ丈けの因由と約束とを示すものにて、所謂之をぞその國特有の趣味といふのではあ

「趣味と特長」
りますまいか。

(四)

國に特有の趣味あり、人に亦特有の趣味ありて、彼是融合せしもの、即ち獨特の徴とも稱すべきではありませぬか。國々個々之ありてこそ妙謂ふべからぬのではありませぬか。然るを彼の國の趣味を真似て、彼の國人を興がらしめんと欲するも、彼果して何の興をか感じましよう。自己の趣味を棄て、他の趣味を摸倣し、而して他を興がらしめんと欲するも、果して何の興をか感じましよう。酷しく申せば、國粹を没し、自己の趣味を逸しては、國民としても人格に於ても、何も表現する所がないではありませぬか。確乎たる表現なくて、何かは人を感動せしめましようか。

高襟者流の口を開かば直に西洋を云々するも、それは單にその一を知りて、未だ二を識らざるの屬りを逃かれぬので、西洋直寫は、斷じて總て好ましからぬのであります。若し夫れ能くその真味を味ひ、能く咀嚼し、能く消化せば始めて我藥籠中の物とすべき事も、亦尠なからざるべきは、素より申すま

でもありませぬ。

風土の關係からして、我邦特有の趣味、即ち清楚を完然ならしめんには、何はとも簡潔を第一といたさねばなりませぬ。奇品も所狭きまで陳列され、名品もみまぐるしき程羅列せられて、骨董店にも入りたらん如き様に、何の趣味がありましよう。陽春花を推し、晚秋菊を賞び、初夏の梢にかゝれる藤波の、その紫の綾を池水の鯉に織り出すを賞し、冬季の暗き森陰に、じづ心なく紅散らす椿を風情がる等は、一に執着なき酒脱なる我邦趣味ではありませぬか。

二 道具と種類

道具とは僧家の語にて、その意、道々に用ゐる具とに因りしと申され、一般には之を調度と稱へたりしを、何時の頃よりか、同じく道具といふやうになつたこのことであります。思ふに佛教の感化が、始めて眞面目に、社會人心

〔道具の種類〕

(五)

香爐と形
に因りて
の名稱

〔道具と種類〕

の根柢に觸るゝに至りし平安朝頃からは、たなき人々に依て、同唱されたものではありますまいか。それは兎に角、道具といふに就ては、その種類の夥しき單に名目のみ掲ぐるも、違なき程なるに、まして一種類中更にその種類あること、例へば齊しく香爐でありながら、その形に従うて、少なくとも大凡左の如き稱へがあるものでありませぬか。

玉章(足無)。竹節。鹽筒。桶側。火舍(足無)。白(上同)。餌籠籠(上同)。太鼓(上同)。人形太鼓(上同)。以上は眞、行古來の名物形といたします。
矢篋(上同)。井筒。四方(足無)。向人形四方(上同)。廻り人形四方。六角。八角(足無)。八卦。無足。眞向獅子。遊獅子。玉取獅子。睡獅子。狂獅子。棚下鴨。友呼鴨。漁鴨。雀尾。以上は草古來の名物形といたします。
更に眞、行のものに、
浮牡丹手尻張。玉壺。寶珠。口寄。橘。桃實。一切の菓實形。
草のものに、

布袋(立形)。壽老人。福祿壽。鶴乘弗長房。仙人。東坡牛乘。牧童牛乘。馬乘人形。武者。美人。達摩。羅漢。巖上佛。船乘。舟人。漁夫。農夫。兒童。小車。帆掛形船。笠形船。緊形船。屋形。冠。烏帽子。兜。籠。笈。唐櫃。經筒。卷絹。苧卷。玉碗。壺。柄。瓶子。簫。鞠。太鼓。鼓。碓形。枕。竹筒。花籠。桶。手桶形。釣瓶。鐘。行燈。寶。銅。槌。臼。俵。杏形。梅花。柳。椿。牡丹。百合。瓜。筍。茄子。菱。蓮華。朝顔。夕顔。晝顔。龍膽。桔梗。枝菊。蕪。大根。栗。松子。鶴。立鶴。居鶴。舞鶴。友呼鶴。雛づれ鶴。折鶴。鳳凰。孔雀。鸞。鸚鵡。鶯。鷹。梟。木兔。鴛鴦。鷺。雉子。山鳥。雞。家鴨。鴻。鶉。鳩。鷓鴣。鷓鴣。鶻。鴛。鸞。鸚。鸞。鸞。鸞。雲雀。千鳥。雀。山雀。獅子。麒麟。猿。犀。虎。眞向虎。睡虎。嘯虎。狂虎。馬。鞍置馬。牛。臥牛。草食牛。荷牛。車牛。象。豹。羊。熊。狼。猪。鹿。猪。狐。狸。狗。走狗。睡狗。狗子。猿。子持猿。猿猴。猫。辟香猫。睡

〔道具と種類〕

〔道具と種類〕

猫。漁猫。鼠。栗鼠。鬼。鯉。鯛。鱈。龍。雨龍。龜。蝶螺。鮑。貝。蛤。蟹。海老。鱸。鱒。玉蟲。上羽蝶。枯木蟬。巖上蜻蛉。蝸牛。鱸。蟹。平蜘蛛。白蛇。山形。富士。巖。瀉。渦。瀧。瀧。曰く何曰

(八)

香爐と製
の因りて
の名稱

く何と殆んど際限がありません。更にその製から申しますれば青磁を以て第一位に推します。但し青磁は支那製に係り、東山義政の時始めて我邦に傳はり、多くは製に文なく、淡緑又は淡藍の釉を全體にかけしものにて、その徳とする所は、火氣を外部に透さぬにあります。而して之が三足兩耳あるを、極眞の香爐といたします。斯てこの青磁にも、

天龍寺(浮城の社に龍子の納められしより、以來之と同製の品を、俗に天龍寺と稱せり。又、龍手(又一種の香爐の形に、俗に稱せり。天龍寺の製を指して斯くは稱す。)七官手(明の代に青磁の復興を圖せしゆ、その明の製を指して斯くは稱す。)南京青磁 白青磁等がありて、天龍寺手を最上手に、龍手を上手に、而も天龍寺手、龍手共に現存

卓と種類

するもの少なく、越州、雍州さへ稀に見るの有様なれば、七官手を主として、最下位の南京青磁を得るすら、猶ほ且つ満足せねばならぬ。今日とはなりました。更に又渡り物に、

交址。南京赤繪。南京染附。高麗燒。南蠻燒。

紫銅、唐金、金、銀、製(我邦製)があり、又我邦にても、陶窯の地悉く之を製らざるなく、従うて此等の逸品に、漢詩或は和歌の意を取り、風流なる銘名したる物の型を傳へて、遂に一種の名稱を成すにいたりしもの亦少なくはありませぬ。更に又この香爐を置く所の卓に就ても、その種類の夥しきこと、おさく香爐に譲らず、今之が主なるもののみを掲ぐるも、大略左のやまであります。

陰陽卓(又方角)。三柱卓(又三才)。四方卓(又行燈)。八方卓。春日卓。高麗卓。九輪卓。笈卓。机卓。厨子卓。眞の厨子卓。文臺卓。臺卓。及臺卓。鼓卓。箱卓。切子卓。平卓。九卓。芋卷卓。蓮華卓。菊卓。龜甲卓(又菱)。眞の香臺。行の香臺。草の香臺。丸香臺卓。小卓。二階卓。

〔道具と種類〕

(九)

三重卓。樓門卓。城樓卓。洲濱卓。三角卓(又山形)。半月卓。四季卓。二季卓。

その製及び香爐との取扱法は、拙著の『日本住宅室内裝飾法』に詳記したれば、こゝには省略いたします。

單に香爐卓のみに就て、その大略を記すもこのやうであります。ましてや人事の複雑なる普通道具として、容易に數ふべくもあらぬ程を、或は儀式典禮などに於ける特殊の道具、或は古代の嚴めしき階級の制度に依りて用ゐられし特殊の道具、或はその職と、その業と、その藝とに應じて使はるゝ特殊の道具等を擧げ來れば、比喩頗る過大に似たれど、濱の眞砂と到底數ふべくもありません。

斯る範圍の龐大なる物を捕へて、之を僅々一小冊子に修め、而も飾り道具圖解と題する如きは、人或は疑はん、所謂羊頭を懸けて、狗肉を賣るに庶幾かぢんかと。予は茶道に屬するものは之を茶道に譲り、香道に屬するものは

普通の道具と特殊の道具

圖解日本の座敷の飾り方と本節

題名と通

之を拙著の『香道』に譲り、花道に屬するものは之を拙著の『諸流生花指南』に譲り、盆石に屬するものは之を拙著の『諸流盆石指南』に譲り、座敷即ち床上及び違ひ棚等に飾るべきものは、之を拙著の『圖解日本座敷の飾り方』に譲り、而してその餘す所の諸道具中特に何等の取扱ひ方あり、心得方あるものゝみを撰びて、その説明を試みんとはいたしたるのであります。畢竟は『圖解日本座敷の飾り方』に於て、猶ほ未だ盡さざるを、こゝに補はんと欲したのであります。前者はその座敷の飾り方と題せしより、本篇に説く所を掲げんには、或は錯雜に陥り、或は誤解し易き事など多からんかを虞れ、さては改めて本篇を分つたのであります。

何等の取扱ひ方あり、心得方ある物と雖も、以下掲ぐる如き僅少の種類に留まるべくもあらぬは、素より申すまでもありませぬ。さりながら賢明なる讀者の推理力に訴へて、一例は以て全體を察するに足り、一理は以て全部を推すに難がらねば、斯るも猶ほ且つ十分なりと信じました。特にその取

〔道具の種類〕

扱ひ方といひ、心得方と申すも、彼の藝道に於ける秘事秘密など唱へらるゝ如き、むつかしのわざにはあらで、單に當然の理りに過ぎぬ程ではありませぬか。たゞその『日本住宅室内飾り道具圖解』と題せしに就ては、稍と安當を缺ぐに似たれど、しばらく通俗に従ひしまでなれば、讀者幸に之を諒とせられんことを。

三 裝飾と變化

何事にも變化なくては面白からぬのであります。わけでも變化は裝飾上第一の要件にて、千遍一律なる様に、何の趣がありましよう。寧ろ爛熳たらんよりは、一枝の梅花、點々春を傳ふるを愛する如く、簡單にして清楚を貴ぶは、我國特有の趣味ではありませぬか。彼の同性同形の物品の重用を厭ふもの、一に是が爲めではありませぬか。その簡單にして清楚を貴ぶの故に、一層甚しく物の重複を厭ふのも亦最ではありませぬか。

座敷とは居所くわどころ、「扇は風にふけて、座敷にたまらず、くるりくるりとぞ廻りける。目を見あげたれば、扇の座敷を定まりける」云々とある如く、居る所、皆座敷ならぬはありませぬ。されど從來座敷とは、一家の主室、専ら客を延き請ずるに用ゐる所、或は客間、客房、正寢とも稱へて、建築裝飾等殊に重きを是にいたし、遂に次室を設くるを方式とするやうになりました。次室は座敷と同じく床あり床脇の遠棚ありて、その構造、材料並に廣さ共之を一體に造るもの、或は床、遠棚、材料、廣さを座敷と異にせるもの、或は遠棚を廢し、床も手輕く、疊敷も少なくするなど、各自の好みに依りて作られますが、斯くては次室の本來ではないと申されます。特にその構造、材料並に廣さにいたるまで、座敷と一樣に造る如きは、主室はその何れなるかを知る能はざると同時に、一は座敷に對する尊重の意を缺き、又一には千遍一律の弊を免れず、從うて不經濟なるからであると申されます。眞に座敷に對する尊重の意あるには、變化あるには、單に床、遠棚、材料、廣さを座敷と異にするよりは、或は

違棚を廢し、床も手軽く、疊敷も少なくするよりは、寧ろ床も設けず、違棚も置かず、材料も一層質朴にするを本意とすと申されます。高尚或は森嚴或は古雅或は優美或は瀟洒なる座敷に接したる質朴單調の室ありてこそ、却て座敷の美をも十分に發揮せしむるなれ、牡丹芍薬こぎ交はりて亂れ咲く艶なる美に、何かは深き趣があるかと申されます。

然れども舊大名などの第宅にして、今も猶ほ存在せる中に、その床も、その違棚も、その材料も、その廣も、總て座敷と同一様に造られしものあるは、大家に依て始めてその要あるのであります。幾十人の客は、一座敷中に容るること能はず、さりとてはその格式上、上下の區別あるべからざるには、半を次室に請じやうもなきより、さては同じ座敷を造り設けしにて、そは共に座敷といふべきにて、夫れには必らずや別に次室なるものあるに相違なしと申されます。

次室は、上客を座敷に、下位の客を之に請じ、或は客を饗する手輕の用は、此

座敷と次室と同じ造り

次室と鹽穴寺の茶室

處にて便ずる等に供するものであります。茶道に於ける茶室は、その主室であります。この故に利休は鹽穴寺の茶室に、長く二疊の次室を設け、以て客の從僕を請せしは、實にその旨意と申されます。

さあれ往時同じ構造の二座敷相續けるは、大名等の多數來客の際、その格式上、之を分つに上下なき用要に供へたるかは知りませぬが、便宜なる今日、かゝる要は如何なる人に就ても、絶対にないことゝなりました。併しながら昔も今も、多く座敷に左程の必要もなき室、即ち次室を構ふる所以は、強ち上客を座敷に、下位の客を之に請せんとの主意にはあらずして、予は信ず、次室の本來は、一に座敷の靜肅を保つにあるのであります。要談の直に他へ聞へ易く、かしましき勝手の物事、交々手に取る如く傳へらるゝは、この上もなき不快の感を客にも與ふれば、我にも與ふるより、さては座敷は成り得べく勝手に遠ざかるやう、而も次室を設けて、只管その靜肅を保たんとするの他に、なからうと思ひます。利休が泉州堺なる鹽穴寺の茶室に、長二疊の次

次室と本來

室に置きて、從者を此に侍せしめしものは、疑もなくその客に對する誠意にて、次室を以て下位の客用とすといふに引證するは、利休を誣ゆるも亦酷だしいではありませぬか。

次室の本來果して然るものならんには、狭からんよりは、廣き方その實に適するとはいへ、座敷との權衡上、稍、狭きこと、八疊或は十疊に對する六疊、十二疊或は十五疊に對する八疊程が最もよろしからんと思ひます。従うてその構造に就ては、單簡なる附違棚乃至地袋位を設くるは、兎も角、床を置き、諸材料を座敷と擇ぶなきに至りては、獨りその要なきのみならず、之を本來上よりいふも、調和上よりいふも、意匠上よりいふも、裝飾上よりいふも、寧ろ極めて無趣味たるは、予は前者とその説を同うし、兼て純朴眞摯の構造を貴しといたします。高尚なる座敷の造りに對する瀟洒の次室、森嚴なる座敷の造りに對する古雅の次室、優美なる座敷の造りに對する酒脱の次室は、その最も調和を得たるものにて、多くは昔斯くの如く構へらるゝのであり

次室と造り方

次室と他の室との飾り方

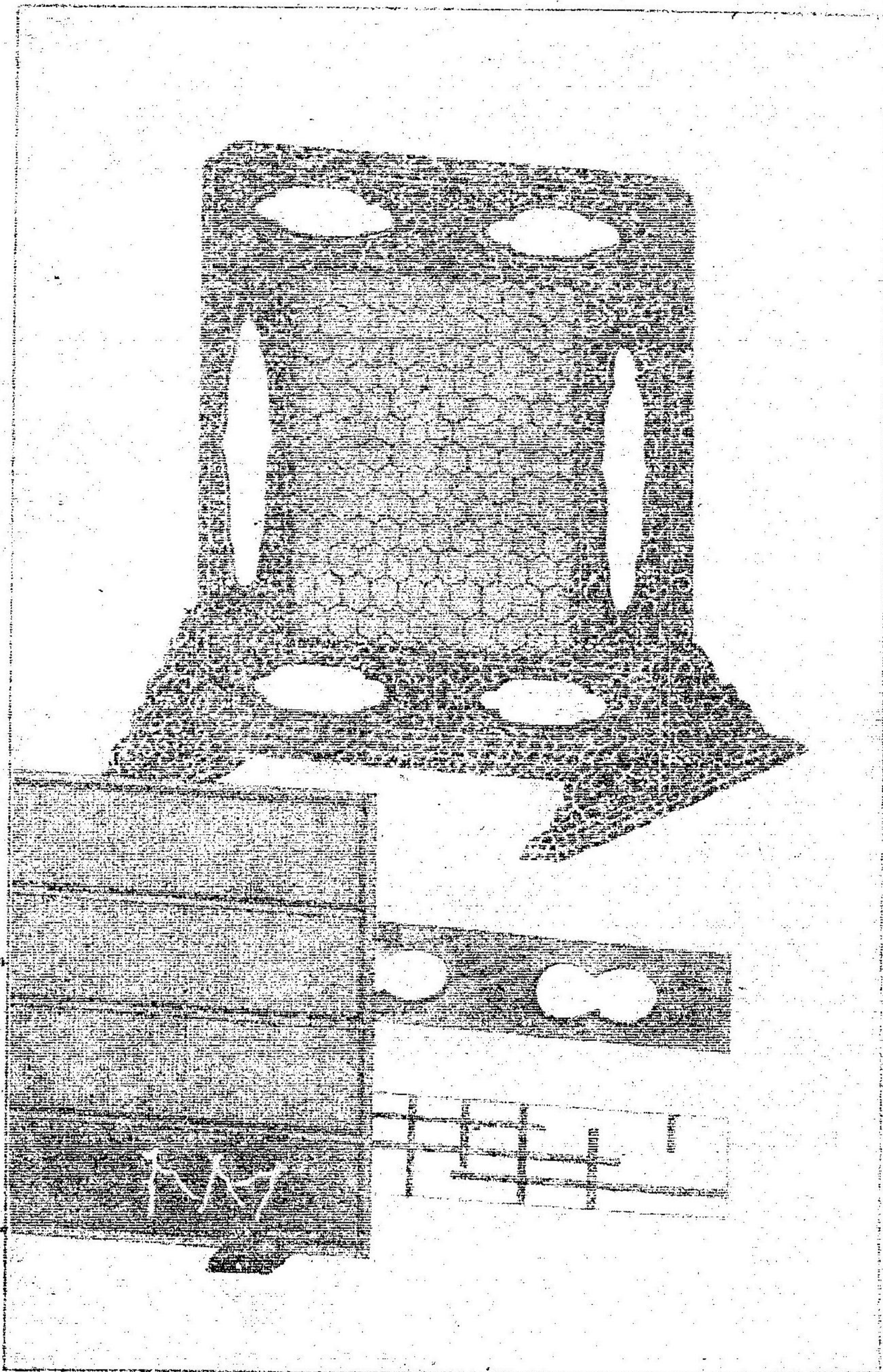
ます。

予は曩に座敷の飾り方に就ては、『圖解日本座敷の飾り方』を公にし、以てその大要を盡せしも、未だ次室の飾り方には、一言も説き及ばざなんだのであります。既にその構造に於ても、區別あり趣向ある上は、その飾り方に於ても、亦區別あり趣向あらねばなりません。是れ本書を編みて、聊かその缺けたるを補はんと欲するの微意に出でたのであります。嘗に座敷の次室を飾るのみならず、座敷以外の諸室の飾り方をも、自らその裡に會得せらるやうに力めたのであります。

座敷と飾り方

座敷の飾り方は、その『飾り方圖解』に於て十分説述いたした如く、決して輕薄なるを許さず、いづこ迄も森嚴なる趣を保たねばならぬのであります。而も森嚴にして高尚に、高尚にして雅美ならねばならぬのであります。この故に實際その用に供せざる限りは、屏風の如き、机の如き、置棚の如き、聊乃至短冊掛、柱隠の如き、瓶懸の如き、火鉢の如き、烟草盆の如き、之れを座敷に

〔裝飾と變化〕



第一圖

次室及び
その他と
飾り方

〔裝飾と變化〕

(一八)

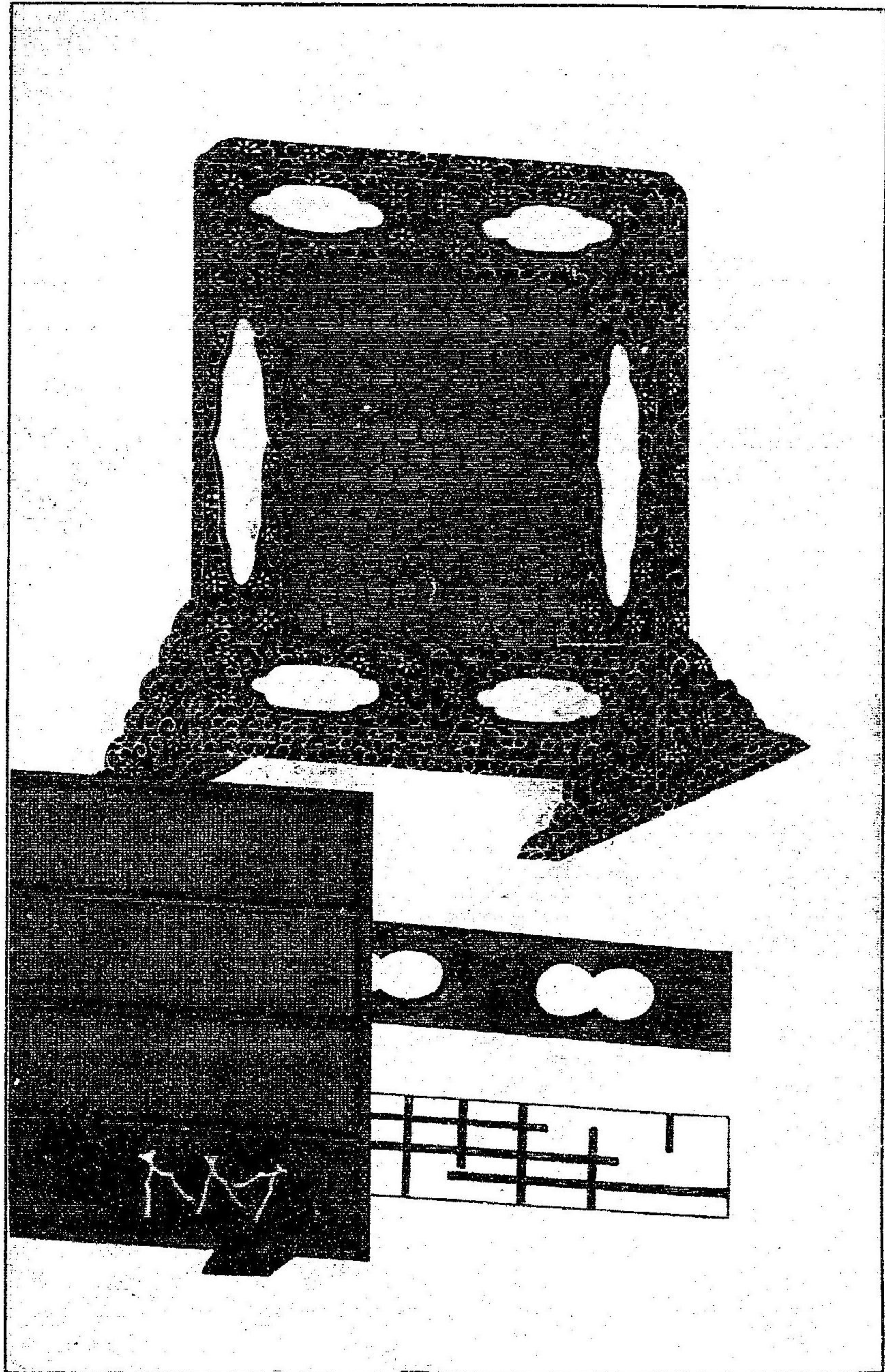
置き飾るは、總てよろしからぬのであります。本式の廣き座敷にあつては、その調和上適せぬにも依りまするが、垂撥若しくは掛花器をも用ゐぬを法といたします。況んや塗り施せる柱に、聯或は柱隠、短冊掛など懸けるの要はないではありませんぬか。床脇の達棚、或は袋棚、或は地袋棚等ある他は、尙ほ置棚を飾るの要はないではありませんぬか。書院あるに、尙ほ机を設くるの要はないではありませんぬか。要は床及び達棚並に書院の飾りに止まるのであります。此等の飾りにしてそのよろしきを得るを、座敷飾りの本意といたすのであります。

清楚嚴肅このやうなる座敷の飾り方に反して、其の次室或はその他の室に於ては、意匠縦横、優美華麗に飾る如きは、座敷及び客に對する尊重の意と共に、趣味の調和、物品の質美を表はす上に、極めてよろしきを得たものといはねばなりません。語を替えて申さば、座敷の飾りは、物品に依りて森嚴を調へ、次室その他の飾りは、物品の美を應用するのであります。こゝを以て

簾を飾るは、總てよろしからぬのであります。本式の廣き座敷にあつては、
 その調和と適せぬにも依りまするが、垂簾若しくは掛花器をも用ゐる由を法
 といたします。況んや簾を懸せる柱に、懸或は柱懸、短冊掛など懸けるの要
 はないではありませんか。床脇の透欄、或は袋欄、或は地袋欄等ある他は、尙
 は假欄を飾るの要はないではありませんか。書院あるに書院机を設くる
 の要はないではありませんか。要は床及び透欄並に書院の飾りに止まる
 のであります。此等の飾りにして、そのよろしきを得るを座敷飾りの本意
 といふのであります。

清楚嚴肅このやうなる座敷の飾り方に反して、其の次室或はその他の室
 に於ては、意匠縦横緩急華靡に飾る如きは、座敷及び客に對する尊重の意と
 共に、趣味の調和、物品の賣美を表はす上に、極めてよろしきを得たものとい
 はねばなりません。語を替えて申さば、座敷の飾りは、物品に依りて森嚴を
 調へ、次室その他の飾りは、物品の美を應用するのであります。こゝを以て

次室及び
 その他の
 飾り方



圖一第

障子と意

本書は、之を次室及びその他の諸室の飾り方とはいはずして、單に『飾り道具圖解』といひ、且つは古來我が諸道具に就きて、如何に精を盡し、美を凝せるかの一端を知るに供へたのであります。故に次に掲ぐる所は、今多くは容易に獲べからざる物品のみに屬すれども、裝飾は斯る貴き品ならざれば、十分に施し能はざる程、究屈なるものにあらざること、而して次室の飾りにありては、特に座敷飾りの物品と重複せざること、尙ほ一つには、簡單にして趣味の饒からんこと等を肝要とすべきを忘れてはなりません。

四 道具圖解

第一圖說明

衝立障子、或は『ついたちさうじ』、今は略して單に衝立とのみ稱へ、『人の家につきづきし物、ついたてさうじ』、又『清涼殿の弘庇に、ついたち障子を立て、昆明池を圖せられたり』云々と、枕草子、源氏物語等、その他各書に多く

〔道具圖解〕

散見せらるゝところによれば、何時頃よりか造り初めしにや明瞭いたしませぬが、兎に角古くから用ゐられしものであります。その障子といへるに鑑みれば、障子に準ふて造り出されしに相違ありますまい。和名抄に「障子、障は隔つるなり又塞ぐなり。屏風の屬なり」と。三才圖會に、「杉の木を以て織く削り、縦横に組み成し、單には紙を貼りて風を防ぐべし。之を明障子と名づく、檜之に次ぎ、楨之に次ぐ。腰に板を施すを腰障子と名づけて、下吹雨を避く。寝間障子(俗に衾の字を用ふるは非なり。衾は寝衣の類)は障子格にて兩面を張り塞ぎ、明りを見ず。以て寝間を隔つべし。又鈕鏤ありて、蓋を禦ぐべし」云々。古歌にも、

いぐしさすついなのはの板しやうじ

一よ明れば春にこそなれ

などあるところより考へまするも、總て風を防ぎ、間を隔て、明を塞ぐ爲めの物は、單にその一面を紙にて貼れると、兩面共に張り塞げると、板にて造れる

障子と衝立

とに關らず、同じく之を障子と稱へたるを、斯てはその種類の混れ易きより、後世何時となく、障子、襖若くは唐紙、板戸等と區別するやうになつたのであります。されば障子の何處にても衝き立てらるべきもの、之れ即ちその名となり、その用となつたのであります。

將して斯くの如くんば、何れの處に之を衝き立つるも、更に苦しからずやと申すに、元來衝立の用は、總て戸を開閉するの煩を避けんが爲めに、造り出だせしものであります。來客をもてなす上に、一度々々戸を開閉するは、頗る煩はしきことなるが、さりとて明け放しにては、勝手の有様も見え透く虞れあるより、その弊を除かんとて思ひ付き、造り出されたのであります。故に衝立を用ゐるときは、戸は必らず之を左右に開き、勝手の見え透かさらんやうに立つるが本意であります。

衝立とその本來

實用に據らぬ小形の造りの物、即ち眞の裝飾用の品にありては、まゝ座敷中にも用ゐられますが、以上の要よりして、普通には座敷の次の間、座敷の

衝立と屏風

敷居鴨居を離るゝこと、三尺内外の外に置くを法といたします。或は屏風(六曲、二曲乃至小屏風共)も衝立に代ゆる場合は、座敷内に置かぬをよろしと稱へらるゝ人もありまするが、その本來の性質を異にいたしますれば、固より偏頗な説たるを免かれますまいと思ひます。

是を以て普通には、高さ五尺五六寸より、四尺七八寸、幅三尺四五寸より、三尺内外に造られしものであります。然るに後世種々の造りを案出して、單に區劃用にも供するにいたりましたが、しかし一家の主室、即ち座敷には用ゐられませぬ。第一圖の上部なるは、頗る美術的に工夫せられし本來の衝立にて、下部なるは主に夏季居間その他にたゞ區劃用に供せらるゝもの、又本來の用にも、その腰には上の如く、くゞり形に、松葉など描き、下の如く竹を籐にて纏ひ附くる等、その脚と共に、猶ほ種々様々の造りがあります。素より區劃用なるには、高さ幅に何等の定尺はありません。

欠

MISSING

衝立屏風
の種類

衝立屏風
と裝飾

第二圖説明

既に『清凉殿の弘庇に、ついたり障子を立て、昆明池を圍せられたり』云々と古き書籍にある如く、その衝立を裝飾するに、繪畫を以てしたことも、餘程の前からと見えます。第二圖の左方なるは、所謂本來の造り方にて、右方なるは區劃用にも、亦本來の用にも供ふる一種の造りを示したまでであります。而してその上部に描きしは、之を衝立屏風と稱へて、衝立と屏風との造りを折衷したもの、一に座敷外、主に居間などの専ら區劃用に供し、何れも優美に造られしのであります。或は圖の如く簾を箆め込みにし、或は簾を掛け下にし、或は絹類、襖、板等を張り、若くは箆め込みて種々の繪を描きし、或は上部半分を簾、下部半分を板乃至襖にいたし、鳥居木と腕木との支へに、松、竹、梅若くは雪、月、花など種々の彫刻を施す等、様々の造りがあります。

衝立屏風は、之を室の壁となれる一隅に立て、前に大形なる籠製の花器に、

〔道具圖解〕

(二三)

何なりとも季節の花、成るべくは低くめに入れ、又成るべく低き器具、例せば琴、琵琶類を夫れどなき體に置き添へんには、この上もなき優美の飾りとなるのであります。その籠花器を撰び、成るべく花を低くめに入れ、且つ低き器具を配する所以は、一に衝立屏風の美を蔽ひ去らんことを虞れてあります。さりとては餘りに小さき物取り副へんは、權衡を失して面白からず、實に籠の置花器は、その雅なる、その大なるに關らずして、太はたゞ手のみあれば、屏風の美を蔽ふの少なきと、無類の調和をなすからであります。

又衝立屏風を右方或は左方にして、横に美なる几を置き、上に箱硯、書籍、巻物などを飾り、几の前面或は左右側に、夫れとなく手箱類一つ、或は二つも重ね置くか、或は亂盆に印籠、絨紗など入れたるを添へるか、或は料紙箱等を以てするもふさわしいのであります。要は總て衝立屏風に限らず、特殊の飾りある物に添ゆるには、成るべく添物の爲めに、主物の美を蔽はぬやうなる品を擇ばねばなりません。

欠

MISSING

造り方と種類

盆栽と簀戸

第三圖説明

(い)又(ろ)はは共に本來の用にも區劃用にも供へて、何れも高さは四尺以下三尺乃至三尺五六寸、幅三尺二三寸、二尺七八寸位にも造られます。(い)はその簀を張込みにし、中は板にせしものもあり、且つそのくまり形も色々にせしもあり、またするが板よりは襖、色々のくまり形よりも、圖の如きが最も高尚に思はれます。(ろ)はその上部の小障子を、矢張々込みの簾、或は掛簾に造れるのがありて、同じく上品に見え、(は)も亦掛け下げの簾、特に一種の趣を工夫いたしたのであります。而して必らずしも然るにはあらねど、(い)は(は)のすがくしきは、就中夏季用によろしいのであります。

室中の一部、或は玄關の上り口に、(い)又(ろ)を立て、(い)の簀をすかし、(ろ)の簾に掲げられし間より、蒼々たる盆栽の高低、大小相適ひて臺に据へしを、微かに見し風情は、何物を配するもその趣あるには如かぬのであります。わ

〔器具圖解〕

けて障子、襖に代ゆるに簀もよろしく、簾もよろしさが、更に(に)の小竹造りの戸入れしには、この上もなく能く調和するのであります。否(に)のやうなる戸に限らず、簀戸には一體に能く調和するのであります。要はその造りの優美に過ぎ、高雅に過ぎぬは、簀の意氣なる、簾の雅美なるよりは、簀戸の中庸を得たるに適ふからであります。

第四圖說明

下部の衝立は、その繪畫の美にして且つ涼しやかなるより、夏季用によろしく、夏季用とすれば、右方の簀戸、乃至左方上部の如き造りの簀戸等に最もふさわしく、かた／＼簀戸にもこのやうなる造りのものあることを示したまでにて、固より斯る造りに限るとにてはありませぬ。總て物品を以て裝飾するには、物品その本來の用は、特に季節に關はらねば、或は模様或は形態、或は全部若しくは一局部の意匠、或は繪畫あるは繪畫等に願みて、その季節

欠

MISSING

々々に撰びまするが、時には季を違ひて用ゆるも、却つて趣の饒い場合が
あります。例令ば盛夏炎熱の候に、白雪皚々たる冬季の景色あるを配し、寒天
寂寞の冬季に、艶花燦爛たる春陽の景色あるを配する等は、苦熱も爲めに洗
ひさらるゝ心地し、互寒も爲めに忘れらるゝ心地のせらるれば、要は人をし
て感興を深からしむるのが肝要でありますゆゑ、強ち理に偏し、縁に泥むは、
最もよろしくありません。さりながら奇を弄し、事を好むも、亦及ばざるに
庶幾きを以て、能くこゝに注意を要すべきであります。不可解の意を寓せ
しめたる輕薄の裝飾や、不調和の陳列を擅にしたる亂雜の裝飾は、寧ろ平凡
なる裝飾にも劣れば、謹んで之を避けねばなりません。

又上部の衝立は、所謂眞の裝飾用の造りの一例にて、高さ二尺以下一尺位
にも、幅二尺五六寸以下七八寸位にも、丈け高く、或は横に廣く等種々好み
に依ります。而して座敷飾りの一部乃至物品の區劃用に供へられます。圖
の如きく、り形、或はその他様々のく、り形あるもの、或は書、畫を施せしもの、或

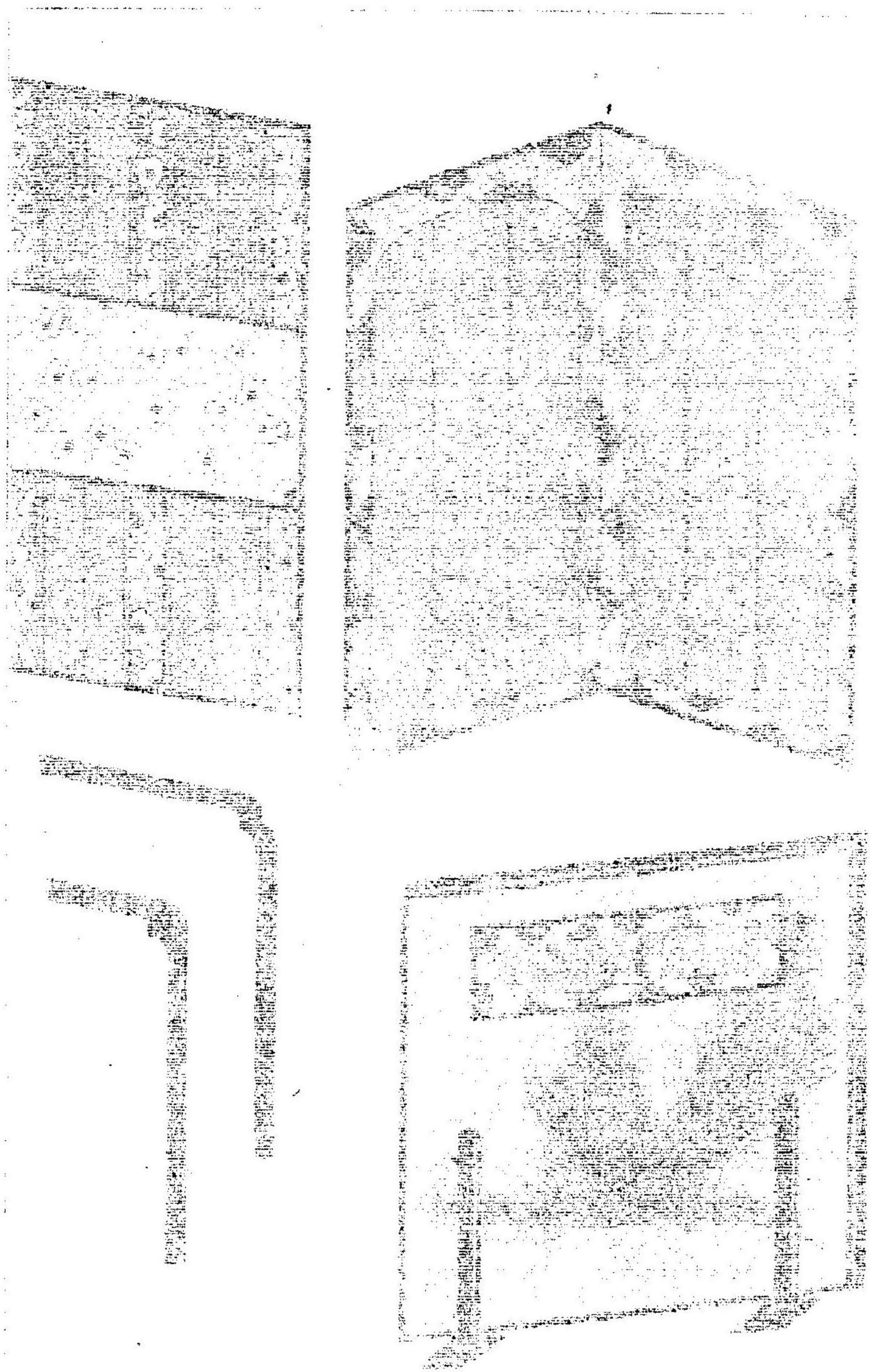
は古代切地を張りしもの、或は埋木などにてせしもの、同じく種々に造られるのであります。

第五圖説明

(い)なる衝立は、極めて優美高尚の造りにて、透見^{オウミ}には掛け簾を以てし、縁は(ろ)にも亦(は)にも、その他種々の形を用ゐられます。このやうなる造りにあつては、襖は矢張(に)の如き優美高尚のもの、二曲屏風をあしらふには、矢張(ほ)の如き優美高尚のものならんには、極めて趣を加へます。故に障子にても、塗縁、たゞに塗縁の障子よりも、塗縁の襖障子に能く適し、白木造りの障子や襖や天井等には、前者の適する程適しませぬ。

又(に)の襖は、中を簾張、上下を模様紙張とし、障子としては中を障子、上下を簾張とし、襖障子としては、中に障子を嵌込む等にいたします。従うて(ほ)の屏風も二曲に多きが、往々六曲にも之れあり、且つその簀の張込みも短冊形

衝立と襖
障子の調



第五圖

〔障子の種類〕

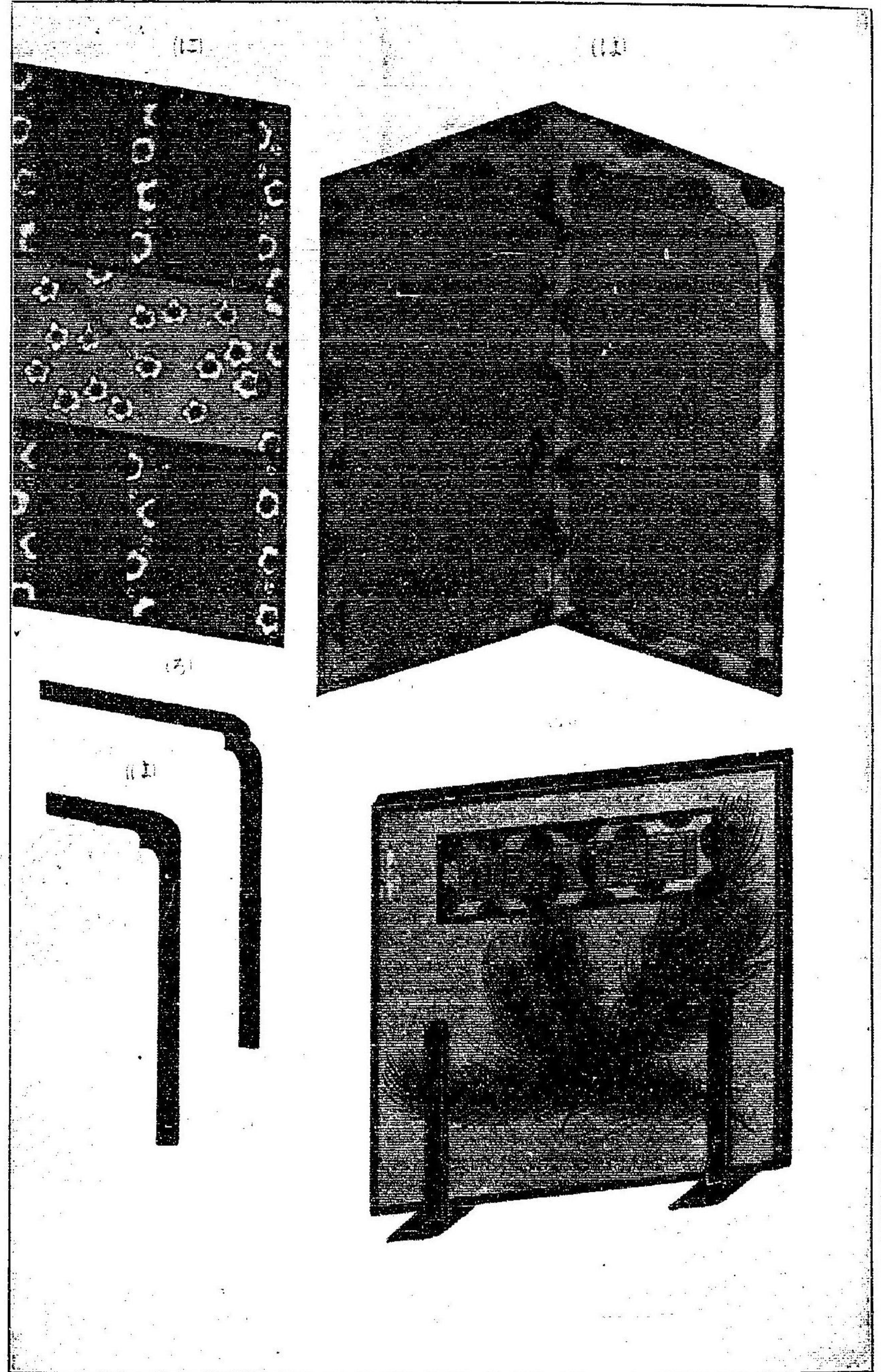
(二八)

は古代切地を張りしもの或は埋木などにてせしもの同じく種々に造られるのであります。

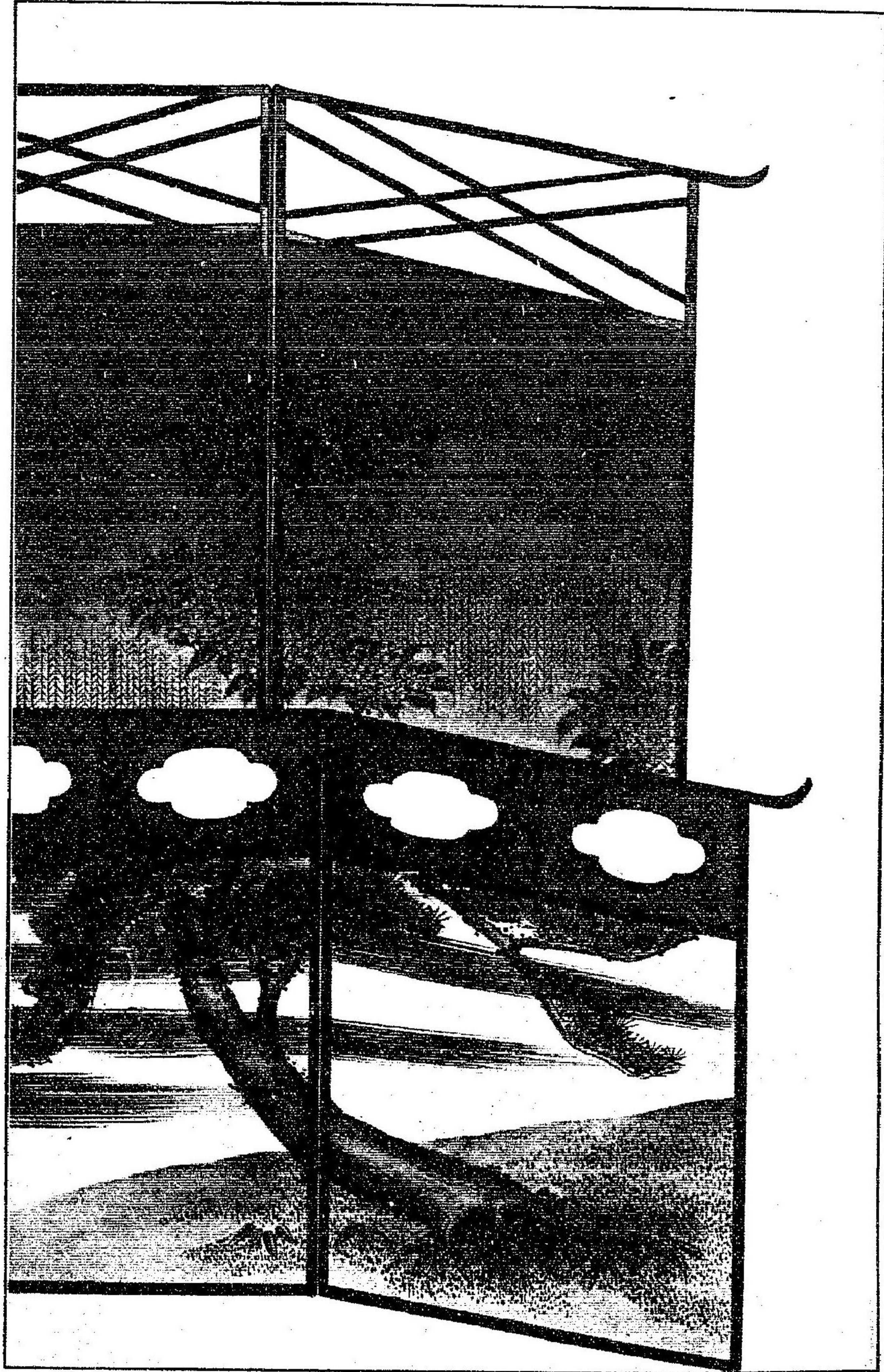
第五圖説明

(一)なる衝立は、替めて優美高尚の造りにて、透見には掛簾を以てし、縁は(二)にも亦(三)にも、その種類々の形を用ゐられます。このやうなる造りにあつては、襖は天然にの如き優美高尚のもの、二曲屏風をあしらふには、矢張り(四)の如き優美高尚のものならんには、極めて趣を加へます。故に障子にても、塗縁、たゞに障子の障子よりも、塗縁の襖障子に能く趣し、白木造りの障子や襖や天井等には、襖等の適する程造りませぬ。

又(五)の障子は、中を襖紙張とし、障子としては中を障子、上下を簾張とし、襖障子として、中に障子を装束等にあはします。従つて(六)の屏風も二曲に多きが、往々六曲にも之れあり、且つその簾の渡込みも短冊形



第五圖



圖六第

上下斜に張込めるもの、或は雪月花の形に張込めるもの等色々あります。

第六圖説明

屏風は事物紀源に、『その名漢の世より出づ』とありて、餘程以前から我邦へも傳はつたものと思はれます。それには書屏、畫屏、繡屏、石屏、格子屏等の種類がありて、屏は蔽ふの意、風を屏ぎ、又物を遮ぎるの具よりして、斯く名づけられたのであります。大抵高さ六尺以下、六曲を常とし、その矮く小さきを枕屏風と稱へ、四曲なるを不祥の屏風といふ説がありまするも、信ずるには足りませぬ。従うてその濶く二曲なれるは、俗に廉手屏風といひ、廉手屏風の小なるを茶爐前屏風と呼び、普通は何れも兩面に紙を貼り、多く紙の蝶番てつぱん（二曲には金屬製の蝶番てつぱんを用ゆるもの多し）にて續ぎ、折り疊の便に供へ、六曲若くは四曲は之を總稱して、或は連屏れんびんとも申します。

連屏には、南都正倉院に納められし、有名なる鳥毛の御屏風の造りの外、他

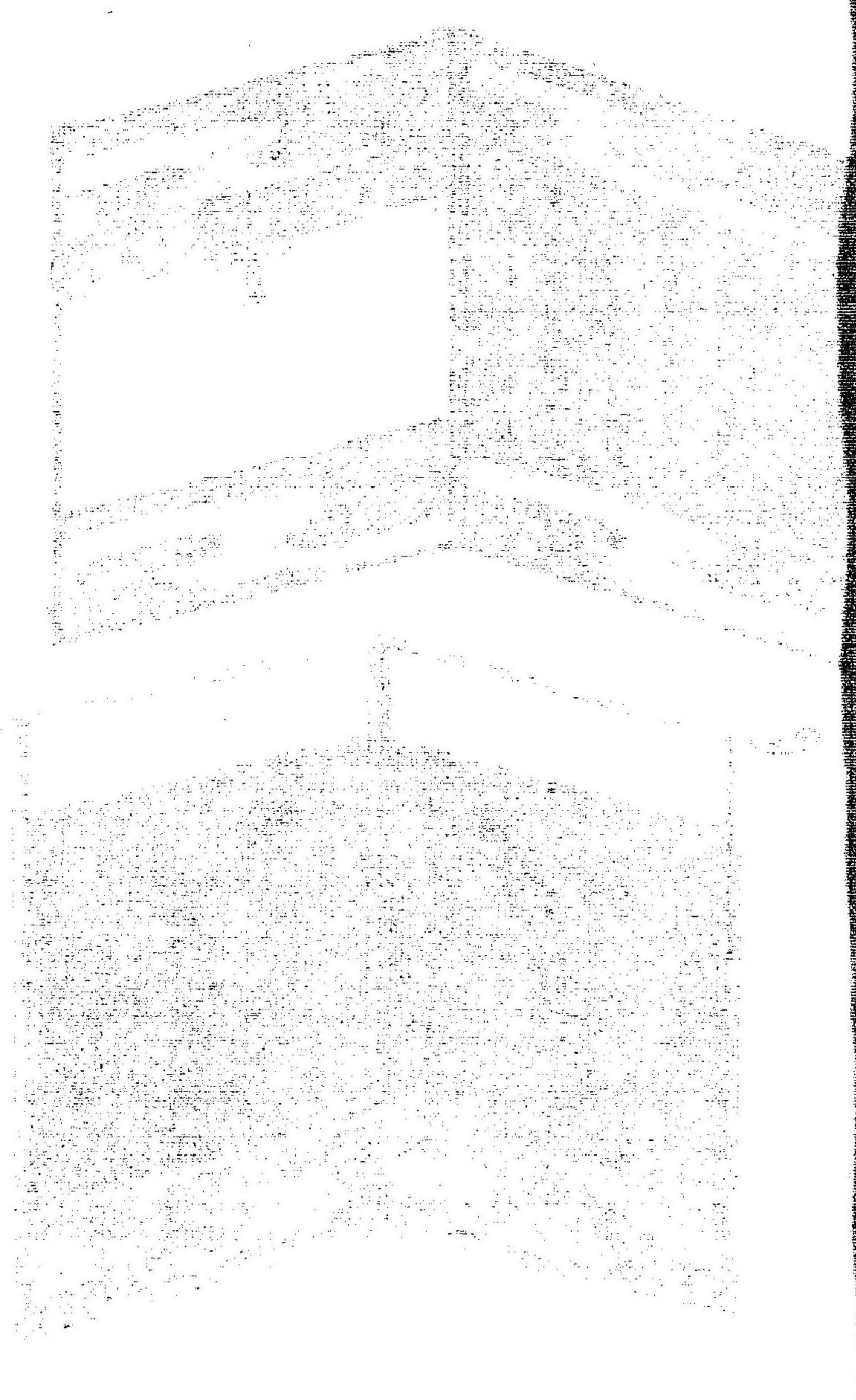
に特殊の製のものはありません。鳥毛の御屏風の造りと申しても、たゞ蝶番にて連続せしむるを、一枚々々その上下に穴を穿ち、皮紐を以て結び繋ぎしまでのことでもあります。併しながら獨り廉手の二曲屏風乃至茶爐前屏風にいたりては、種々様々の工夫と意匠から成つたものが、随分澤山にあるのであります。

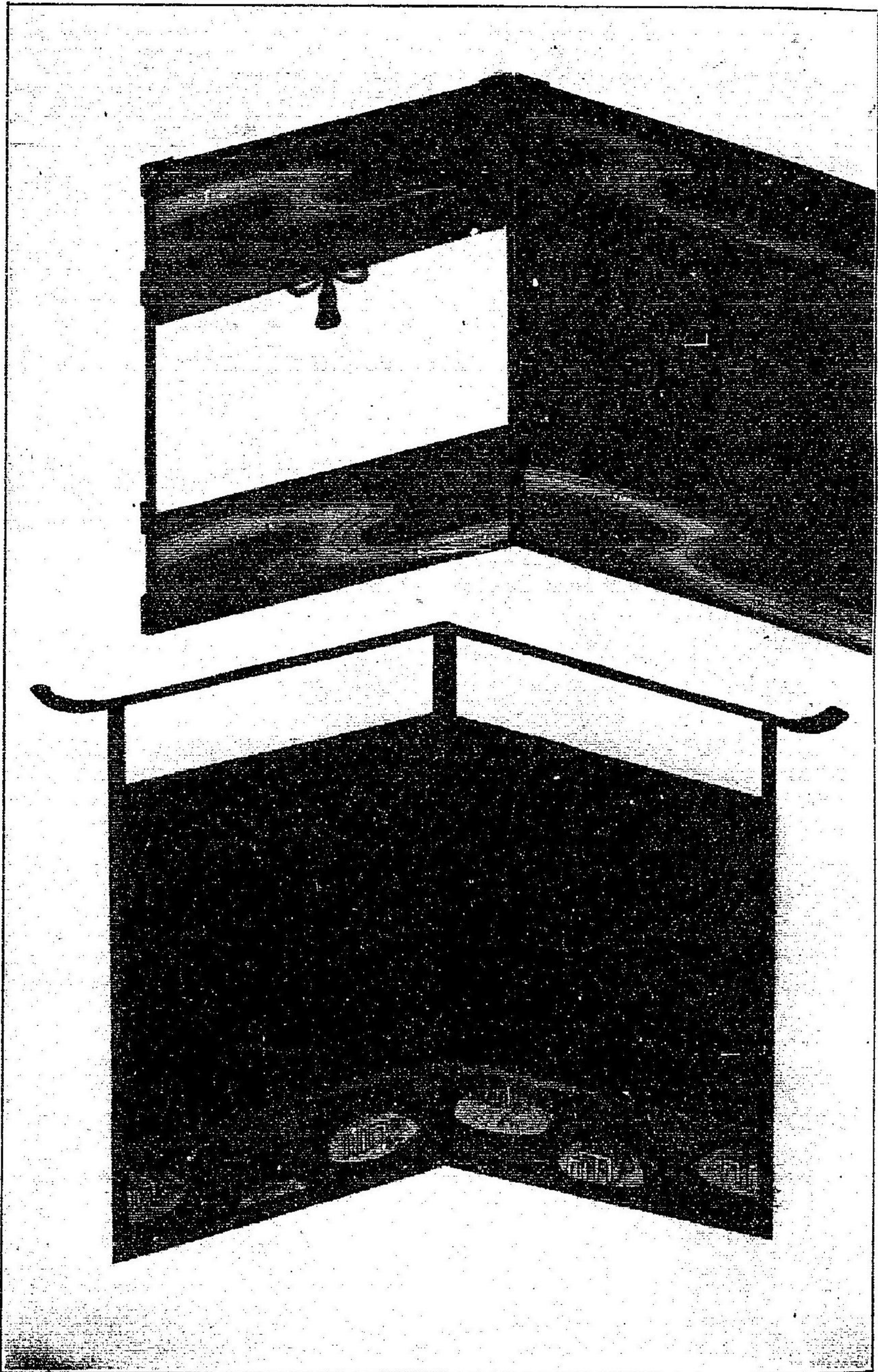
屏風と取扱ひ方

屏風も亦實用として座敷に供ふる場合は、兎も角、裝飾用には成るべく之を座敷に使ひたくはないのであります。衝立は實用にも、座敷中に立つることを避けますが、屏風は座敷中に取り入れて立つるも差支へませぬ。狭き座敷に、割合大なる屏風の裝飾などは、多くは煩はしきに過るの虞れを免れぬのであります。

二曲繡屏と裝飾

圖の上部なるは、所謂二曲繡屏にして、茶色の網代地に櫻花を縫ひ出し、黒塗或は蒔繪の縁を、金具と金屬製の蝶番に依り取り付け、その艶麗なるは眼もあやに、之を座敷への入口に幕掛けしにあしらひ、手箱の類、若くは文車な





圖七第

屏風の
取付方

と
取付
方

は特殊の製のものでもせぬ。為毛の御屏風の造りも併してもたゞ、
 滑りて連続せしむるを、一枚々々その上下に穴を穿ち、皮紐を以て結び織り
 しまでのごとであります。併してかゝる襖も、襖手や、向屏風乃至茶室前屏
 風にかゝるものは、種々様々なり。夫と意匠も成つたものが随分深由にある
 のであります。

屏風も亦、襖として窓敷に供ふる場合、且も角装飾用には成るべく之
 を座敷に他、（註）をのり方であります。是等は實用にも、座敷中に立つる
 ことを避けること、屏風は座敷中に取り入れて立つるをまてへさせぬ。
 其の取付に、向合の屏風の装飾を、はやくは煩わしきことを免れる虞れを
 免れぬのである。

圖の上部なるは、御油繪屏風に、赤色の朝代地に桜花を繪ひ出し、黒
 漆或は蒔繪の縁を、金具と金網製の紐高に依り掛け、その鉤麗なるは、隈
 もあやに、之を座敷への入口に幕掛けしにあしらひ、手箱の裏、若くは文庫な

曲屏風の二造り方

夏用と二種風屏

んど添へんには、この上もなき美しき裝飾となるのであります。下部の二曲も種々の繪畫を描ける、同じく優美の造りにして、上部なるは高き程よろしく、下部なるは四尺以下三尺位の高さが適するのであります。

第七圖説明

上なるは高さ四尺若くは三尺五六寸にも、幅三尺五六寸若くは三尺位にも、要は幅稍々廣く、高さと五六寸程の差あるが適します。下の腰、上の地の中、同じく金砂子など打ちし古風の畫がよくうつります。簾は掛け垂にして、卷上げ自由に、縁は黒塗或は蒔繪せるに金具を施し、金屬製の蝶番にて繼ぎたるのであります。その後邊に書籍棚など飾り、簾を掲げて棚の一部を見せ、横に几を置き添へ、或は脇側などあしらわんには、この上もなき裝飾となるのであります。

又下なるは高さ三尺五六寸若くは三尺前後にも、幅は二尺五六寸若くは

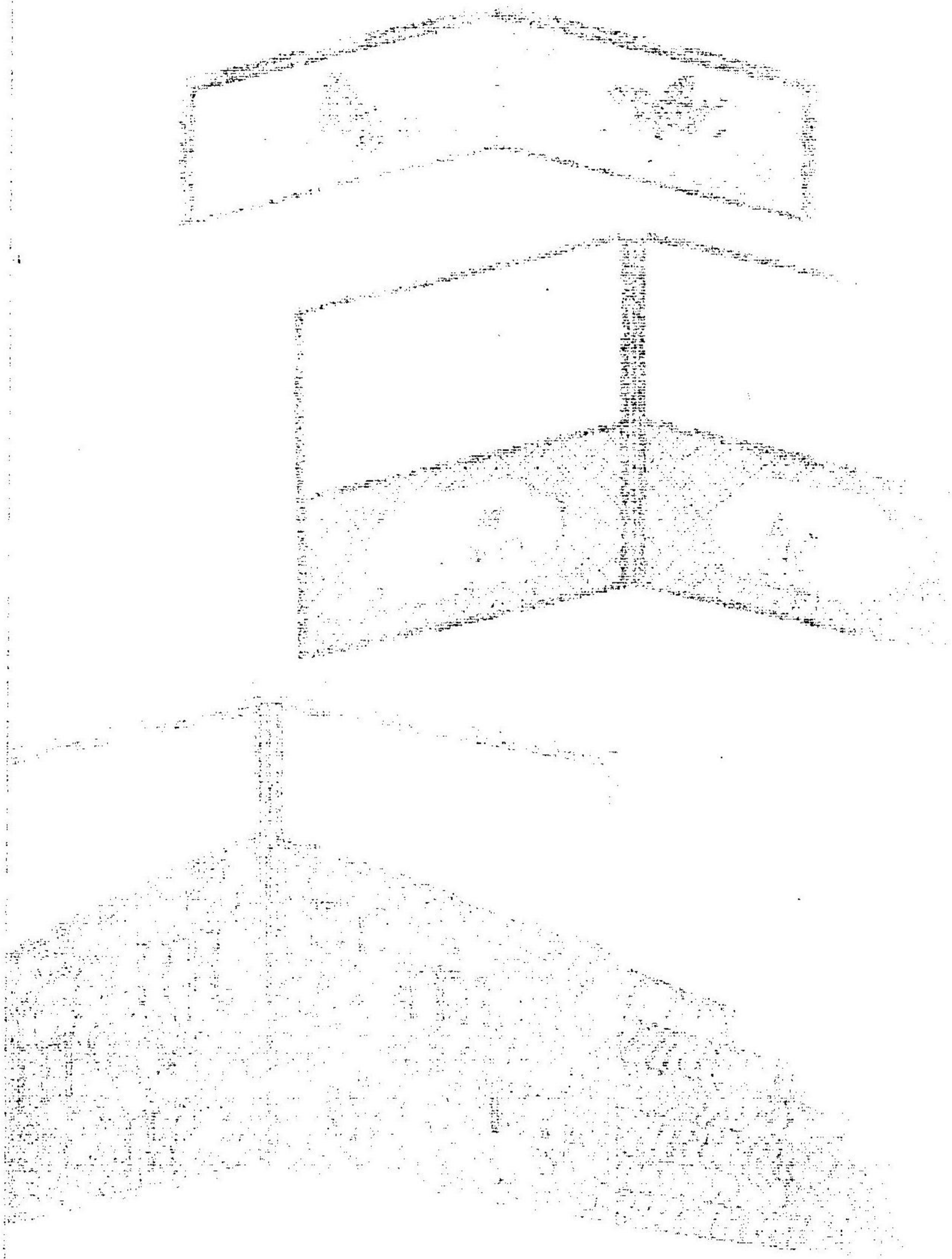
〔道具圖解〕

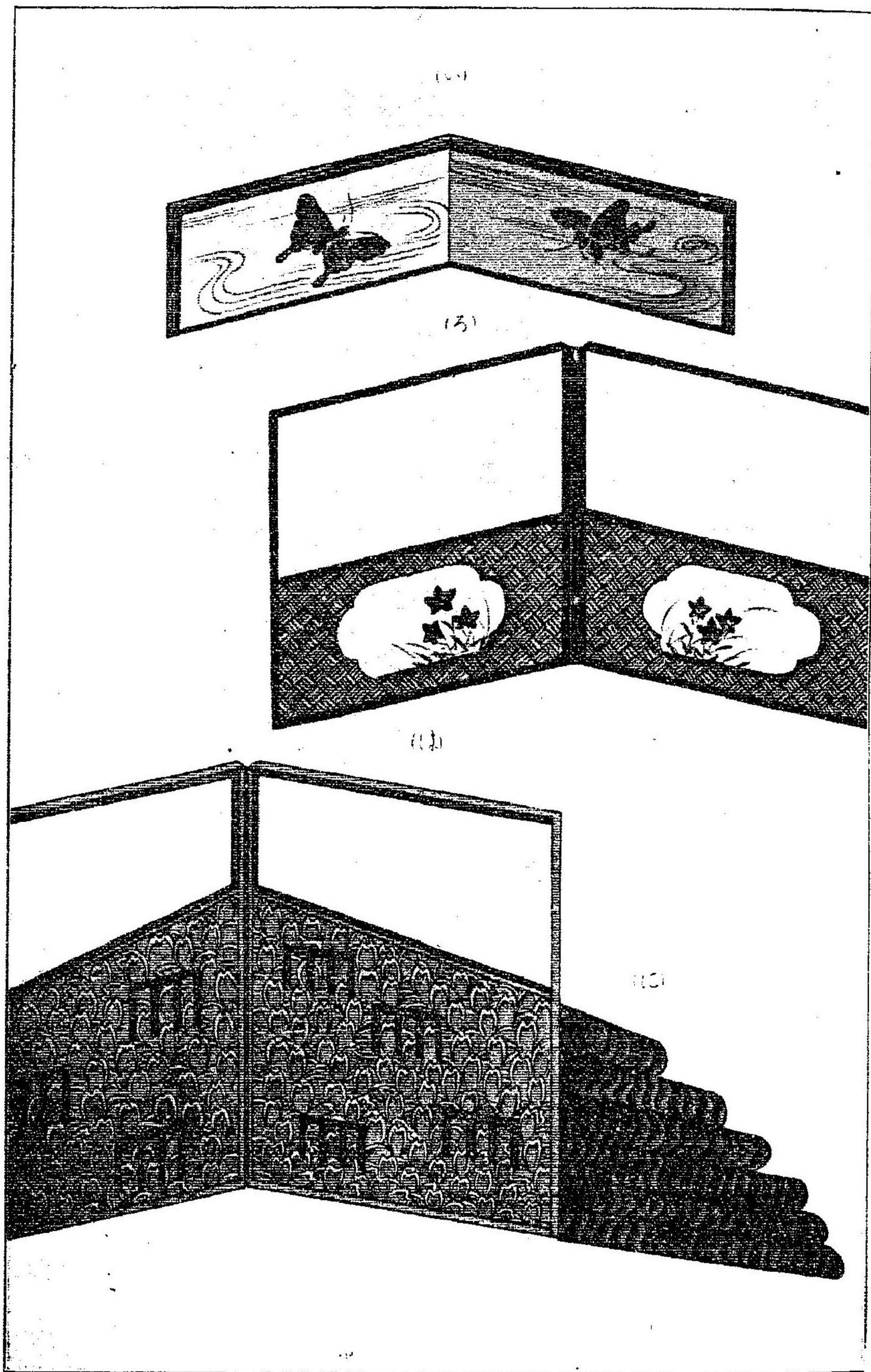
二尺にも幅稍々狭く、高さ一尺内外程の差ある位がよろしいのであります。縁なる上部は特に竹の根附きの一様に趣あるを擇び、腰の高さよりは、上の明一寸五六分乃至二寸程廣くいたし、腰は矢張模様風の繪が能くうつります。埋木或は晒木そのまゝなるもふさわしく、固より之は夏季用のものであります。

第八圖説明

(い)は茶爐ちやろ前屏風まへびやうの一種、高さ一尺内外、幅二尺乃至二尺四五寸にも、黒塗の縁に赤銅、四分一などの金具ふさわしく、蝶番は普通に紙を以てし、茶具類など總て低き飲食器を飾りたる後方に立てるに適します。(ろ)は高さ二尺内外、幅二尺五六寸、腰八九寸、種々蒔繪を施し、縁は黒塗、金具を用ゐず、蝶番は申すまでもなく金屬製にいたします。(は)は高さ二尺五六寸、幅二尺四五寸、腰を上の明よりは二寸内外高くし、櫻花若くは雪輪などの一日透彫若くは(に)

一種の茶爐前屏風と造り方





第八圖

一種の茶
室の屏風
と造り方

第八圖説明

二尺にも幅稍く狭く高さと一尺内外程の差ある位がよいのでありま
す。縁なる上部は特に竹の根附きの一枚に越あるを屏の腰の高さより上
上の間一寸五六分乃至二寸程廣くいたし、縁は矢張り縁の縁が能くうつ
ります。壁本或は障本といふやうなるもよく、圓く之は夏季用のもの
であります。

これは茶室新屏風の一種高さ一尺内外幅二尺乃至二尺五寸にも黒塗の
縁に赤銅四分一などの金具をさわしく、縁は普通に紙を貼して茶具類な
ど總て低き飲食器を飾りたる後方に立てるに適します。又は高さ二尺内
外幅二尺五六寸、腰八寸程を飾繪を施し、縁は黒塗、金具を用ゐず、縁は申
すまでもなく金箔製にいたします。又は高さ二尺五六寸、幅二尺四五寸、腰
を上上の明よりは二寸内外高くし、縁は若くは雪輪などの一、二透彫、若くは

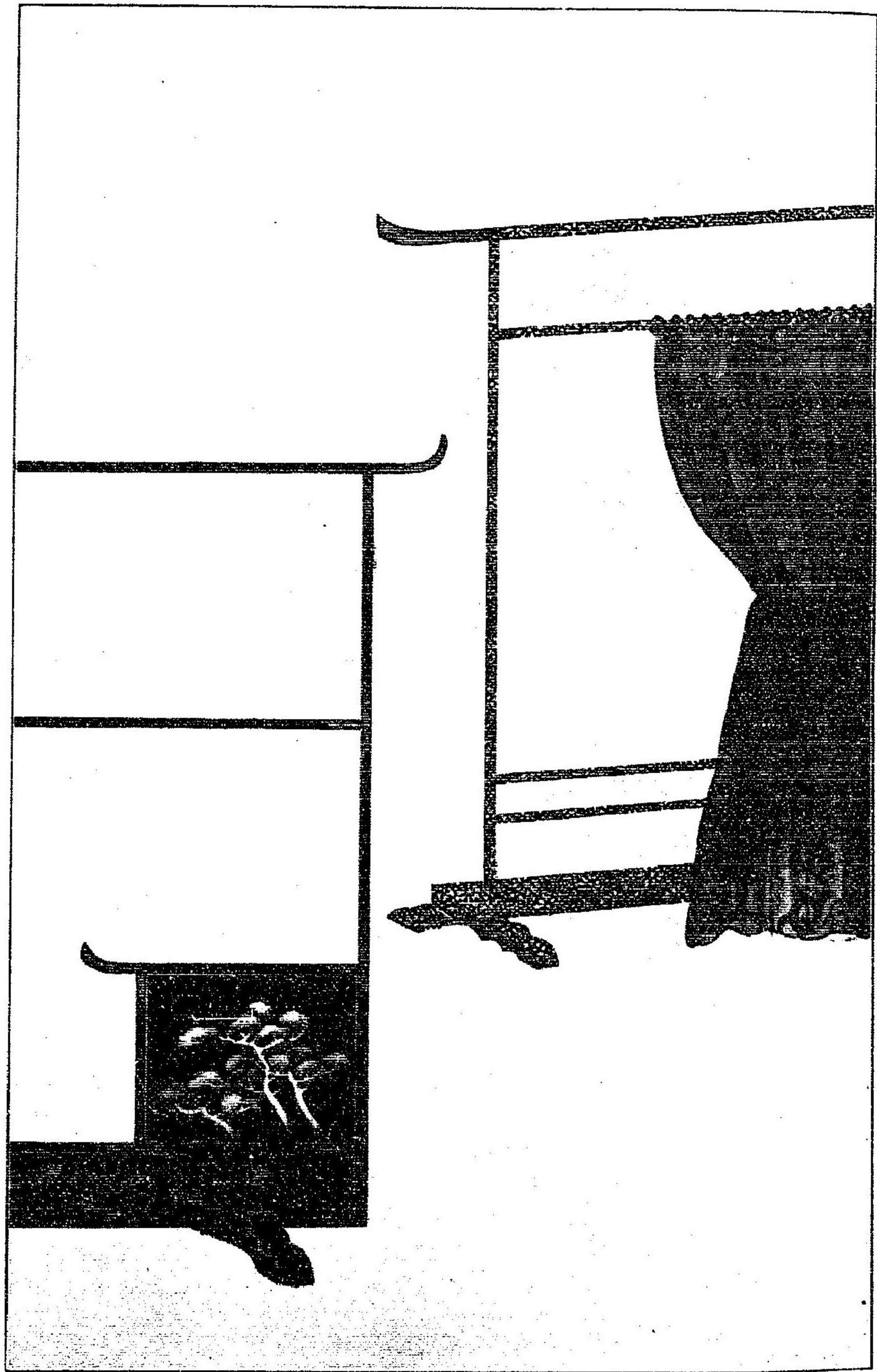


圖 九 第

四季の
應用の
屏風

二曲屏
風と六
曲屏風

衣桁と
美

の如き觀世水の透彫をいたします。縁は塗るも塗ならぬも各自の好みに依ります。

(ろ)は共に四季を通じて用ゆるによろしく、而して(ろ)には、蒔繪、螺鈿等ある優美の物品を配置するに適し、(は)には盆栽その他雅致ある物品を配置するに適します。

このやうに二曲屏風には特殊の造り多く之れあるも、六曲には見るべきものはありませぬ。たゞ唐風の連屏に、一種稍々趣ある造りあれば、後頁に掲げ置きました。

第九圖説明

衣桁は物原に、『顯頊衣桁を作る』と。韓昌黎の詩に、『桁掛新衣裳』と。曲禮に、『男女雜り坐せず、櫛櫛を同ふせず』云々と。所謂櫛は音夷、施と同じく、即ち今いふ衣桁であります。是に於て見ますれば、之も亦往古支那よ

〔道具圖解〕

特殊の衣
桁と裝飾

几帳と種
類

〔道具圖解〕

(三四)

り傳へられたものにて、和名美會みきとは衣きを掛けるの意に他ならぬのであり
ます。單に衣を掛けるの用に供へられたれば、その始めは二個の細き柱
の上に横木を亘し、脚丈夫に轉倒せざるやう一般に造られしも、世の進歩と
共に種々様々の意匠と裝飾とを施されて、その造りも幾十の多きを加ふる
にいたりました。こゝに掲げたるは、最も優美を盡せし一種にして、或は黒
塗、或は總蒔繪或は螺鈿を施し、特にその右方のものゝ如きは、麗はしき帷を
附け、寧ろ實用を去つて、純然たる裝飾具となすにいたつたのであります。
此等はその後邊又は前邊に、籠製の花器へ花豊かに入れたるをあしらひ、琴
瑟類を置き添ゆるなどは、頗る調和いたすのであります。

第十圖說明

(い)は即ち帳懸帷ちやうけんのとびにして、所謂几帳に懸る帷とびであります。几帳とは往古主
に、婦人の座側に立て、内外を遮るの具、臺概ね長さ一尺五分、廣さ六寸二分、

欠

MISSING

朽木形
帳と袖
帳と差
几

厚さ三寸五分なれるは、四尺几帳の制であります。而してこの臺に二本の柱を中央に寄せ並べ立て、上に横木を施し、之に帷を懸るのであります。几帳には四尺几帳、五尺几帳、三尺几帳、柏几帳、朽木形几帳等があつて、四尺几帳は又枕几帳と稱へ、柏几帳は三尺六寸を常法といたします。素よりその四尺、五尺、三尺と申すのは、高さをいへるにて、幅も殆んど高さと同じいのであります。

朽木形几帳には、その説種々ありて、住吉物語に、「紙びやうぶに大和繪かきたる、一よろひ立て、母屋のみすに朽木形の几丁かたひらかけて、いとあるべかしく、しつらひたり」云々と。舊本今昔物語に、「朽木形の几帷の帷を懸て、夏は薄物の帷を掛く」云々と。是に於て見ますと、朽木形とは几帳の形にはあらで、帷の文様に依れる名にて、伊勢貞丈はその雜記に、落葉せし木の文様と断定してをります。又袖もて顔を覆ふを袖几帳と稱へ、侍女に最小の几帳を持たせ、通行の際に顔、他に見られじとするを差几帳と申しま

又帷は釋名に、『圍ふなり。以て目の障圍とするなり。之を施して土壁を象るなり。幕は則ち帷の上に張り、舍屋に像るなり。共に布にて爲る』云々と。我國所謂帷は幕、幕は帷とするは誤りであります。且つ衫衣を帷子と稱ふるが、衫衣は單の布、身體を圍ふこと、恰も帷の屋舎を圍ふものに似たれば、假りに加太比良と呼びて、竟に本を失ふにいたつたのでありますまいか。兎に角帳懸帷は、先づ四尺几帳にあつては、長さ六尺、裏紐同じく三尺、紐は大抵黒或は蘇芳色、帷は禁秘抄の清涼殿の條に『帳四面有儿帳帷、夏生以胡粉畫花鳥、冬朽木形、疊三帖、縹綱御座敷東上』云々。雜要抄に、『帷冬面練平絹、額文裏同白』云々と。階梯に、『帷夏冬事也』云々等とあるのを見ますれば、帷はその往古主に夏冬の障圍具、夏は生の絹に、胡粉もて花鳥或は秋草など描き、冬は朽木形ならねば練平絹の額文の模様ありて、圖の如くその上方の中央に、外を覗き得べく作られたのであります。以て來種々結構

なる地切を用ゐて、四季共に設けらるゝやうになつたのであります。

障圍具中の最優美なるものといはゞ、誰もこの几帳を推すに吝かならぬと思ひます。一基の邊、何物を配するも恐らく調和せざるはなく、大凡裝飾品としては、是程艶麗且つ高尚なるものは多くなからうと思ひます。従つて我國人の如何に美術心に富み、意匠に巧みなりしかを知らんと欲するには、正しく好箇の材料たるを信ずるのであります。不幸一時歐米の思潮は、この貴重なる裝飾品をも、他と共に無用の長物視し、悉く破棄し去りて、今は圖してその面影を示すまでになりました。

(ろ)は又帷の一種、上代之を壁代、或は防壁と書して同じく『かべしろ』と訓み、或は生繩帷とも稱へて、多くは見きりを附ける所に、五尺屏風の高さに上げ、高さ凡そ九尺八寸、幅各々七幅なるを、場に應じて繼ぎ掛けるのであります。上代は概ね夏は生絹、他は額縹染の絹、或は種々なる縫文様等を施したるを用ゐられたが、後世几帳と共に色々の地切にて作るに至り、頗る優

美高雅の裝飾品であります。併しながら狭き室には、その特徴を十分に發揮せしめ難く、廣き室程能く適するのであります。

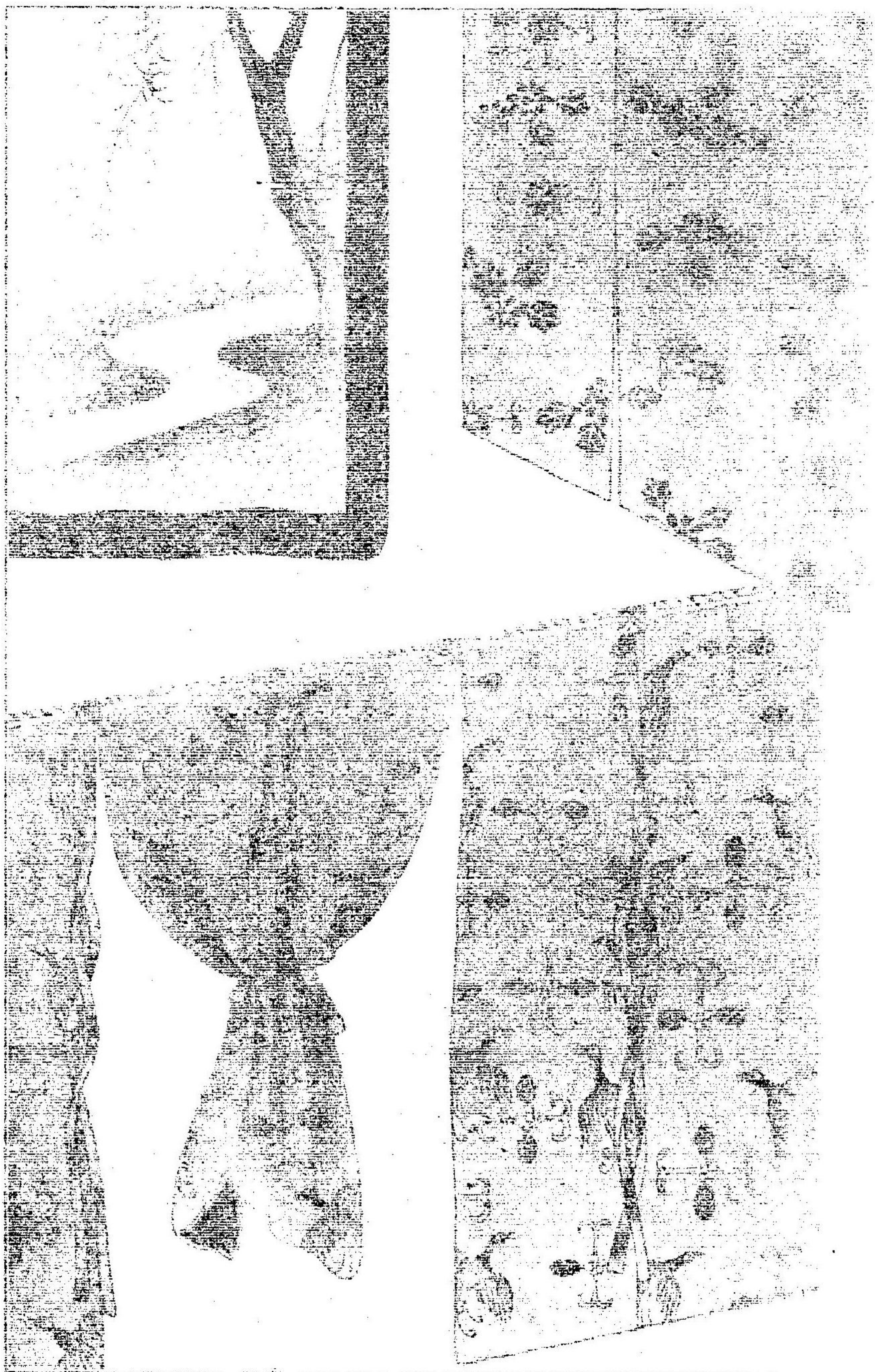
推古天皇以來、奈良、平安兩朝をかけ、且つその後も盛に流行いたせし染物には、藤纈、纈纈、夾纈の三種ありて、特に多く裝飾物に用ゐられました。故に上代帷の類としいはと、概ねこの三種中の染に依つたのであります。而して藤纈とは今のらふ形、即ち布帛の地あひに、蠶もて色々の文様を描き、染てのちその蠶を抜き落せしもの、纈纈とは所謂「かのこ」染、夾纈とは板じめ染であります。千百有餘年前にかゝる盛美の染物を工夫されしは、實に驚くべきではありませぬか。

(は)は共に古代更紗、或は繪子などにて作り、二階への上り口乃至三尺位の狭き出入口等に施すに適するのであります。

古代裝飾物と藤纈、夾纈、水纈

階段口その他と帷

第十一圖說明



古代裝飾物と稱する
大織

階段口や
その他織

〔装具類〕

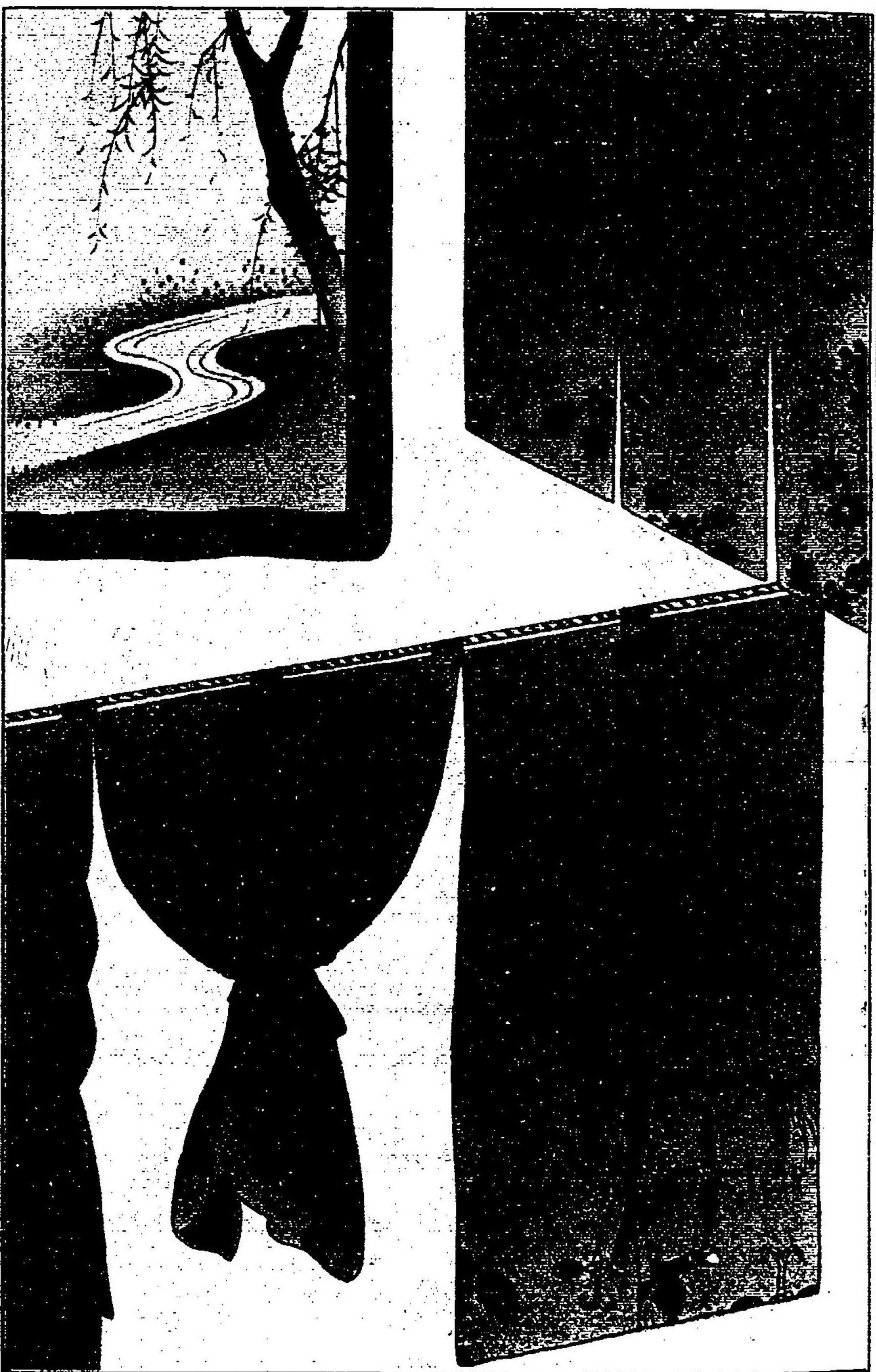
(三六)

美高麗の裝飾品であります。併しながら狭き室には、その特徴を十分に發揮せしめ難く、廣き室程能く適するのであります。

推古天皇以來、奈良平安兩朝をかけ、且つその變る盛に流行いたせし染物には、藍、緋、紫、黄、赤、青、白の三種ありて、特に多く裝飾物に用ゐられました。故に上代様の類とし、はゞ概ねこの三種中の染に依つたのであります。而して纏類とは今の形即ち布帛の地色に頼りて色々の文様を描き、染てのちその纏を抜き落せしもの、纏類とは所謂「かこの」染、夾類とは板じめ染であります。其の昔有餘年前にかゝる盛美の染物を工夫されしは、實に驚くべきではありませぬか。

〔はは共は古代更紗或は給子などにて作り、二階への上り口、乃至三尺位の狭き出入口等に施すに適するのであります。〕

第十一圖説明



第十圖

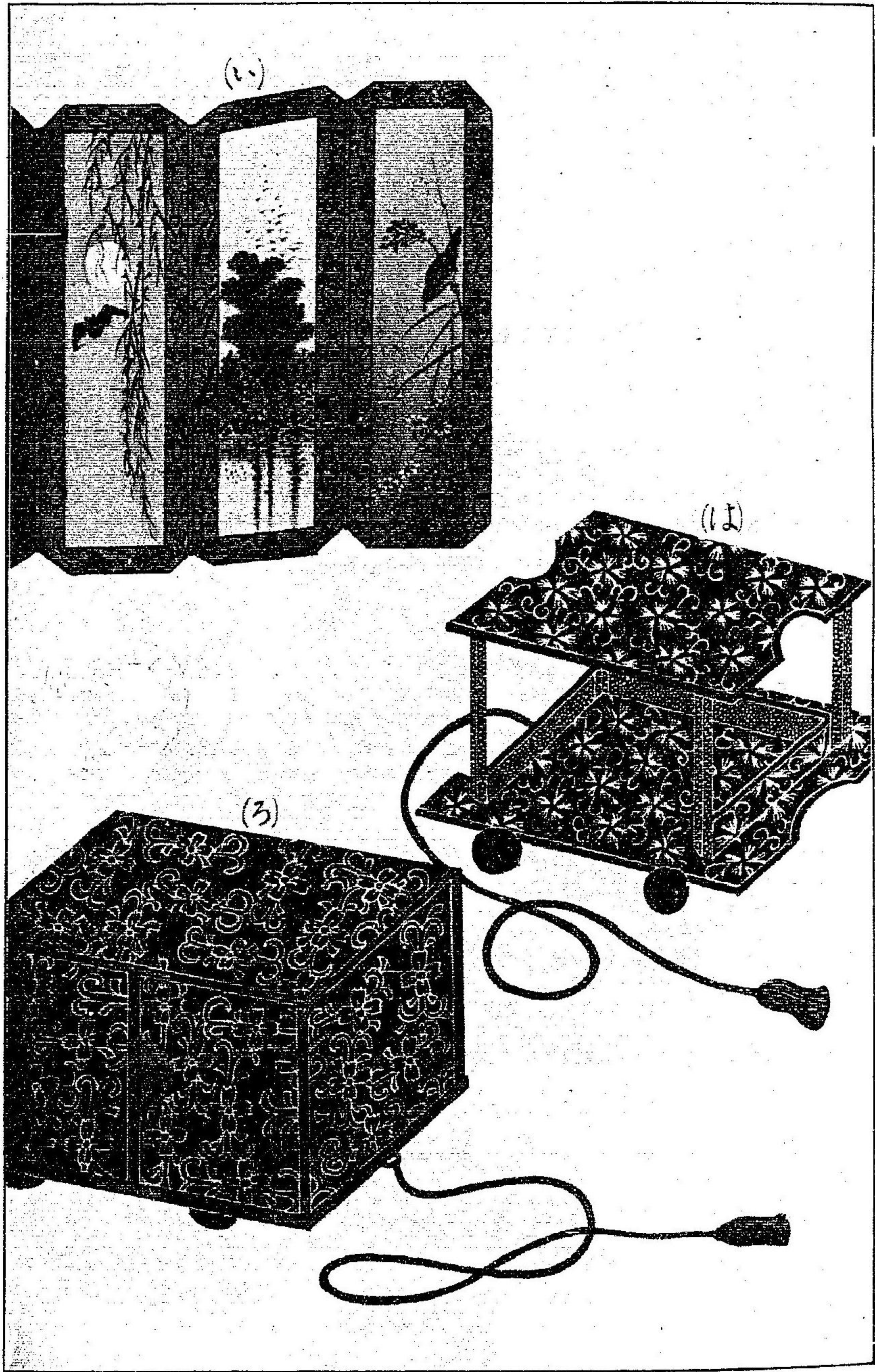
幕と種類

幕は事物紀源に、「女媧の世に幕の名ありと雖も、その興ること當に周より始まる」云々と。既に前にも述べし如く、上に掛くるを幕といひ、下に掛くるを帷といへば、我國に於ては、その用を誤る場合が多いのであります。幕には陣幕、樂屋幕、船幕、屋幕、野幕、喪幕等の種類ありて、陣幕は二張を以て陰陽一對となし、各々布六反を用ひ、内一反を四つに判ち、その三分にて黑白青三股の左索を編ひて手繩となし、長さ幕の端を出づること、何れも三尺なるのであります。乳は數二十八個、二十八宿星を表し、長さ總て五寸二分、幅一寸二分、物見の穴九つ、日月及び北斗の七星を象れると申します。室内用ゆゑの所の幕は、此等に依りて専ら裝飾品として作られ、地切も種々様々の模様あるを撰ばれました。而して座敷への廣き入口の室に掛けるに、極めて高尚優美の品であります。

又上方右なるは斗帳の一種、釋名に、「帳は張なり。床の上に施し張るなり。その小帳を斗帳又屏帳といひ、形覆斗の如し」云々と。幕は廣き室高

斗帳と幕

【道具圖解】



第二十圖

唐風の連
屏と裝飾

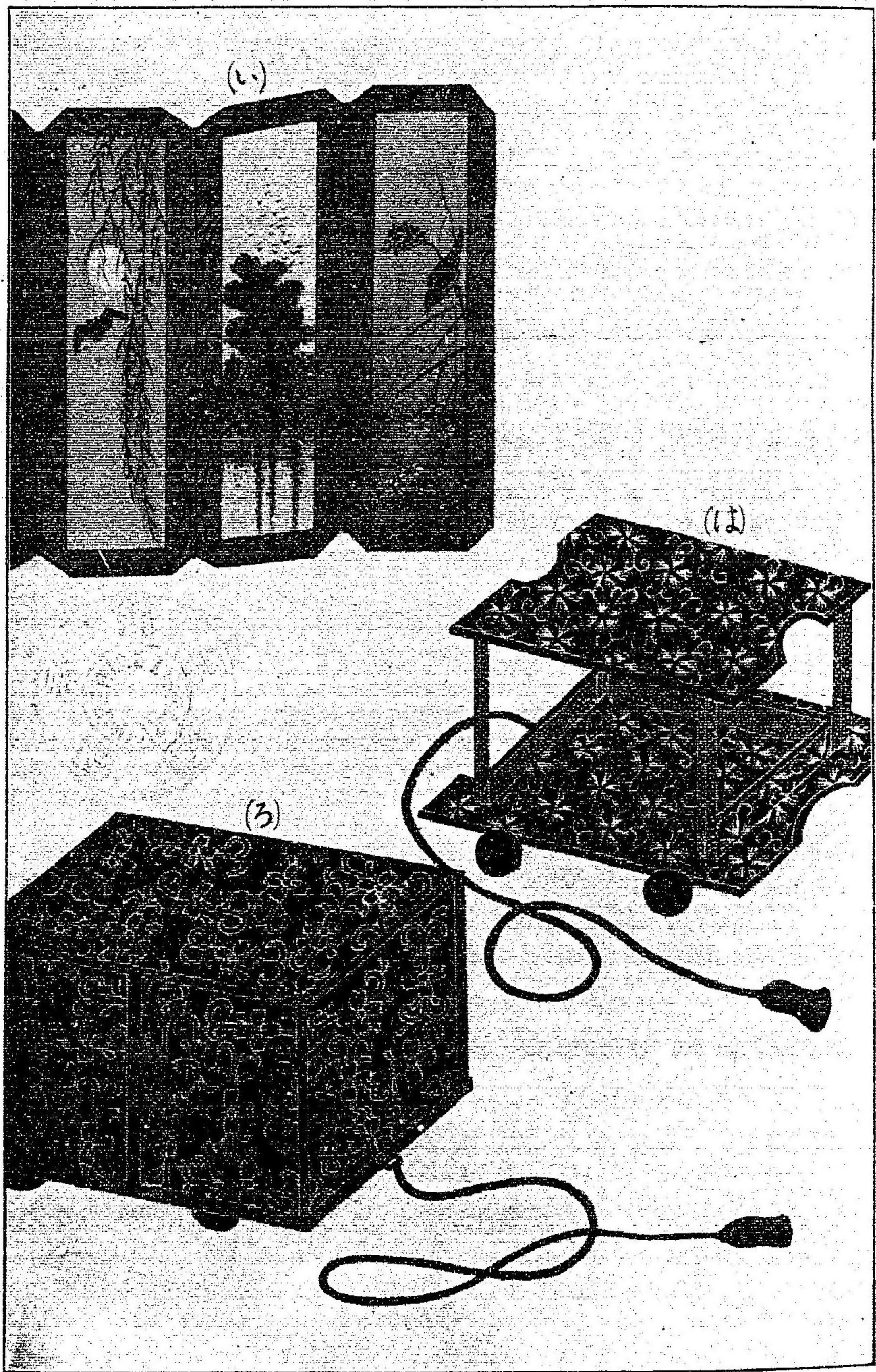
文車と趣
味

第十二圖説明

〔道具圖解〕
 (四〇)
 き天井なる程能くその趣を呈し、狭き室には位負て面白からぬのでありま
 す。斯る際には斗帳に代へ、その作りも一定いたしませぬ。左なるは前圖
 に掲げしより、尙ほ一層狭き出入口に掛けるによろしいのであります。

(い)なるは襖造り唐風の連屏、その上部或は下部は半圓形或は方形に、紫檀
 黒檀竹等の縁を附けしもの、或は同體唐木にて、製し彫刻を施されしもの、或
 は全部石にて作り、書及び畫を彫刻せしものなど、様々なものがあつた。
 唐几若くは古風の牀若くは椅子類に添へて、雅なる置花器に投入の花あし
 らひたる等は、又一種の趣なのであります。

(ろ)は其に文車にて、之にも色々の作りがあらひます。(ろ)はその中へ書籍、卷
 物、體能く收め、戸は兩開き或は半開きになして飾ります。書籍箱或は几、或
 は幕或は優美の二曲屏風或は各種の棚等にあしらひ、夫れとなき體に置け



第二十圖

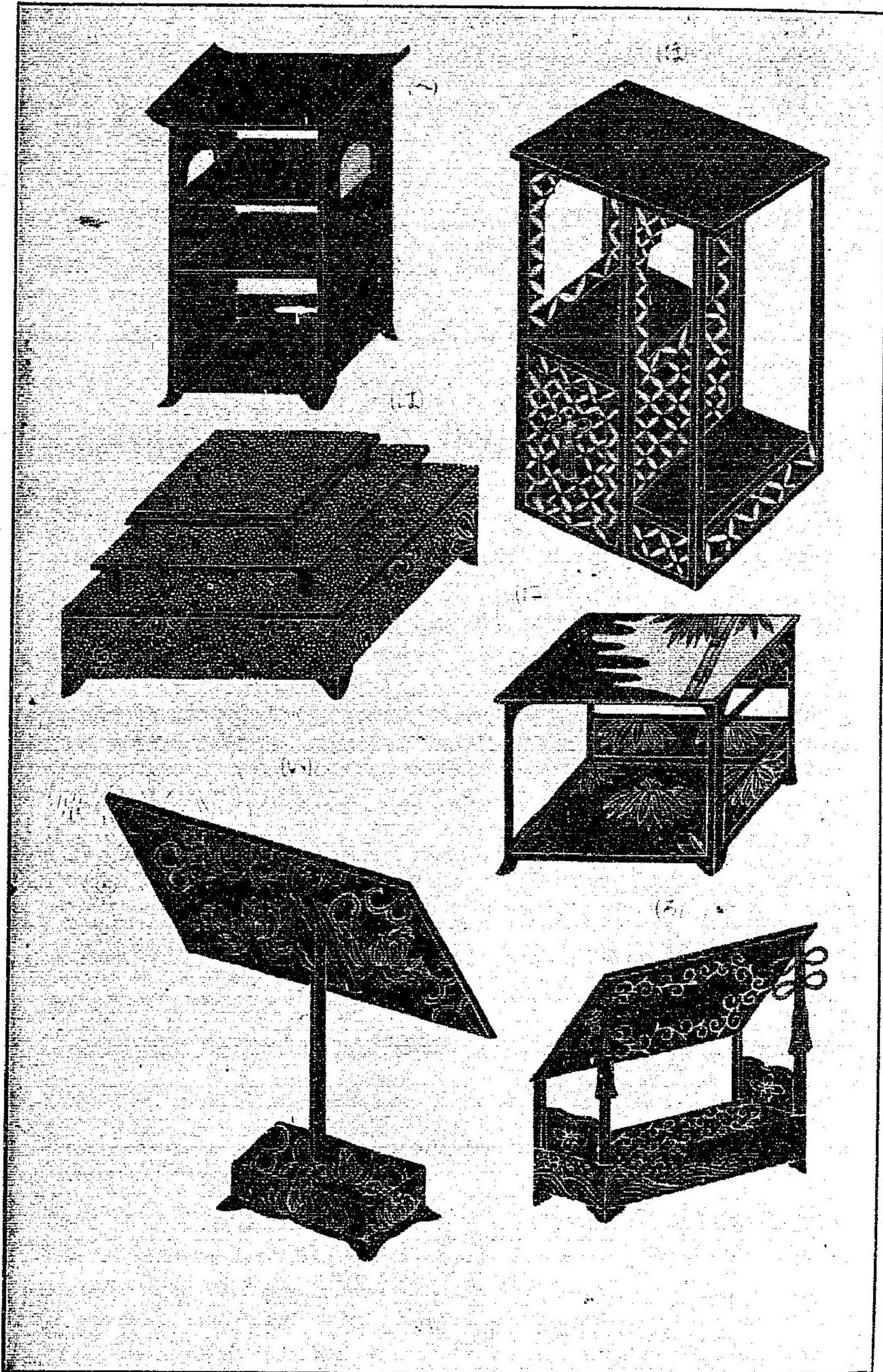
唐風の連
屏と裝飾

文車と趣

第十二圖説明

〔道具圖解〕
 (四〇)
 き天井なる程能くその趣を呈し、狭き室には位負て面白からぬのでありま
 す。斯る際には斗帳に代へその作りも一定いたしませぬ。左なるは前圖
 に掲げしより、尙ほ一層狭き出入口に掛けるによろしいのであります。

(い)なるは襖造り唐風の連屏、その上部或は下部は半圓形或は方形に、紫檀
 黒檀竹等の縁を附けしもの、或は同體唐木にて、製し彫刻を施されしもの、或
 は全部石にて作り、書及び畫を彫刻せしものなど、様々なものがあります。
 唐几若くは古風の牀若くは椅子類に添へて、雅なる置花器に投入の花あじ
 らひたる等は、又一種の趣なのであります。
 (ろ)は其に文車にて、之にも色々の作りがあります。(ろ)はその中へ書籍、卷
 物、體能く收め、戸は兩開き或は半開きになして飾ります。書籍箱或は几、或
 は幕或は優美の二曲屏風、或は各種の棚等にあしらひ、夫れとなき體に置け



圖三十第

見臺及用
紙臺と
厨子

見臺及用
紙臺と
厨子

るは、特に一種の趣を深かゝらしめます。

第十三圖説明

(イ) (ロ) は共に書見臺今は略して單に見臺と稱へ、又倚書架或は書案とも書き、その製にも種々ありて、一々掲ぐるに違ありませぬ。(ハ) (ニ) は同じく紙臺にて、所謂座側に置き、懷紙若くは料紙等を載せる臺、之もその形千差萬別であります。(ワ) (ハ) は一種の用厨子、手近の物品を置くに便じ、その作りの多き、前二者に優るとも、をさゝく劣ることはありませぬ。

この三種は、何れも書籍箱、或は几、或は几帳等に配置し、或は脇息、或は火鉢、或は煙草盆、或は茶具などに取り合すによろしいのであります。最も見臺には、書籍を置き飾ることはいたしませぬが、紙臺、用厨子は、何も置かずしてそのまゝに飾るも、亦紙臺へは料紙、硯箱を載せ、用厨子へは書籍、卷物類、若くは菓子器、若くは一輪生花器に、何なりとも花軽く折り入れたるを置き、若く

(道具圖解)

(四一)

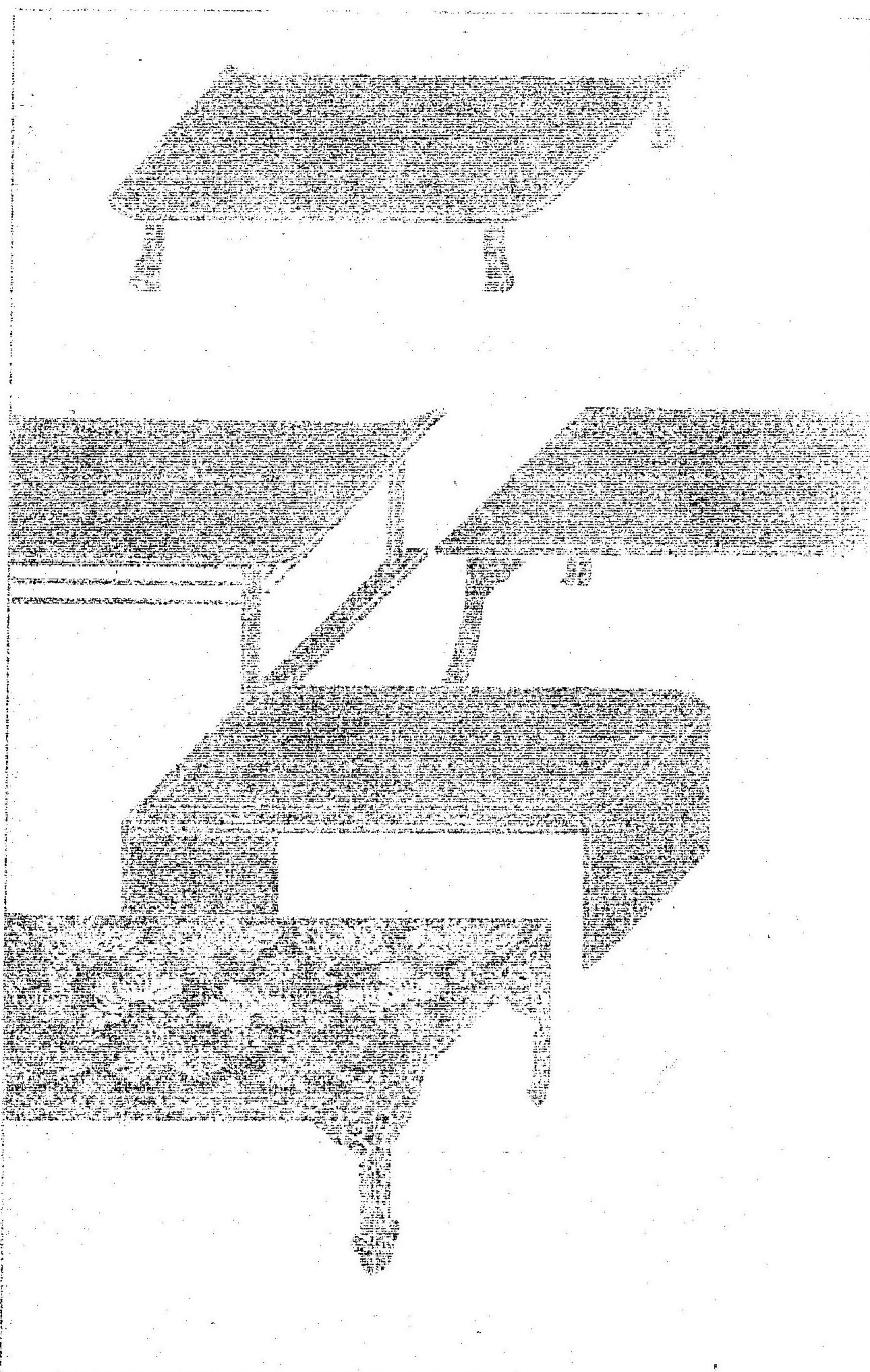
〔道具圖解〕
は手廻りの品、二三個を載せ飾るもよろしいのでありますが、その品、座敷飾りの品と重複せぬやう注意いたさねばなりません。

〔道具圖解〕

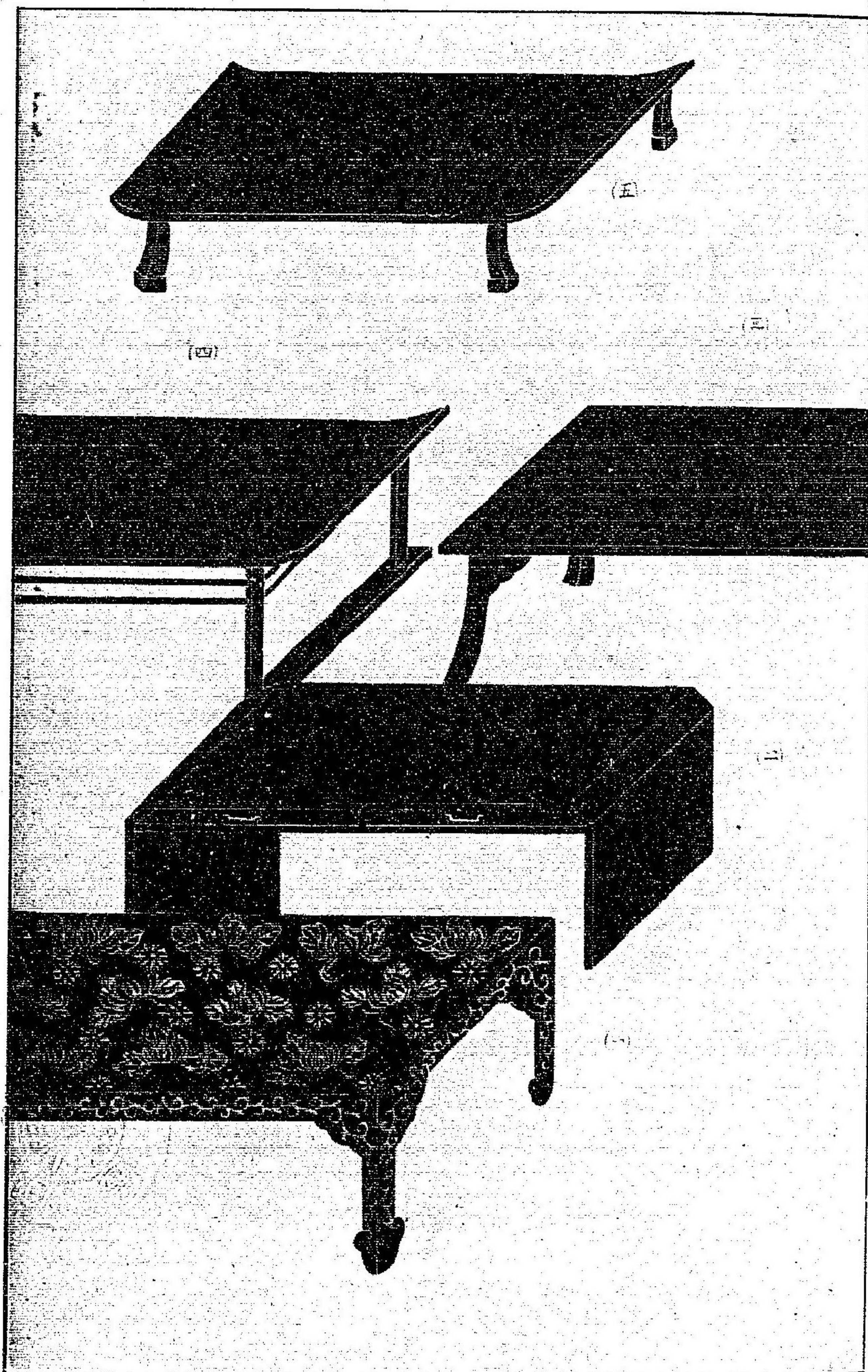
(四二)

第十四圖説明

案は之を『ふみづくゑ』又『ぶづくゑ』と稱へ、又書案と書きます。五張程に、『古人は席を地きて座す。疾めば則ち几に憑る。食し及び書を見れば、則ち皆案を用ゆ』云々と。今は一樣に『つくゑ』といひまするが、几は即ち卓子であります。さてこの『つくゑ』には、大小高低、その他種々の形ありて、枚擧すべくはありませぬも、寸法雑々には、『文机長さ三尺五寸、廣さ一尺三寸、高さ八寸なり』云々と。又翫弄器といふ書に、文机長さ二尺一寸五分半、幅一尺一寸五分、高さ六寸一分半、總體極上島桐、線足附、尤も足の四方共銀、南鏡の覆輪、机の甲、今織蒨黄地の蜀紅の錦にて張る。但し四方白紫にして、切段染の啄木にて伏せ、四方足の所へ總角に結び下ぐ』云々。又茶式湖月抄



第十四圖



第 十 四 圖

（四二）
 は手廻りの品二三種を敷せ飾るもよろしいのでありますが、その品座敷飾りの品と重複せぬやう注意いたさねばなりません。

第十四圖説明

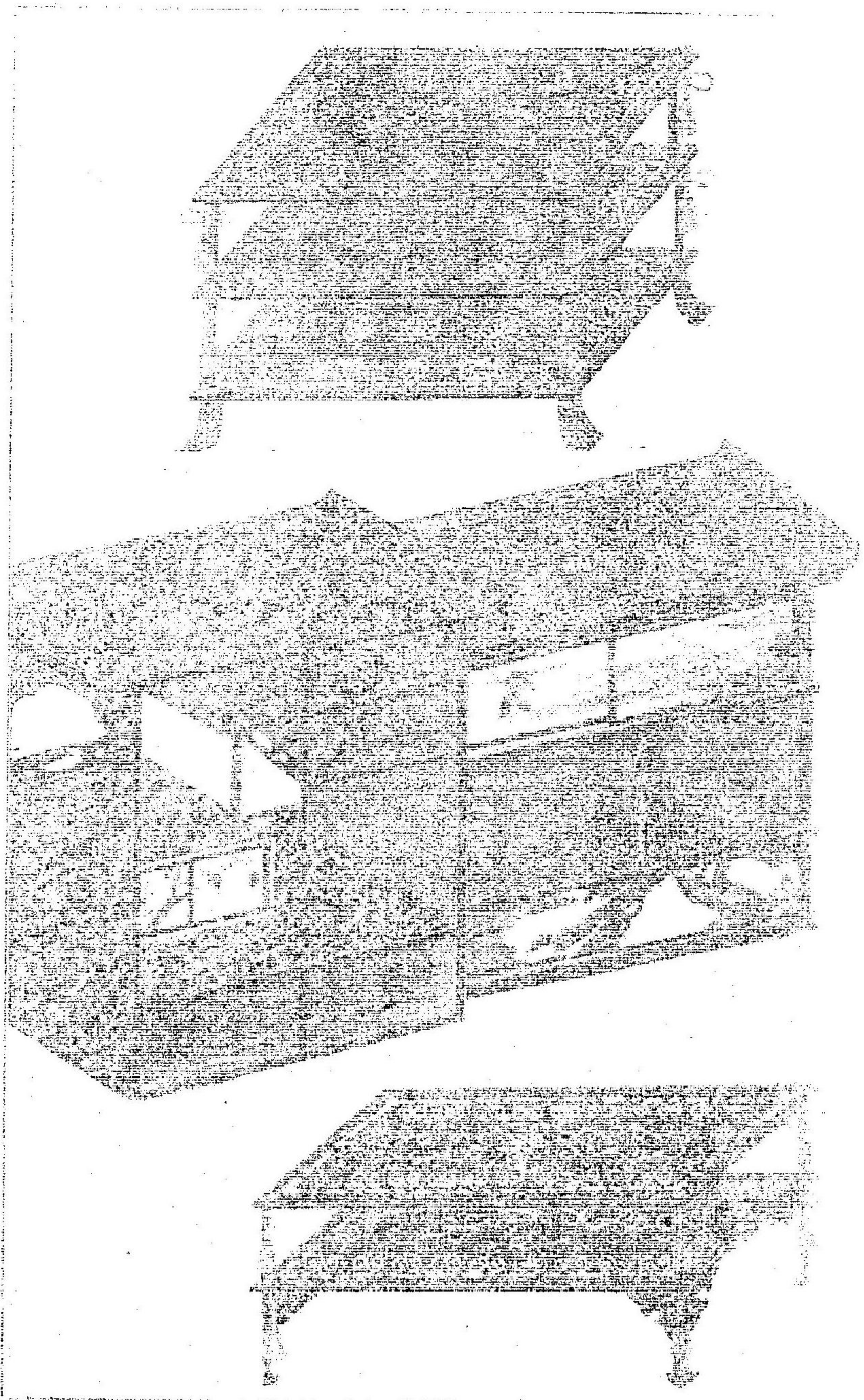
案は之を「ふくろ」又「ふづくる」と稱へ、又書案と書き置す。五雜俎に、「古人は座を造りて座す。疾めば則ち几に憑る。食し及び書を見れば則ち書案を用ゆ」と云々。今は一様「つゝも」といひまするが、几は脚も卓子であります。さてこの「つゝも」には、大小高低、その總種々の形ありて、枚擧すべくはありませぬも寸法雜々には、「文机長さ三尺五寸、廣さ一尺三寸、高さ八寸なり」と云々と。又「板弄器」といふ書に、文机長さ二尺一寸五分、幅一尺一寸五分、高さ六寸一分半、總體上品桐縁足附走も足の四方共銀、南鏡の覆輪机の甲、今般前貴地の蜀紅の錦にて張る。但し四方白紫にして、切段染の啄木にて伏せ、四方足の所へ鱧角に結び下す」と云々。又茶式湖月抄

和とす法

第二篇の上に、『利休桑机、長さ三尺四分、幅一尺二寸八分、高さ八寸一分、厚さ六分、はしばみ幅一寸二分、高さ一寸、脚の入り三寸八分、内幅の入り一寸二分、脚にねだなし、直に中板に付け、疊摺厚さ二分にのよし』云々等とあるのを見ますると、寸法雑々に記す所と、茶式湖月抄に記す所とは、大差ありませぬ。たゞ翫弄器に示せるは、大に寸法を異にすると共に、その製も頗る優美なるを思へば、或は高貴の人の用なるか、或は同じく婦人用の机にてはなからうかと思はれます。尙ほその他の記録に依るも、凡そ寸法雑々の寸法に近いのであります。

その形の種々なると共に、その材料も様々の木を以て作られます。圖中(一)の如きは極めて優美なるもの、(二)又清楚なるもの、(三)は鎌倉形、(四)は鳴門中將形、(五)は石山形の机であります。而して何れも裝飾用には頗る適當の物のみにて、その優美なる飾りには(一)よろしく、清楚なるには(二)よろしく、高雅なるには(三)、(四)、(五)がよろしいのであります。(二)には以て蒔繪の硯箱を配す

各種の置
棚と厨子



第十圖

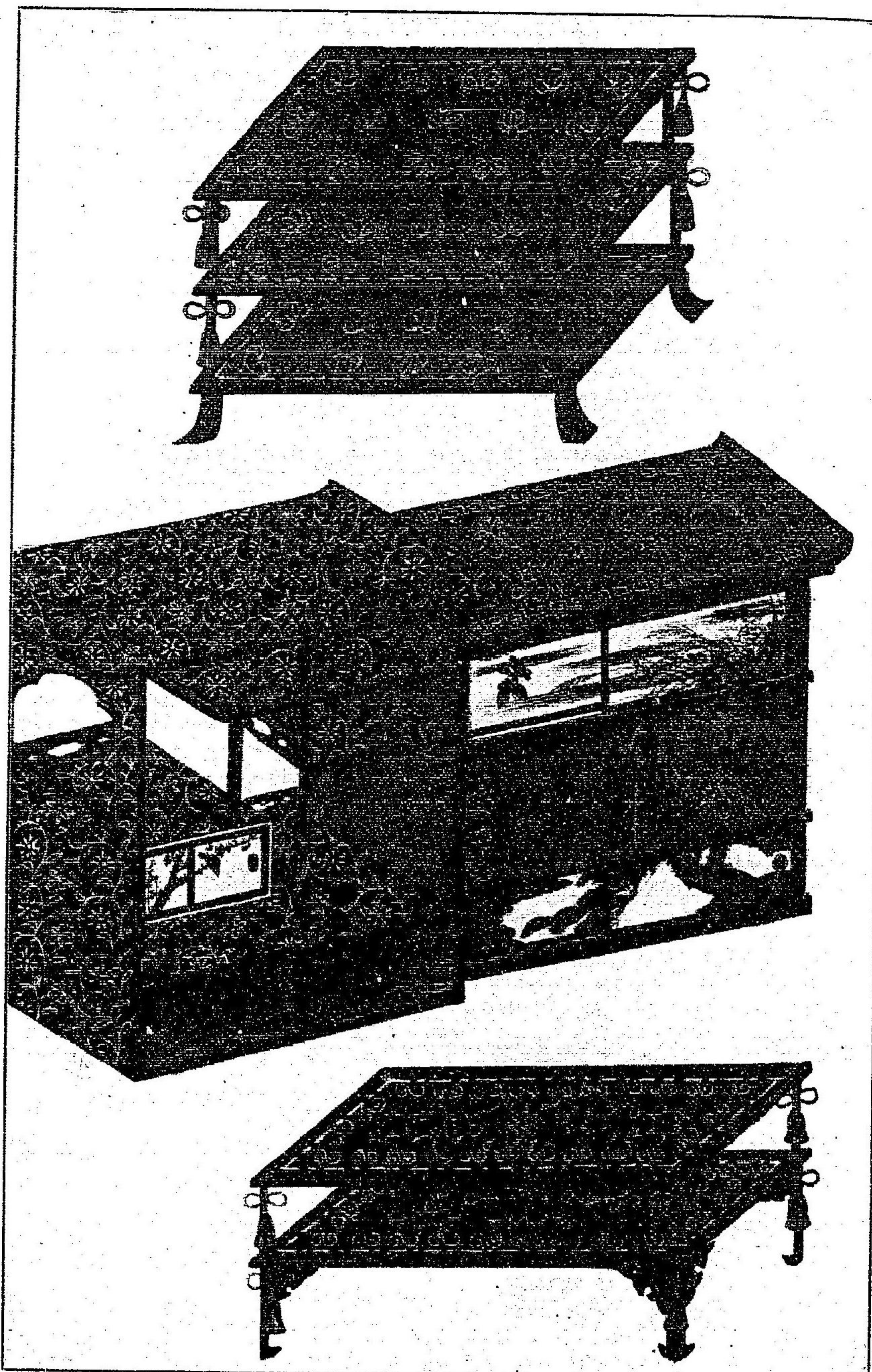
〔道具圖解〕

(四四)

べく(二)には以て硯屏筆架等を配すべく、他には單に卷物古寶帖書籍を配する程のみなるが、却つて趣があるやうに思はれます。

第十五圖說明

置棚はその形千差萬別にして、到底記すべくもありません。唐木を始め、種々の木にて作りしもの、堆朱堆黒を以てしたるもの、各種の塗を以てしたるもの、或は高蒔繪、研出、梨地、青具等を以てしたるもの、金、銀、銅、鐵、唐金、四分一類の金具を施したるもの、書畫、玳瑁、瑪瑙、彫刻、象眼、七寶類を施したるもの、善を極め美を盡し、豊公時代以降、特に徳川時代に於て、非常の流行を來せしと共に、その製作に著しく進歩いたしたのであります。而して此等の置棚は、如何にその形の多きも、畢竟は皆上代の厨子棚、黒棚に起因したのに他ありません。厨子棚、黒棚とは、原と高貴の家に備へし勝手用の家具にて、四季草といへる書に、『みづし棚の名は源氏物語は、き木の卷、その外古書どもに



第五十圖

各種の
障子
と
黒
欄
子

べく、(三)には以て假、假、假等を配すべく、他は單に巻物、古寶、書、書等を配する程のみなるが、却つて趣があるやうに思はれます。

(五十四)

(四四)

第十五圖說明

置棚はその形、手、差、異、別にして、到底記すべくもありません。唐木を始め、種々の木にて作りしもの、堆朱、堆黒を以てしたるもの、各種の塗を以てしたるもの、或は高、高、輪、結、出、翠、地、清、具等を以てしたるもの、金、銀、銅、鐵、唐、金、四、分、一類の金具を施したるもの、書、畫、取、瑪、瑙、彫、刻、象、眼、七、寶、類を施したるもの、善を極め美を盡し、豊公時代以降、特に徳川時代に於て、非常の流行を來せしと共に、その製作に著しく進歩したのであります。而して此等の置棚は、如何にその形の多きも、畢竟は皆土代の厨子棚、黒欄に起因したのに他ありません。厨子棚、黒欄とは、原と高貴の家に備へし勝手用の家具にて、四季草といへる書に、「みづし棚の名は源氏物語は、き木の巻、その外古書どもに

見えたり。又二階厨子といふ名も見えたり。作りやうも繪圖も、類聚雜要抄に見えたり。黒だなどいふも同じ類の物なり。徒然草に、くるみだなどあるは、黒御棚にて、即ちくろ棚なり。この二つの棚は、本は御厨子所に置いて、食物を置く棚なり。されば御厨子棚といふも、黒棚も、御厨子所にして、かまどの烟にふすぼり、黒くなりしを、直に名によびて、黒だなど云ふなり』云々とあります。

即ちその御厨子所とは、所謂臺所の事にて、臺所は臺盤所の轉じた稱へであります。又臺盤とは、食器を載せる家具にして、その形、机の横に長さもの今の膳であります。この臺盤を置く所を臺盤所と呼び、大臣、大將の内室を、婦は中饋を司るとの意より、御臺盤所と尊稱せしを、後世、御臺所みだいどころといふに至つたのであります。然るにその臺盤所を御厨子所ともいひしに依れば、勝手道具の主なる物に就き、御厨子所とも、御臺盤所とも、いろ／＼に稱へし中に、臺所の稱のみ獨り現今にまで遺つたのであります。

厨子と臺所

〔道具圖解〕

(四六)

そは兎に角この二つの置棚が、何を置くにも便利なりし爲め、別に華麗に飾り作つて、中古以來、貴人の御座の邊りに置き、何なりとも手廻りの品を、その上に載せることゝなつたのであります。斯して置棚は、便利土、勝手道具から室内用の道具と變じ、眞の勝手道具たりし厨子棚、黒棚は、遂に、その影を臺所に絶つに至つたのであります。

斯て今いふ書棚と稱へるものも出来ましたが、書棚との名目は、古き書には見當りませぬ。貞丈雜記に、『書棚といふ物今世上にあり。御厨子、黒棚は書物などを載せる棚なれば、別に書棚といふ物古はなかりし也。今はあづし、黒棚の飾様法式ありて、みだりに外の物は置れぬ物と、かたくなに覺えたる故、別に書棚と云ふ物を作り出したる也』云々と。實に貞丈雜記のいふ如く、特殊の案出にかゝれる棚にあつては、いざ知らず、普通の棚には、何を置く物と定りしことなきは申すまでもありませぬ。書籍なり、巻物なり、香爐なり、香盆なり、手筈なり、亂筈なり、硯箱なり、冠筈なり、その他何につけか

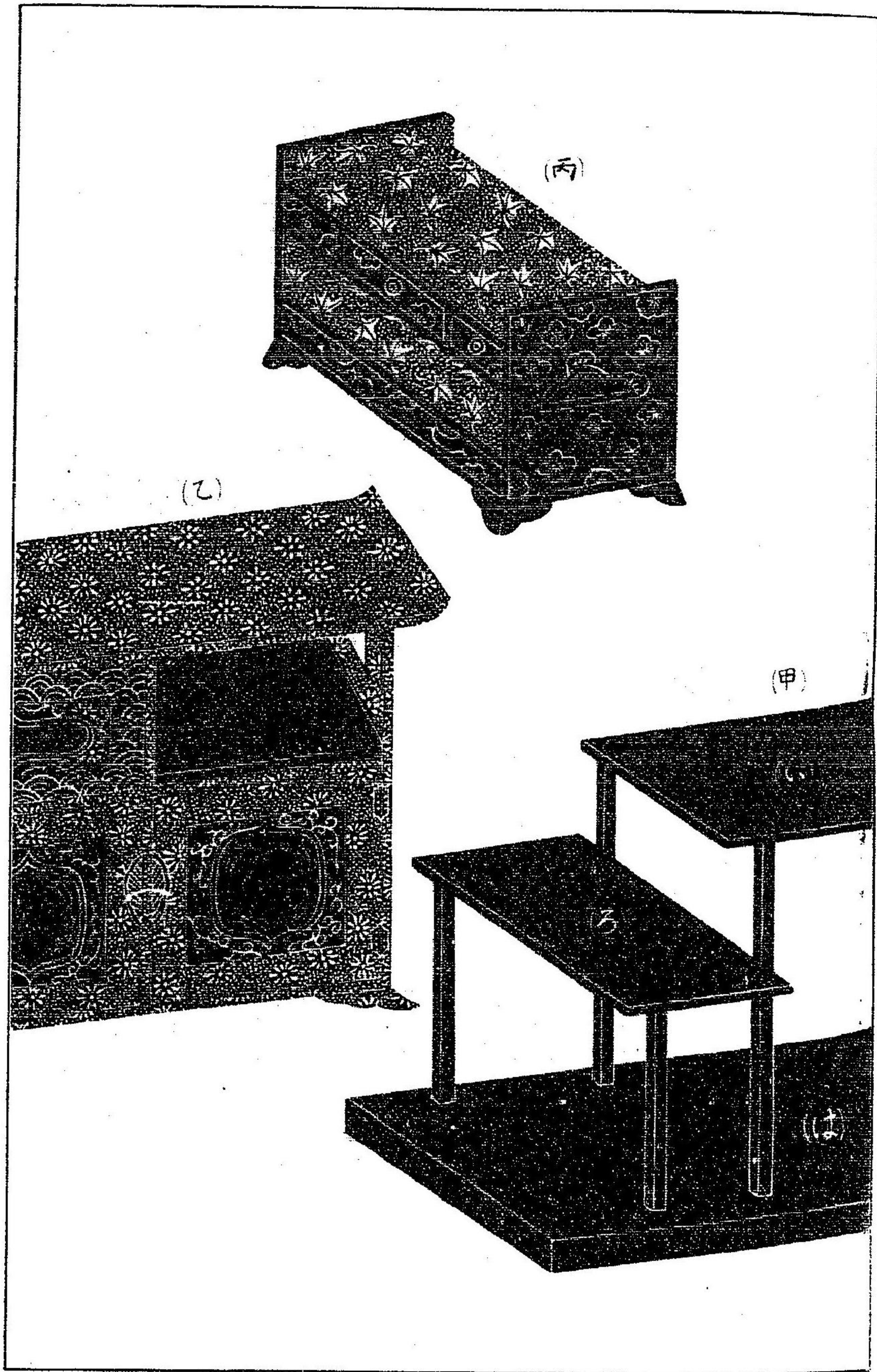
につけ、心まかせに置き飾るのであります。

然るに後世之には置物定りたるやうに書きし抄物など出来て、やかましうその置き方飾り方などを云々する人もありまするが、そは頗る道理なきことにて、熟々その抄物に記せし所以を考へますれば、たゞ時に依り事に應じて、夫々用ゆべき物を置くに就いて記したるものなるを、牽強附會に説きたるに過ぎぬのであります。例令ば歌の會にあつては、歌書多く供へ置き、硯箱、料紙箱、式紙、短冊箱など、管絃の會にあつては、樂器並に之に伴ふ品々、外の物と置き合すに、その日専ら用ふべき物を、主として置けばよろしいのであります。故に彼の書棚といふも、別に定れる作りのある筈はありませぬ。即ち書籍を多く飾れば書籍棚、左はなくば普通の置棚に過ぎぬのであります。

圖中その二階なるは、所謂二階厨子にして、最も古く作られ、三階なるは二階厨子より、他は御厨子、黒棚に倣ひて、美を凝らし精を盡したものであります。

〔道具圖解〕

(四七)



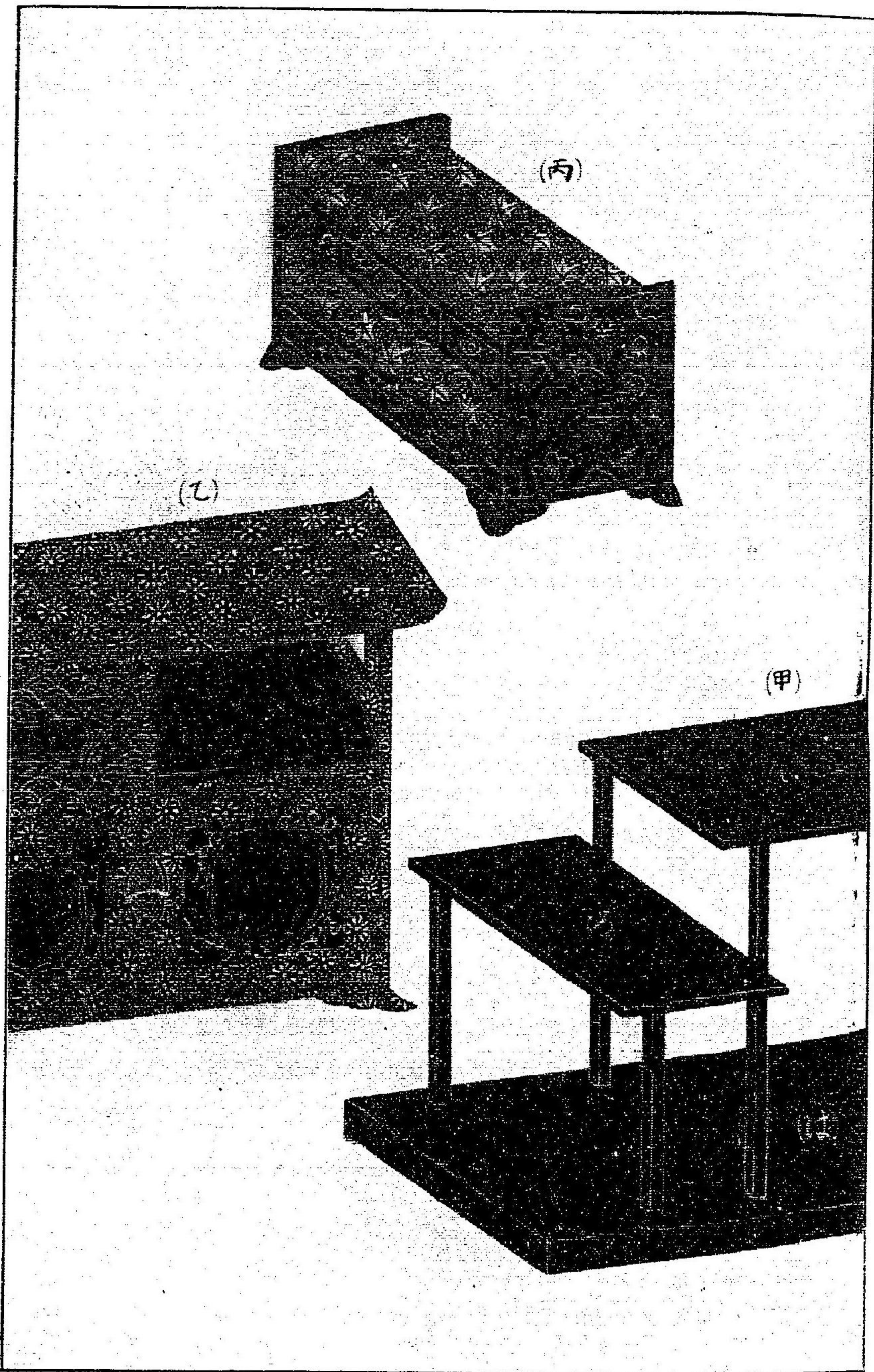
圖六十第

作りと寸
尺

(道具圖解)
 (四八)
 す。最も此等は皆、一箇のみなると對のとあつて、大小高低一定いたしませぬが、大凡二階、三階は長さ二尺五寸若くは一尺、幅一尺二三寸若くは一尺、高さ一尺二三寸若くは一尺五六寸、厨子にあつては、長さ三尺以下、幅一尺五六寸以下、高さ四尺以下なるを普通といたします。

第十六圖說明

(甲)は總黒塗或は春慶塗、或は梨地、或は螺鈿にも作られ、(乙)は長さ三尺乃至三尺二三寸にも、幅二尺乃至一尺五六寸にも、(丙)は長さ一尺五六寸乃至二尺にも、幅一尺六七寸乃至一尺一二寸にも、(ろ)は長さ一尺二三寸乃至一尺七八寸にも、幅(い)と同じにいたします。(乙)は螺鈿或は蒔繪を以てせられ、長さ概ね三尺若くは三尺五六寸、幅一尺二三寸若くは一尺五六寸、高さ二尺一二寸若くは五六寸にいたします。(丙)は階上のみ梨地とし、他は總て蒔繪となし、長さ二尺内外、幅一尺内外、高さ亦一尺内外を常といたします。こは紙臺の



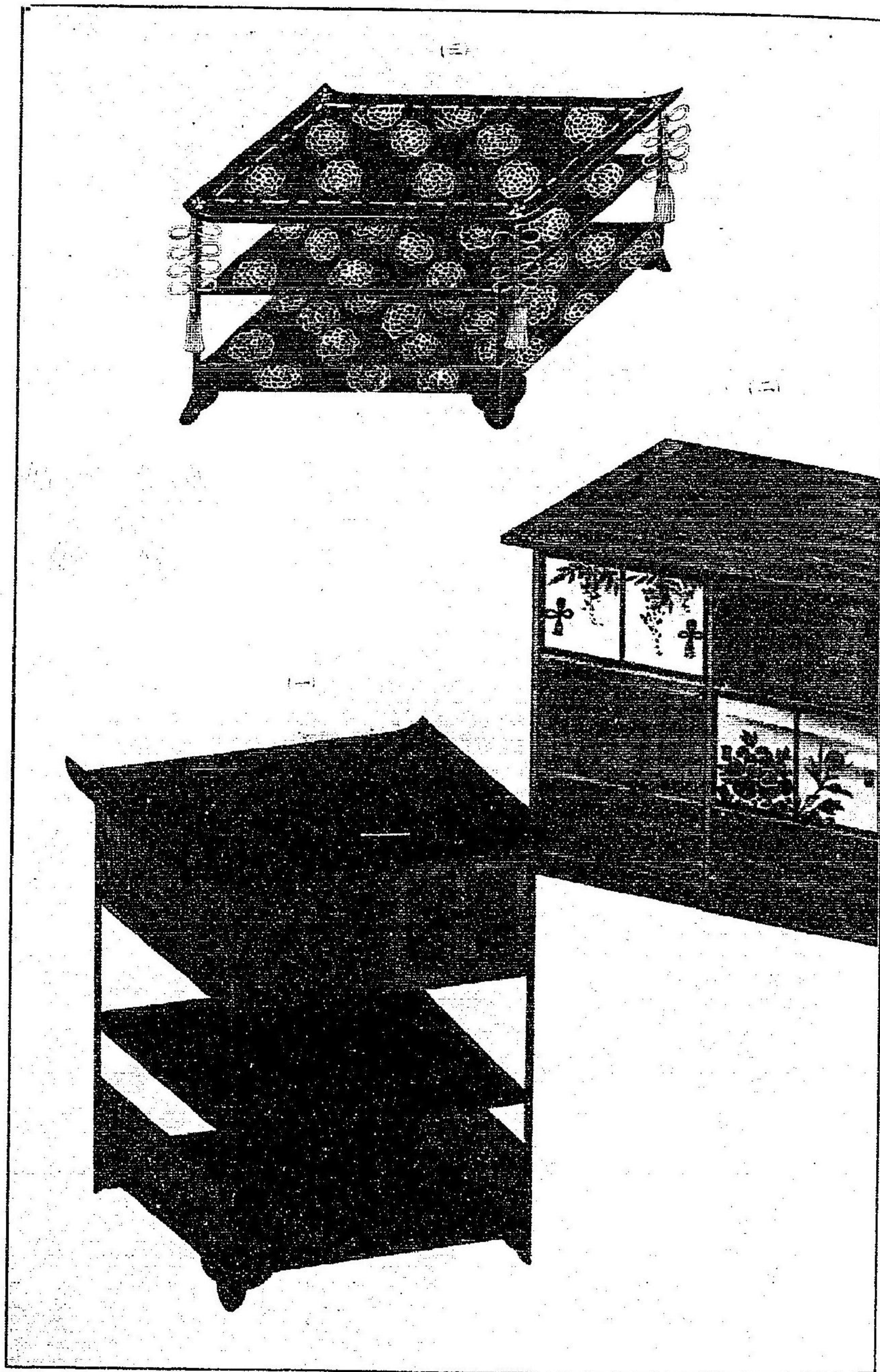
圖六十第

尺作りと寸

〔道具圖解〕
 (四八)
 す。最も此等は皆、一箇のみなると對のとあつて、大小高低一定いたしませぬが、大凡二階、三階は長さ二尺五寸若くは二尺、幅一尺二三寸若くは一尺、高さ一尺二三寸若くは一尺五六寸、厨子にあつては、長さ三尺以下、幅一尺五六寸以下、高さ四尺以下なるを普通といたします。

第十六圖説明

(甲)は總黒塗或は春慶塗、或は梨地、或は螺鈿にも作られ、(乙)は長さ三尺乃至三尺二三寸にも、幅二尺乃至一尺五六寸にも、(丙)は長さ一尺五六寸乃至二尺二寸にも、幅一尺六七寸乃至一尺一二寸にも、(丁)は長さ一尺二三寸乃至一尺七八寸にも、幅(丙)と同じにいたします。(乙)は螺鈿或は蒔繪を以てせられ、長さ概ね三尺若くは三尺五六寸、幅一尺二三寸若くは一尺五六寸、高さ二尺一二寸若くは五六寸にいたします。(丙)は階上のみ梨地とし、他は總て蒔繪となし、長さ二尺内外、幅一尺内外、高さ亦一尺内外を常といたします。こは紙臺の



圖七十第

稍々大なるにて、棚といふ程のものにはあらず、寧ろ臺に近いのであります。故に懷紙、硯箱、その他手廻りのこと輕き品、二三個をも置き飾ります。又(甲)は(い)の下に折入の花、或は手箱類(ろ)の下に折入の花、或は食籠など見榮ある稍々大形の物品を配し、上には(い)に書籍、卷物(ろ)には置物など飾るによろしいのであります。

第十七圖說明

(一)は階を板とせし、右方の戸を又板(或は網代)とせし他は、全部煤竹にて作り、板は多く黒塗にいたし、寸尺は各自の好みに従ひます。最も清楚なる作りゆゑ、書籍、卷物、茶具、文房具類何によらず、軽く體裁能く飾る程が適します。(二)は主として埋木、或は晒木の風情なるを撰び、その雅趣に加ふるに、上下斜に黒塗縁の戸を配し、金砂子せる麗はしき畫を張りて、優美の趣をも添へしめたので、所謂彼の書棚によろしいので、寸尺亦如何やうにても適宜に作ら

三階棚と
裝飾

特殊の置
棚の種類

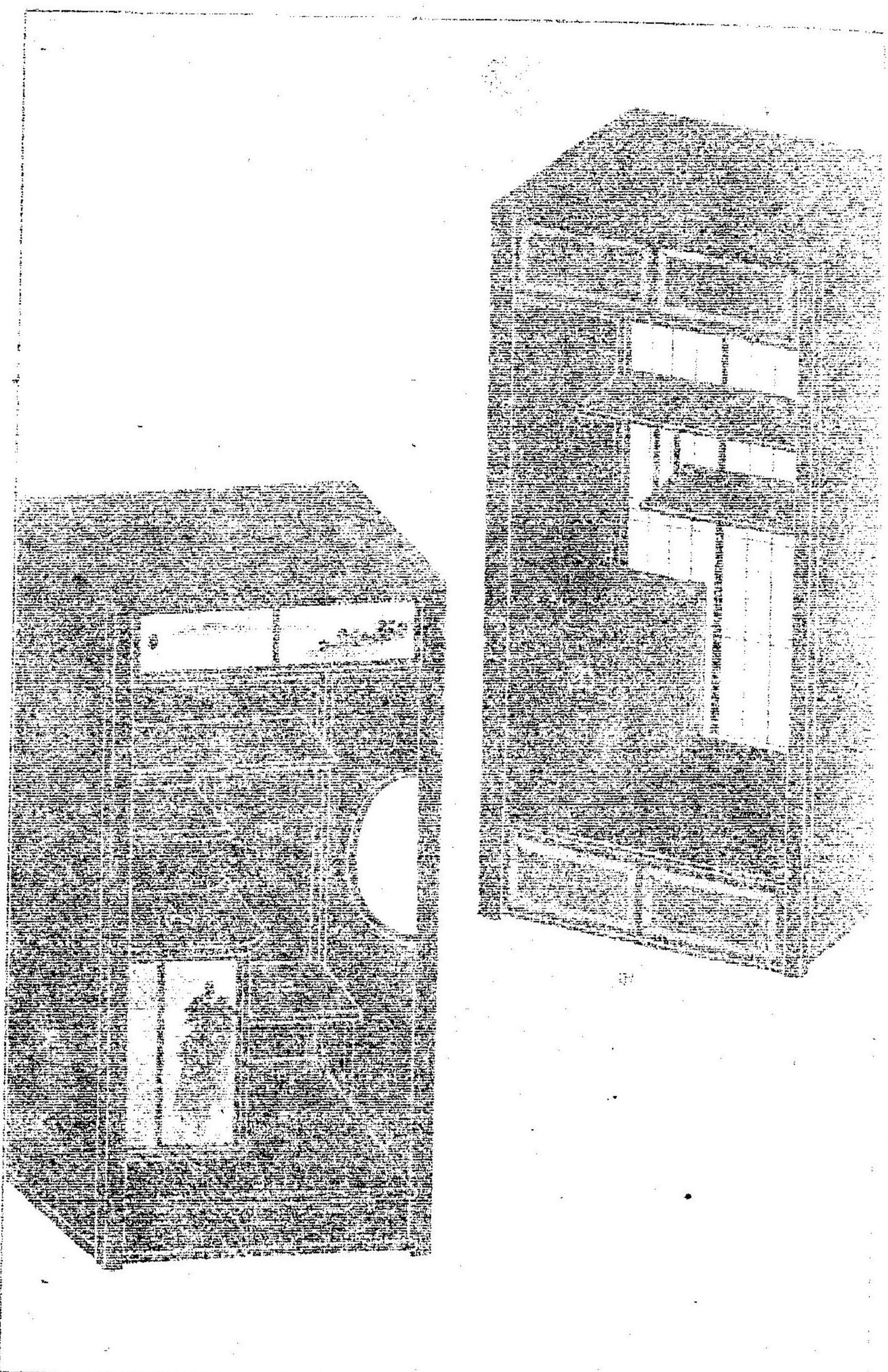
〔道具圖解〕

(五〇)

れます。(三)は頗る美麗の三階棚にて、高さ多く二尺五六寸、幅八九寸、長さ二尺七八寸、上階はその左右端を筆返しにし、總の紐にて四方の端を縫ひ通し、その紐内に唐草などの蒔繪を施して、更にその内部に正しく錦の切地を張れると、他の階と同じく一様に、蒔繪或は螺鈿としたのがあります。之には矢張手箱等の、蒔繪せる美しき管類に、書籍及び巻物など取り添へ飾る方が能く調和いたします。

第十八圖說明

一種特殊の置棚にして、その作り亦千差萬別であります。併しながら何れも高さ概ね五尺内外、奥行き三尺内外、幅同じく三尺二三寸、或は三尺位なるを普通といたします。(甲)はその後を障子若くは種々の形せる窓とし、棚も長短風情に三階にも四階にもしつらへ、(イ)を大小高低色々に工夫し、内部同じく黒塗にしたのがあります。(乙)はその後を塗板とせしより、左方或は



第十八圖

三階
装飾

特殊の
欄と種類

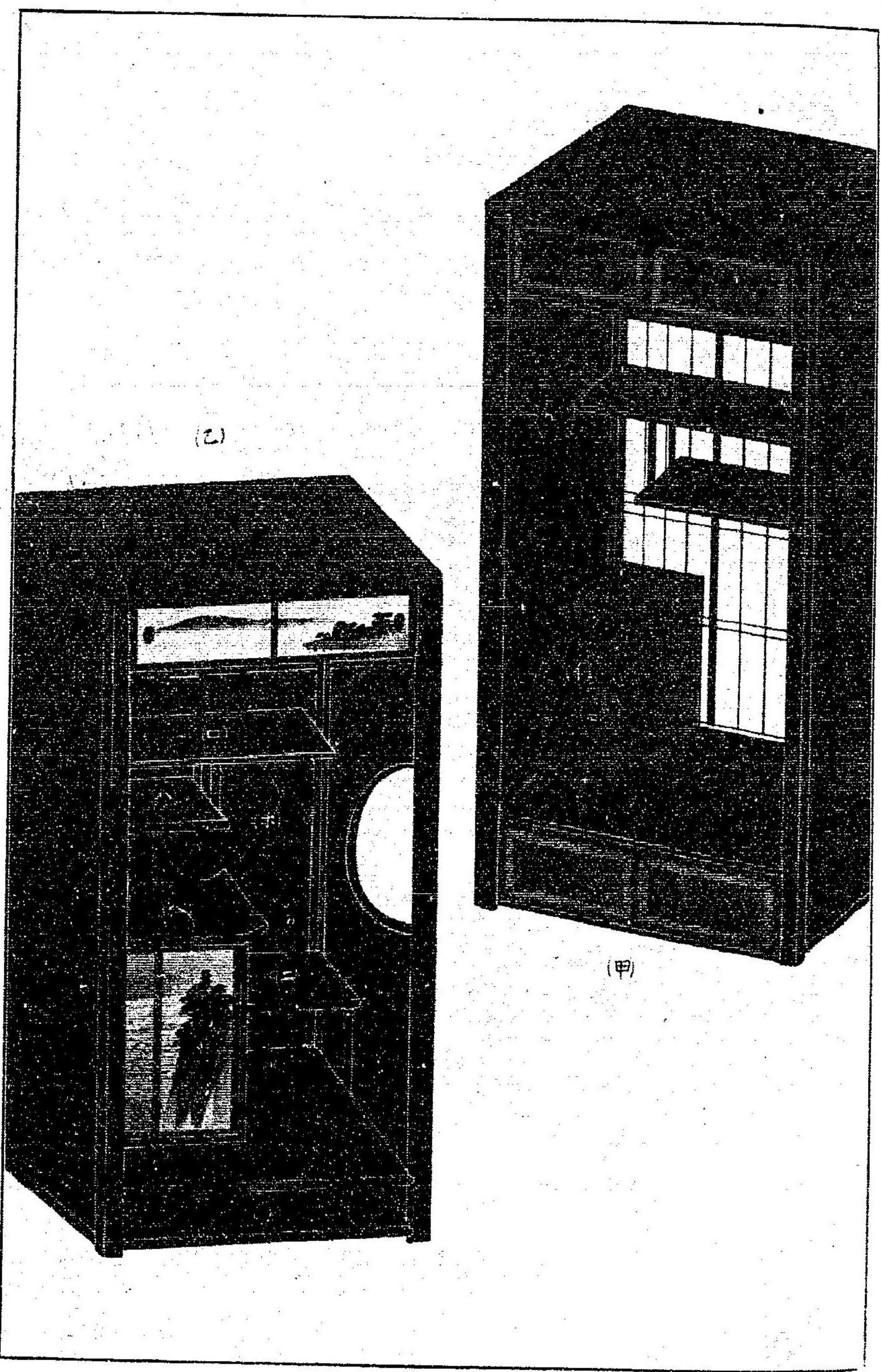
洋風
欄

(五〇)

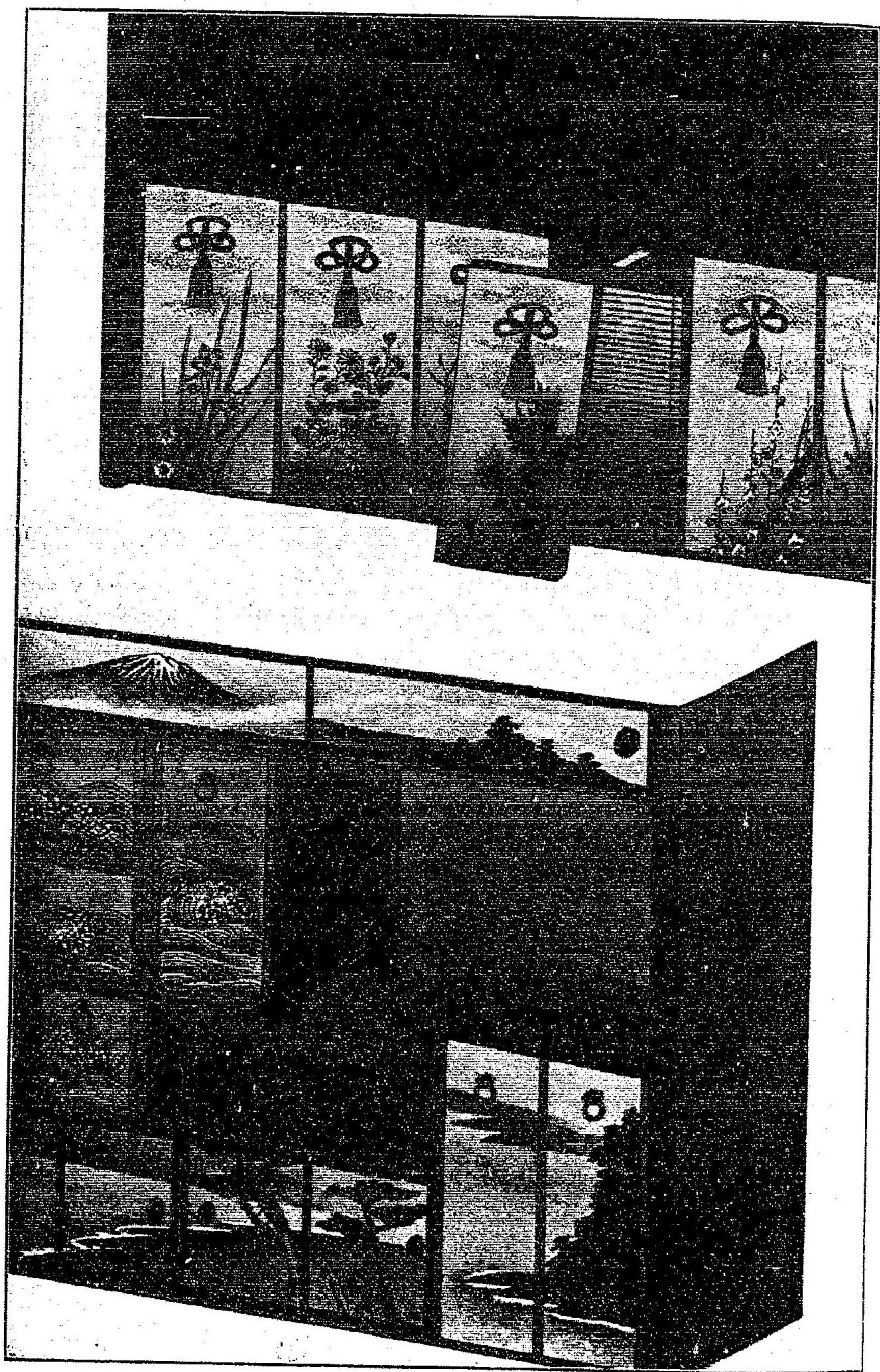
れ塗す。二三に類する美觀の三階欄にて、高さ多く二尺五六寸、幅八九寸、長さ二尺七八寸、上階はその左右端を筆返しにし、總の紐にて、四方の端を縫ひ通し、その紐内に唐草などの蒔繪を施して、更にその内部に正しく錦の切地を張れると他の階と同じく一様に蒔繪或は螺鈿としたのがあります。之には矢張手箱等の蒔繪せる美しき符類に、書籍及び巻物など取り添へ飾る方が能く調和いたします。

第十八圖説明

一種特殊の置欄にして、その作り亦千差萬別であります。併しながら何れも高さ概ね五尺内外、奥行き三尺内外、幅同じく三尺二三寸、或は三尺位なるを普通といたします。(甲)はその後を障子若くは種々の形せる窓とし、欄も長短風情に三階にも四階にもしつらへ、(イ)を大小高低色々に玉夫し、内部同じく黒塗にしたのがあります。(乙)はその後を塗板とせしより、左方或は



第十八圖



圖九十第

特殊の置
方と飾り

附本箱と
種類

右方に窓を穿ち、(ロ)、(ハ)の違棚、(ニ)の棚を去りて、(ホ)へ小軸の幅を掛け、或は(ヘ)の棚を低く一ぱいにして、その中央に小幅を掛けるのもあります。或は(ロ)、(ハ)に今一階を増し、(ニ)を除きしもの、或は上の袋棚を下に付け、或は天地共に袋棚を設くる等、更に一定の式法なく、人々思ひ／＼に工夫し作らるゝのであります。而して之に物飾り方は、床脇の違棚と同様に心得るのであります。最も座敷の次の間、或は座敷の控間に置く時は、座敷の違棚の飾りと重複せぬ物品を擇ばねばならぬことを忘れてはなりません。

第十九圖説明

圖は共に附本箱にして、その作りには色々工夫を凝したものがあつた。上なるは棚仕立にて、室の都合に依りては、大きくも小さくも、亦向を明障子にも窓にも、若し向を壁といたせば、その左右何れか一方に窓を附ける等、一に場合に從ひます。棚は之を黒塗にし、若くは桐の柁、若くは樺などの

〔道具圖解〕

附本箱と飾り方

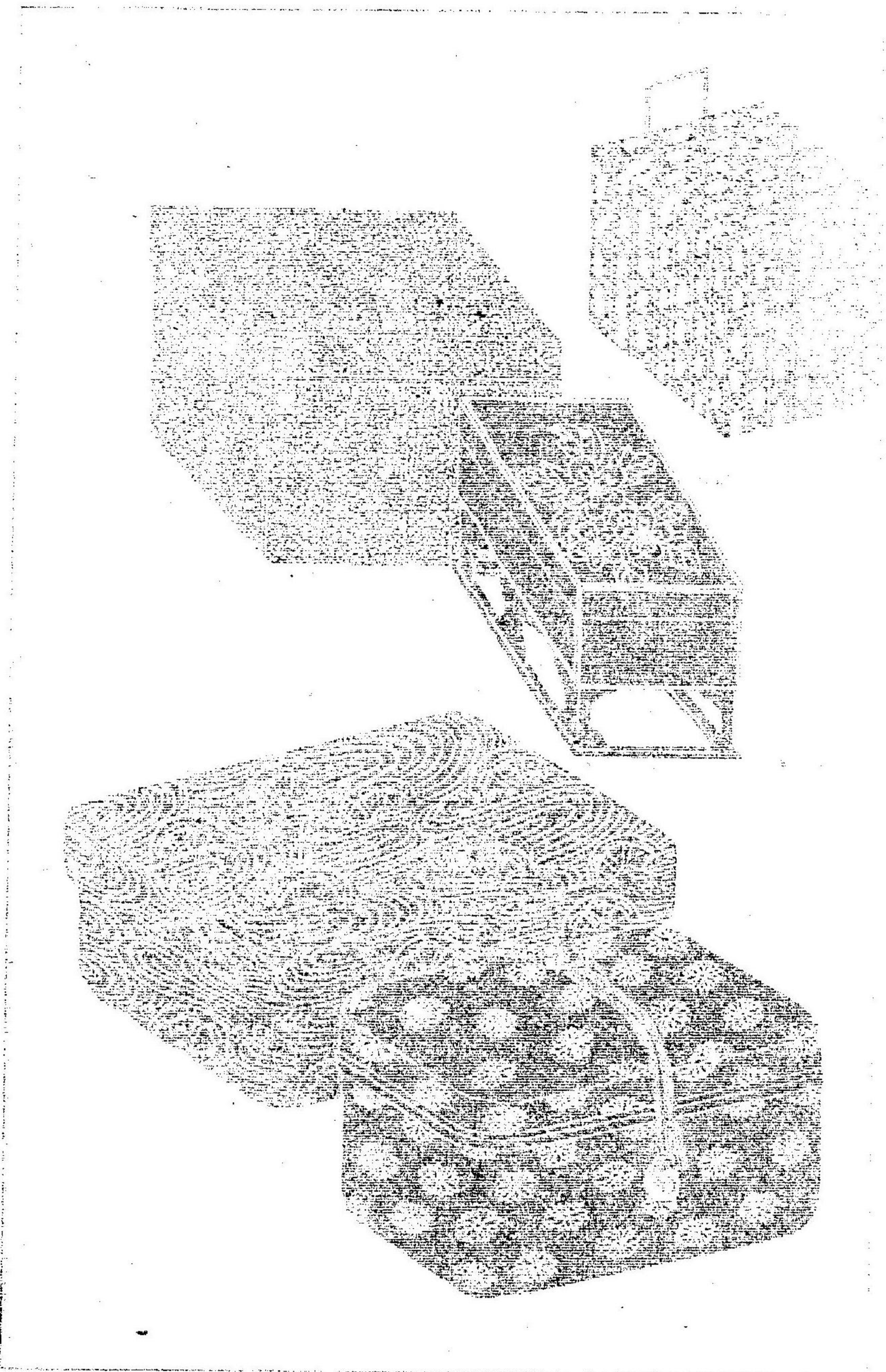
木目細かなるを擇び、本箱の蓋には蒔繪を施し、四季折々の草花等を描き出し、頗る高尚優美に作りしものであります。

下なるは棚風の作りにて、蓋及び戸を除きし他は、總て黒塗となし、戸には山水乃至花鳥を描き、蓋は戸と趣を變へて、模様その他何なりとも蒔繪にて描き出します。上には、棚上、見臺、脇息、文庫、或は巻物手筈、大花器等を二三點體能く配置するに、よろしく、下には、右方の棚に巻物、或は硯箱、手筈など置き、次の棚に一輪挿の花器に、軽く折入の花あるなど、或はこの手筈、硯箱、巻物なりを、一輪挿の花器と取替へに置くもよいのであります。

第二十圖說明

手箱もその形千差萬別にして、一様なりませぬ。こゝに掲げし(五三)は、何れも名物の形を示せしこと、例令ば(五)は大和法隆寺に納まりし、最も古代の作にて、有名なる片輪浪の手箱、今は御物となつてをるものであります。

手箱とその形



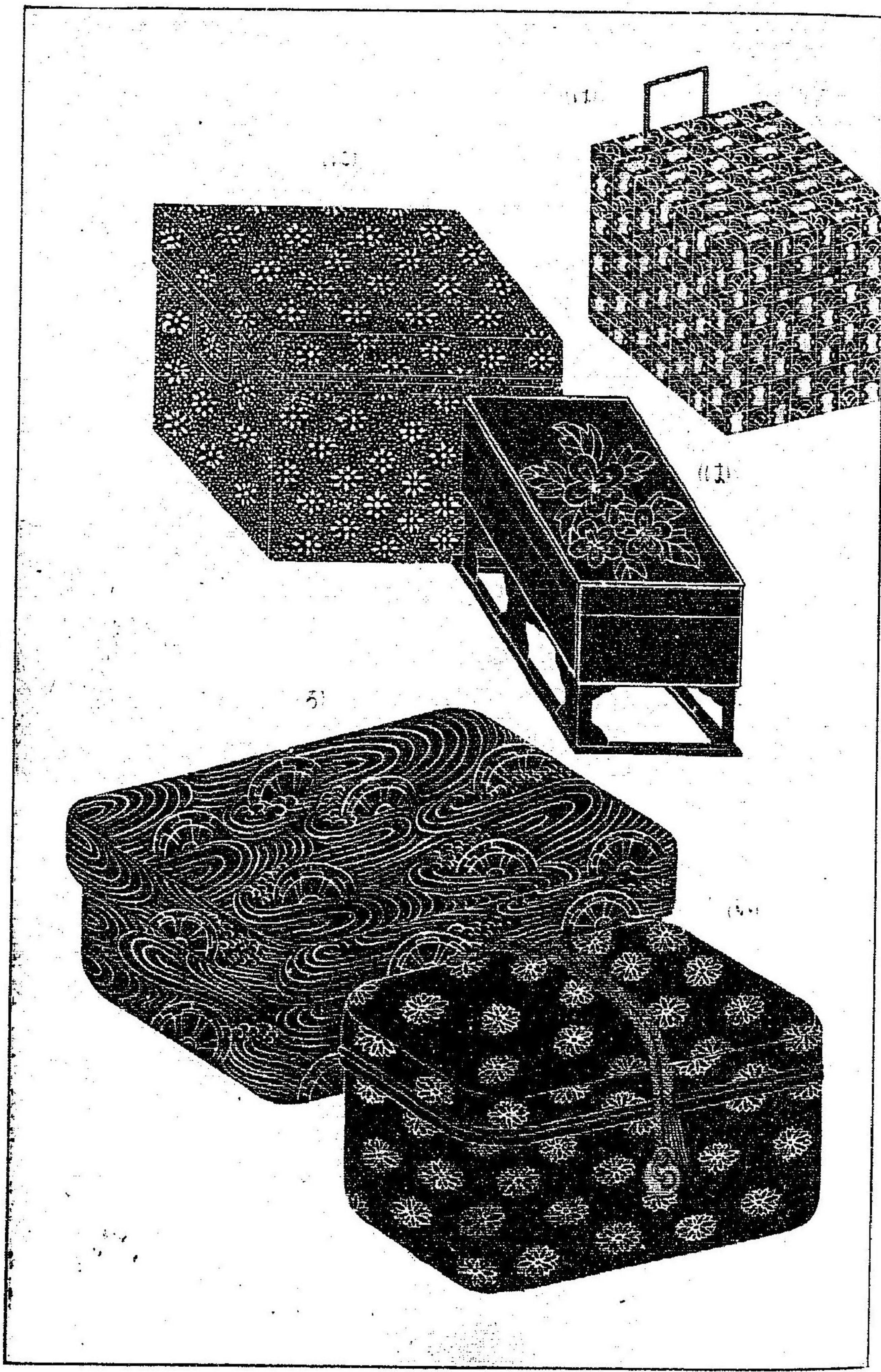


圖 十 二 第

箱本
飾り方

手箱と
その形

(五二)

木目細かなるを擇び、本箱の蓋には蒔繪を施し、四季新々の草花等を描き出し、順る高僧優美に作りしものであります。

下なるは湖風の作りにて、蓋及び戸を除きし他は、總て黒漆となし、戸には山水乃至花鳥を添き、蓋は戸と趣を變へて、模様の他何なりとも蒔繪にて描き出します。上のは、湖上、見張、龍息、文庫、或は巻物、手箱、大花器等を二三點體能く配置するにふりしく、下のは右方の欄に巻物、或は硯箱、手箱など置き、次の欄に一輪挿の花器に軽く折入の花あるなど、或はこの手箱、硯箱、巻物なりを、一輪挿の花器と取替へに置くもよいのであります。

第二十圖説明

手箱もその形千差萬別にして、一様なりませぬ。そのに掛けし(いさご)は、何れも名物の形を示せしこと、例令ば(る)は大和法隆寺に納まりし、最も古代の作にて、有名なる片輪浪の手箱、今は御物となつてをるものであります。

又その製にも堆朱、堆黒、剔紅、堆紅、金糸、紅花、綠葉、桂槩、犀皮、堆烏、剔金、螺鈿、蒔繪、梨地、七寶その他種々の塗色を以てせるもの、彫刻を以てせるもの、或は金唐皮を張りしもの、古代切を張りしもの、竹にてせるもの、唐木にてせるもの、埋木、晒木にてせるもの、編めるもの、組めるもの、實に枚舉に遑ありませぬ。但し箱、その方形なるを箱或は筐といひ、その圓形なるを筥或は篋といひ、その楕圓形なるを棗といひ、源と飯器、竹にて作りしを、今は一般に箱と稱へて、何で作るも、その小さきを皆箱と申すやうになりました。手箱とは即ち手廻りの些かなる調度を入れる、の用に供したるより、名附けられたのであります。

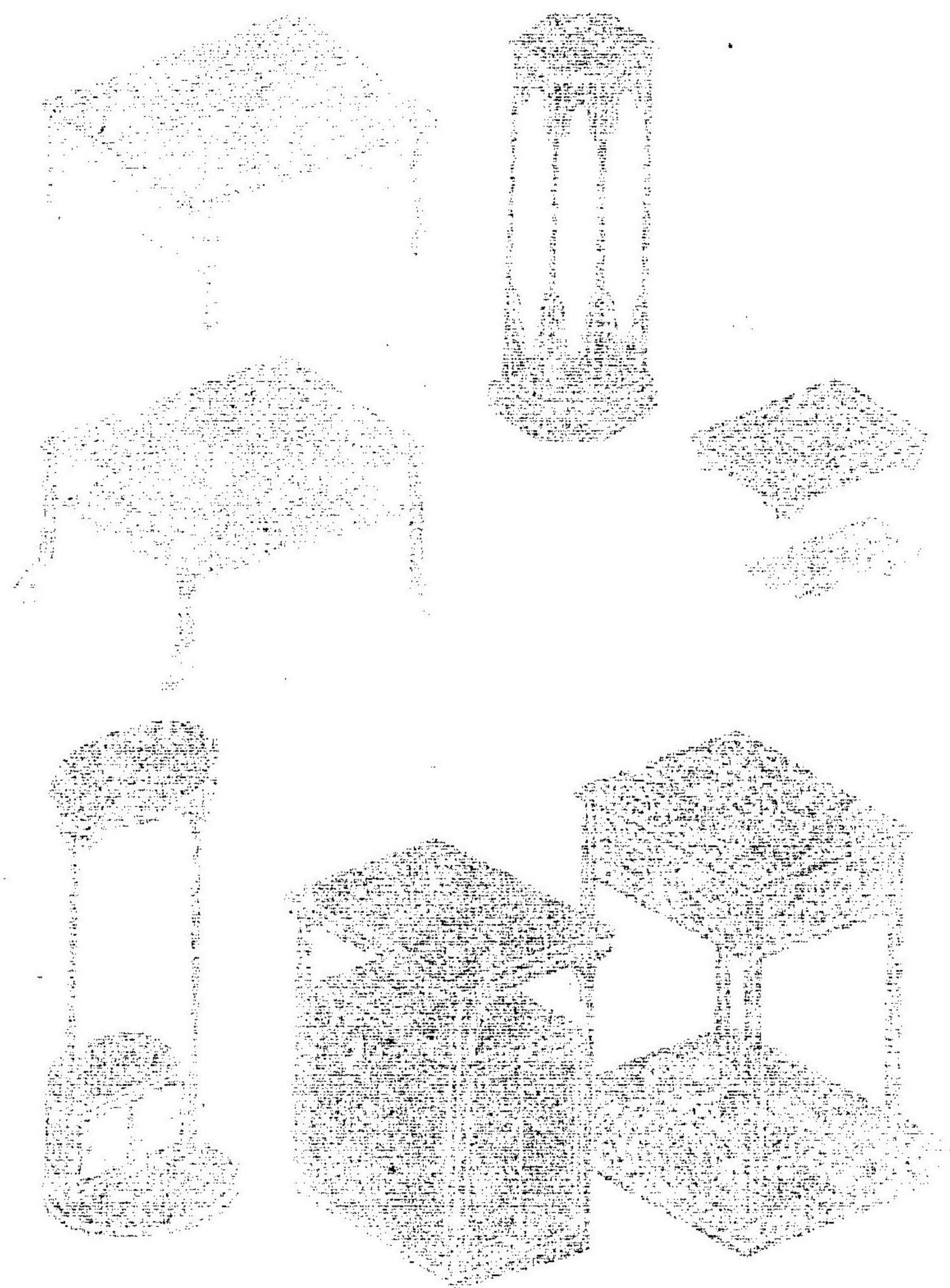
(に) (ほ) は共に巻物若くは書籍櫃にて、櫃とは匣の總名、かた櫃、はん櫃、なが櫃等の類があります。巻物櫃、書籍櫃は大凡高さ二尺内外、幅一尺六七寸、長さ二尺七八寸、蒔繪、螺鈿などを以てし、多くは(ほ)の如く、種々の模様ある切地の被覆を施されてあります。

第二十一圖説明

臺とその用

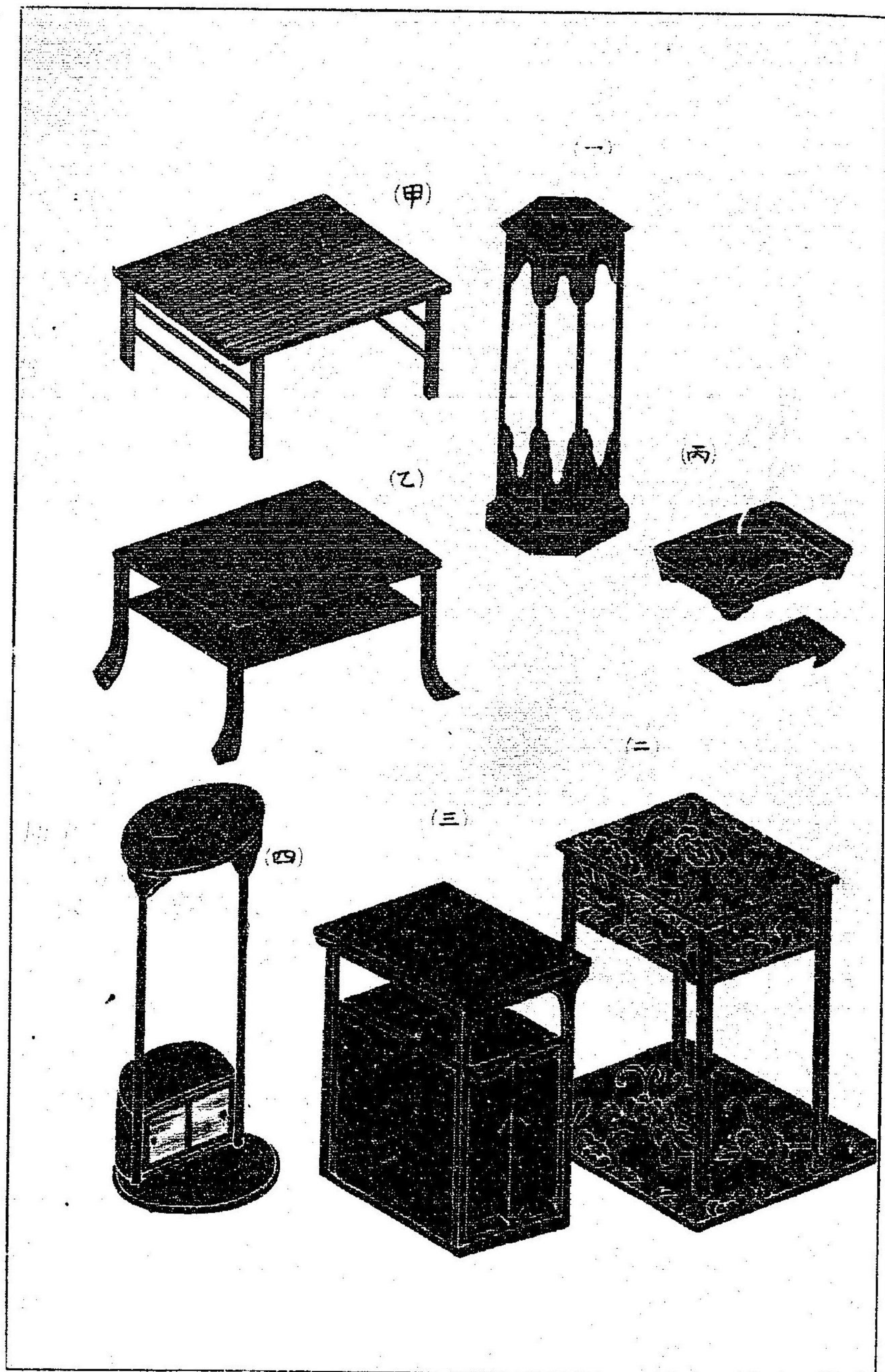
柳箱と飾り方

今一般に物を載せるを臺と書きますが、臺は誤にて檯たいといたさねばならぬのであります。山谷詩集の註に、『俗名盤爲臺、蓋築土四方堅高者曰臺』云々と。檯は則ち方形脚ありて、堅く作られしこと臺の如きより、斯くは記すに至つたのでありましょう。又檯所謂臺は、物を奉獻するに用ゆる器にて、古はその脚を雲形に作れるを雲足と名づけ、高貴の人に物奉るには必ず之を用ゐ、脚方形にして、瓢形のくり形施せるを二重彫と名づけ、通常の奉獻に用ゐ、脚前と同じく、一個の丸きクリ形施せるを、平人の用と定められたものであります。然るに近世種々の作りと、種々の脚とを工夫し、獨り奉獻進物の用に限らず、何物をも載せ置き、専ら裝飾用となつたのであります。こゝに掲げたるは、總て座側用の種類のみなるも、その(甲)は柳管に倣ふて作つたのであります。柳管は管と名づけられますが、實は管にあらずし



第二十一圖説明

今一般に物をあそぶるを臺と書きますが臺は誤りに檯といたさねばならぬのであらず、山百詩集の註に、「俗名盤爲臺、蓋築土四方堅高者曰臺」云々と、臺は圓る方形脚ありて、堅く作られしこと臺の如きより、斯くは記すに至つたのであらずやう。又檯所謂臺は物を奉獻するに用ゆる器にて、古はその形を其形に作れるを雲足と名づけ、高貴の人に物奉るには必ず之を用ひ、圓方形にして、瓢形のくり形、輪を二重彫と名づけ、通常の奉獻に用ひ、脚圓と圓く、一個の丸きくり形、輪を平八の用と定められたものであります。然るに近世種々の作らんと、種々の脚とを工夫し、獨り奉獻物の用に限らず、神物をも載せ置き、専ら裝飾用となつたのであります。こゝに掲げたるは、總て座側用の種類のみななるも、その甲は、柳箱に倣ふて作つたのであります。柳箱は箱と名づけられますが、實は箱にあらずし



圖一十二第

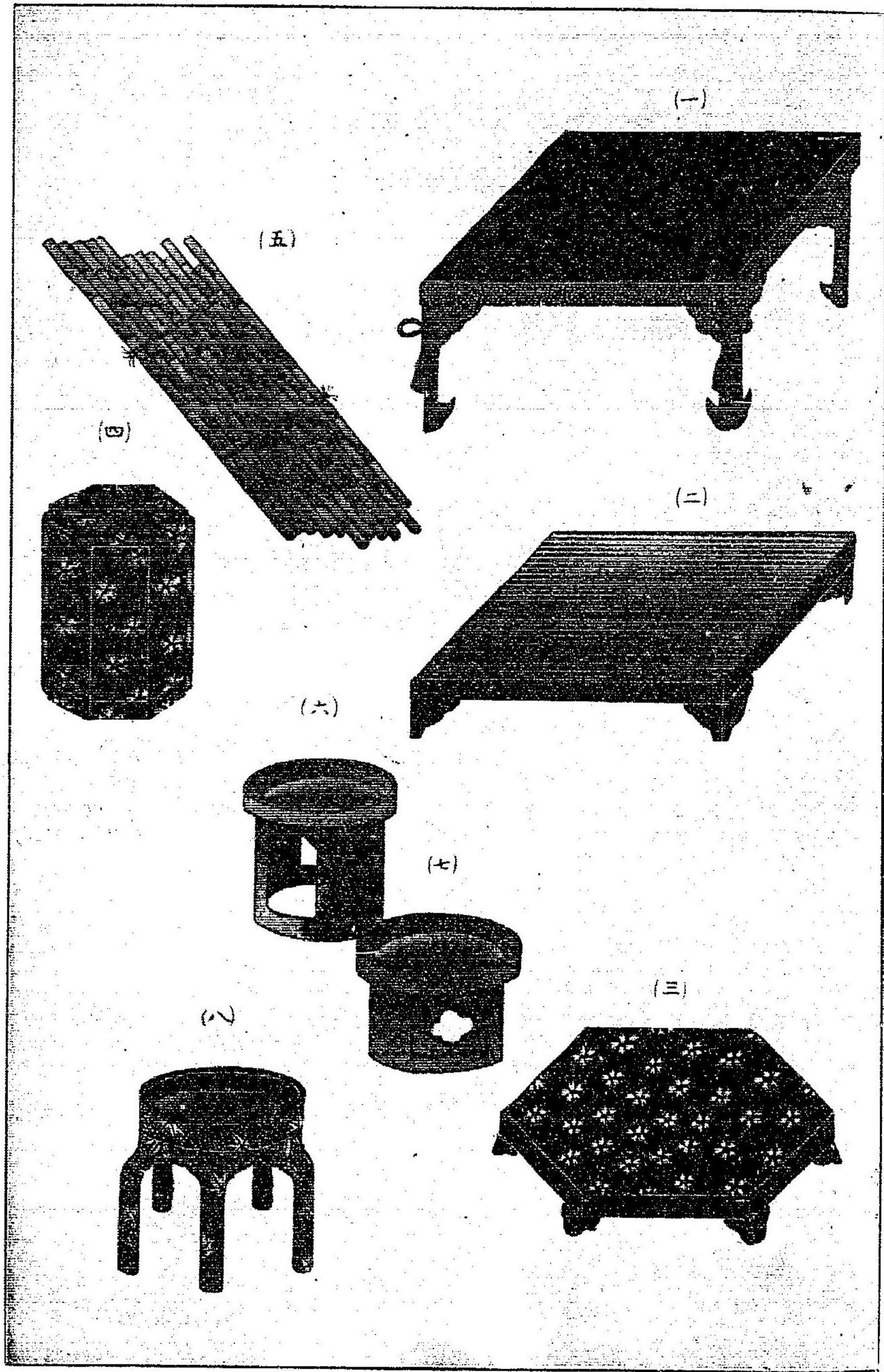


圖 二 十 二 第

座側用と
各種の臺と

て、柳を以て作り、方一尺の臺にて、その桁數或は奇數に、或は偶數にし、紙摺しを
桁の隙間より透して結びつけられたのであります。古は宮家總て之を用
ひ、上に硯、短冊、冠、靴、等を横に載せ、佛寺追善などの具物を載せるには、必らず
縦に置いたものであります。(乙)も亦甲に倣ひ、矢張方一尺、高さ七八寸、割竹
の二重に作り、(甲)と同じ用に供へます。その他(一)尺高さ二尺高さは燈を置くに、(二)尺高さ
一尺高さ四尺高さ外は下に花瓶或は盆栽、上に手廻りの品を置くに、(三)尺高さ二尺高さ五尺高さ内
尺高さ(一)同じく手廻りの品を置くに、(四)尺高さ内二尺高さ外は、下に一輪生け、上に置物或は何
なりとも手輕の品置く等便なるのであります。而して(丙)は香盆、香爐、草
の形なるを添へ、薰物疊をあしらひて、之を單に一部の飾とするも、或は(二)の
上、(三)の上に盆、下に香爐を置くも風情なのであります。但し香爐計りは重
複の用も差支へがないと申されます。

第二十二圖説明

(道具圖解)

(五五)

臺と種々

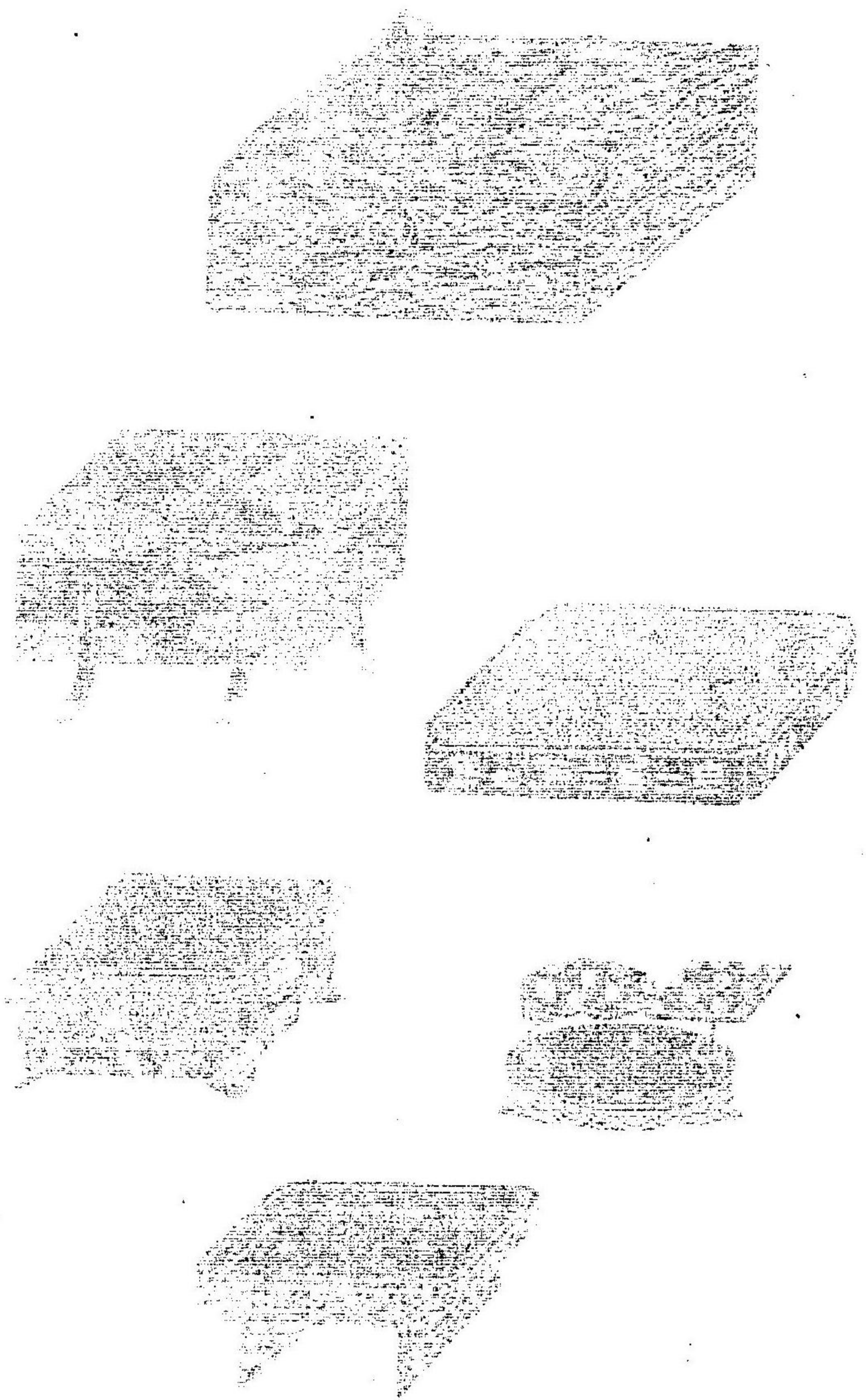
臺と扱ひ

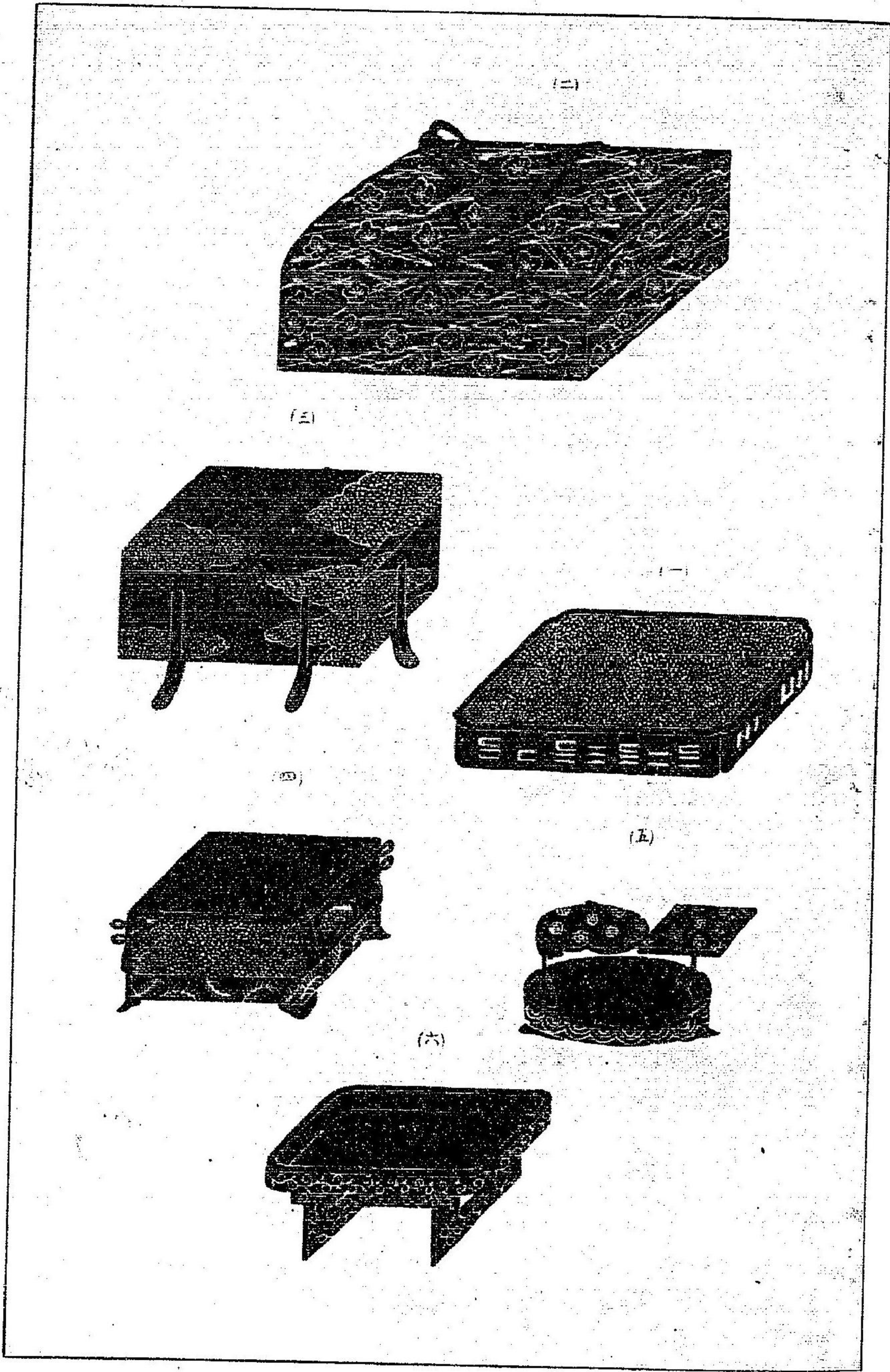
〔道具圖解〕

(五六)

本圖も亦臺のみを示せしにて、(一)は高さ七八寸、前幅一尺一二寸、横幅七八寸、面黒塗、縁脚共に梨地、兩端に紫の總を施し、貴重の物品を載せるの用に作られたものであります。(二)はへぎ板の縁脚を黒に塗り、高さ三寸、前幅一尺一二寸、横幅八九寸、何なりとも載せ、(三)は龜甲形、(四)は合貝箱(必らげの對)の如き、目出度き品、或は縁起物を載せるによろしいのであります。(五)は竹を筏形に編み、大小各自の好みにまかせ、夏季、盆栽若くは花器など載せるに、涼しやかにして、雅趣が饒いのであります。(六)(七)はへぎ板の曲物作りに、金砂子のみ、若くは砂子に軽く松、竹、梅などの繪を古風に胡粉もて描き、紙敷きて菓子類を載せ、或は菓子類そのまゝに載せるも麗はしく、(八)は中、裏共に朱塗とし、周邊は蒔繪を施します。之も菓子類を紙敷て載せるも、直接に載せるもよろしきが、(六)(七)と一様に、殊に菓子器を載せるは、却つて無様であります。

第二十三圖說明





第三十二圖

第二十三圖説明

本圖も亦臺のみを示せしにて、一は高さ七八寸、前幅一尺一二寸、横幅七八寸、面無塗、縁脚共に梨地、兩端に紫の線を施し、或重の物品を載せるの用に作られたものである。二はへぎ板の縁脚を黒に塗り、高さ三寸、前幅一尺一二寸、横幅八寸、内側とも載せ、三は龜甲形、四は合貝形、(五)の如き、目出度き品類は雜物や載せるによろしうのであります。(五)は竹を筏形に編み、大小器類の盛みにまかせ、夏季、蒸殺若くは花器など載せるに涼しやかにして、暑氣を避けるのであります。(六)七はへぎ板の曲物作り、金砂子のみ、若くは砂子、或は松竹梅などの繪を古風に洒粉もて描き、紙敷きて菓子類を載せ、或は菓子類そのまゝに載せるも趣はしく、入は中、裏共に朱塗とし、周邊は海輪を施します。之も菓子類を紙敷て載せるも、直接に載せるもよろしうが、六、七と一様に、殊に菓子器を載せるは却つて無様であります。

(五六)

臺と縁と
箱と扱ひ

亂箱と飾
り方

(一)は亂箱、大小種々ありて、多くは優美なる蒔繪を施します。一説に、古へ婦人の髪を梳りて、寝に就く時、之をその枕頭に置き、髪を入れて臥せしより名づく。倭名抄には、巾箱と書し、「手巾を盛るの器なり」とあります。又打亂箱とも稱へ、蓋なき箱にて、手箱と共に、今一層手輕の品、即ち手拭などの手廻り品を入れるを本意といたします。裝飾上まゝ麗はしき花のみを挿み入れ置くは、一種の風情あるものであります。

(二)は手箱、紐あるもの、紐の結び方を示さん爲め、重ねてこゝに示したるまであります。(三)は唐櫃、頗る優美高尚にて、彼の几帳、若くは特殊の作りの衣桁、若くは二曲の繡屏等にあらはんには、就中能く調和いたすのであります。(四)(五)(六)は矢張紙臺の一種、之も前を補ふて掲げたるのであります。

戀わびておつる涙の玉ならば

手箱の數に過やしなまじ

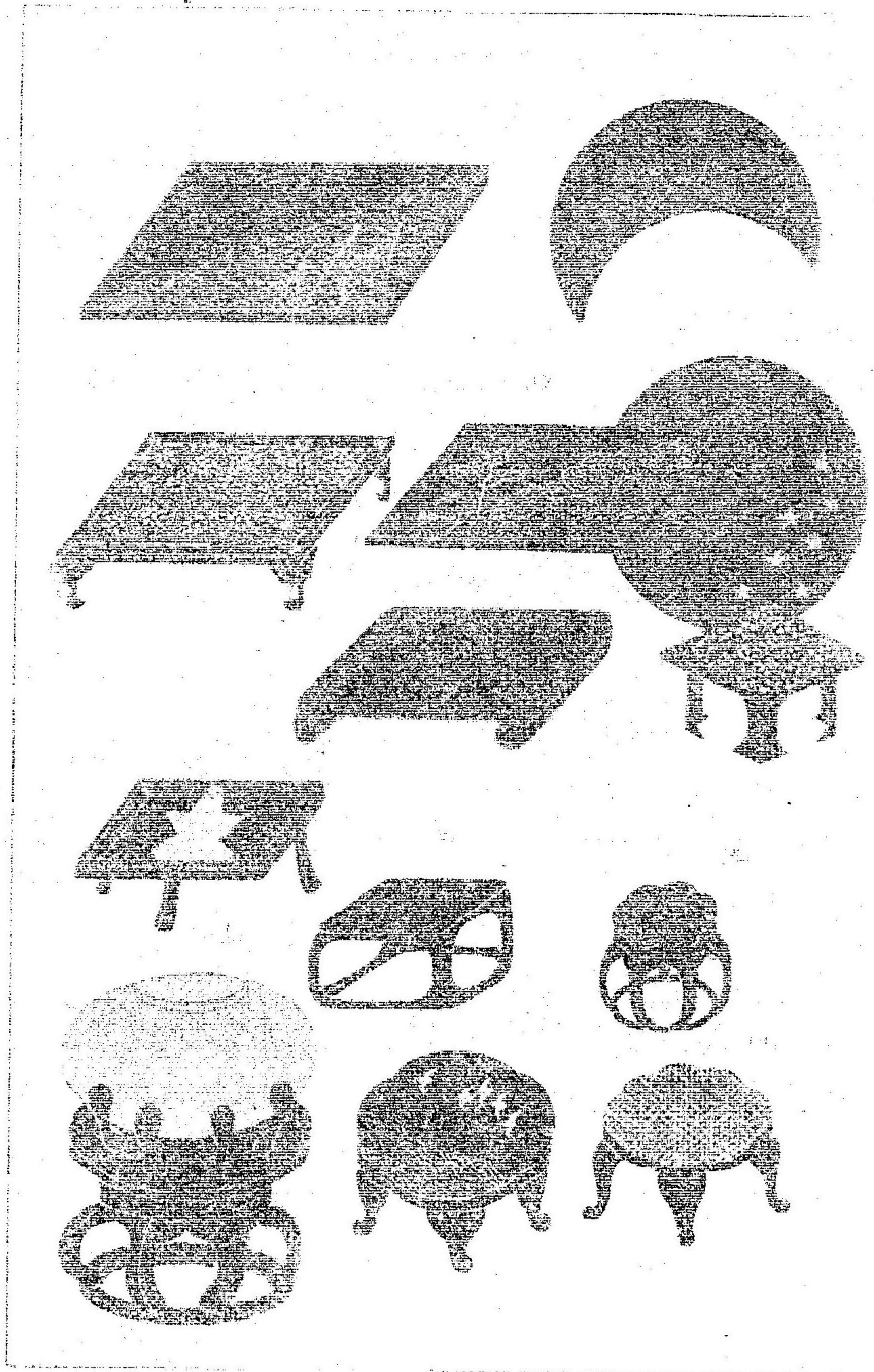
〔道具圖解〕

(五七)

第二十四圖說明

薄板と特
殊の作り
法
文臺と寸

(一)(二)(三)(四)は共に薄板を裝飾せるもの、(一)(二)は半ば黒塗半ば木目を表はし、(三)(四)は又半ば黒塗半ば蒔繪といたしたのであります。大さ別に一定せず、各自の好みにまかせ、上に置くべき物品の如何によりて、大小形態相應するものであります。(五)は文臺形、文臺は調度口傳に、『是も書物を披き見る具也。又硯を添へて、物を書く具とも。長さ一尺八寸五分、幅一尺一寸、板厚四分、筆返し高さ八分、足高さ三寸七分、必らず硯箱可添』云々。安齋隨筆に、『文臺今用るは、長さ二尺許り、高さ三寸許りありて、小き物也。古のは大なる物也』と。新儀式に、『行幸朱雀院召文人並試擬文章生篇近衛次將二人昇文臺』云々と。是に於て見ますれば、二人にて昇^か程の大形なれるも、後世次第に小さくせる位なれば、その寸法定りなきは申すに及びませぬ。されど猶ほ調度口傳に、『是も床の中央に書物をのせ置くべし。或は硯料紙をの



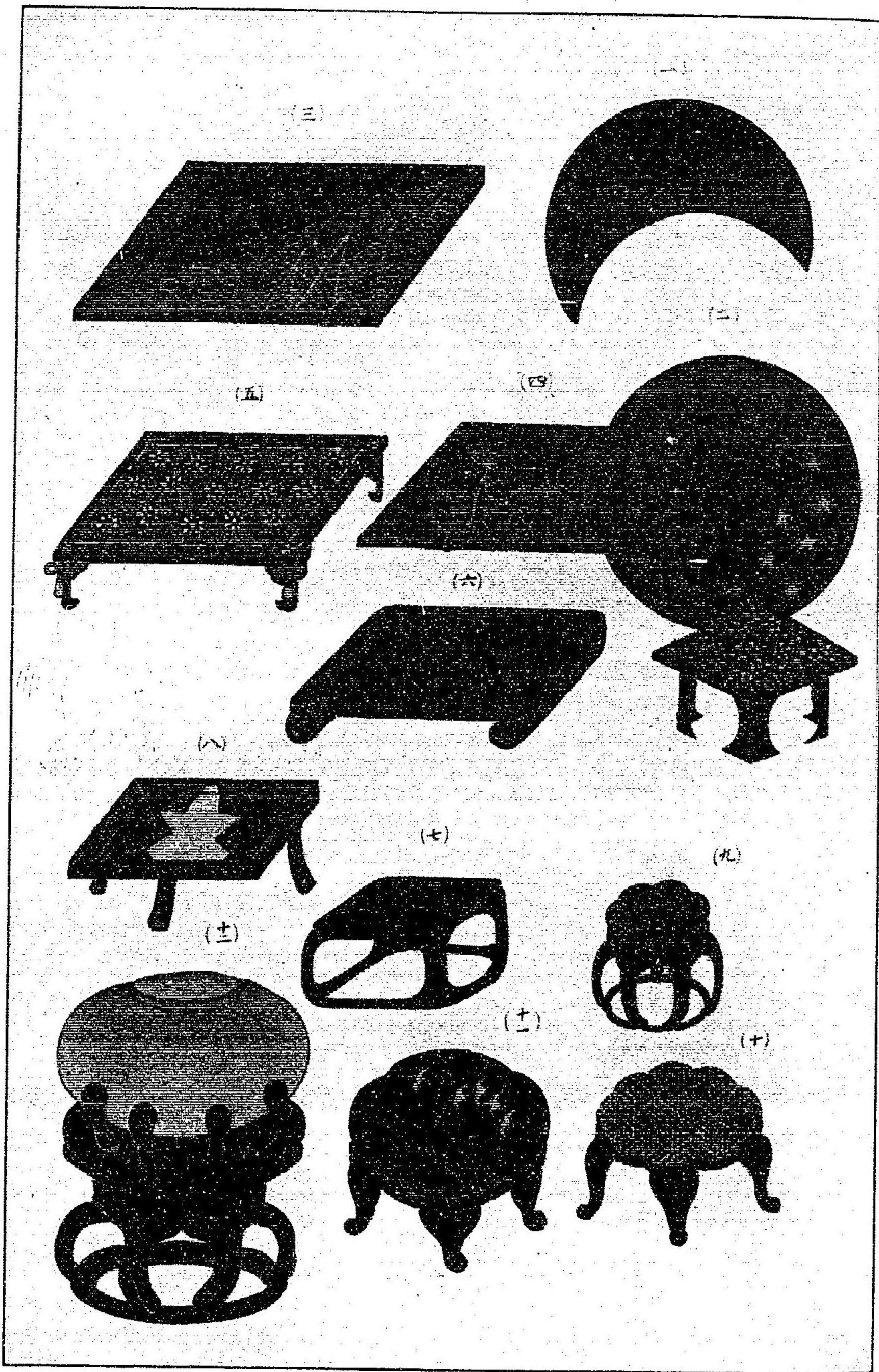
第二十四圖

第二十四圖說明

器類と特
方の作り

文章と寸
法

(一) (二) (三) (四) は共に薄板を裝飾せるもの、(一) (二) は半ば黒塗、半ば木目を表はし、(三) (四) は又半ば黒塗、半ば真鍮といたしたのであります。大き別に一定せず、各自の好みにまかして上に置くべき物品の如何によつて、大小形態相應するものであります。(五) 文章形、文章は調度口傳に、『是も書物を披き見る具也。又硯を添へて、物を書く具とも。長一尺八寸五分、幅一尺一寸、板厚四分、筆返り高さ八分、足高さ三寸七分、必ず寸硯箱可添』云々。安齋隨筆に、『文章今用るは、長二尺許り、高さ三寸許ありて、小き物也。古のは大なる物也』と。新儀式に、『行幸朱雀院召文人並試撰文章生篇近衛次將二人昇文臺』云々と。是に於て見ますれば、二人にて昇ぐ程の大形なれるも、後世次第に小さくせる位なれば、その寸法定りなきは申すに及びませぬ。されど猶ほ調度口傳に、『是も床の中央に書物をのせ置くべし。或は硯、料紙をの



第 二 十 四 圖

折敷形と
脚及び塗

一種の花
挿

薄板と時
繪

せ、又は硯と色紙、短冊杯をのせ置もあるべし』云々とあつて、文臺は主として座敷床用のものなるより、新に(五)、(六)の形なるを作りて、座側用にいたしたのであります。

(七)、(八)は即ち折敷形の臺、蝶足、銀杏足、猫足、宗和足等種々、その塗りにも色々ありて、正黒なるを真となし、朱或は辰砂を和せしを皆朱と稱へ、藍靛を和せしを青漆と名づけ、朱に黒色を帯ふるを紫朱と呼び、微黄赤色なるを春慶と申します。(九)、(十)、(十一)は共に一種の臺、薄板と同じく、置く物の形態に依りて之を用ゐます。

(十二)は硝子製又磁器製の圓の如くなるを置き、之を案頭或は小さき棚上に据へて、四季折々の花のみ一二輪摘み入れしは、又一入の趣なのであります。一説に薄板は木地そのまゝなるが、或は各種の色一色にて塗るを本旨とす。蒔繪など施すべきものにあらず、そは主として濡るゝも差支へなき品を置くに依ると申します。斯るゆゑにや、蒔繪は全體に施したるは殆ん

〔道具圖解〕

(五九)

〔道具圖解〕

(六〇)

どなく、大程半ばにしたるのが多いのであります。如何のものでありましようか。

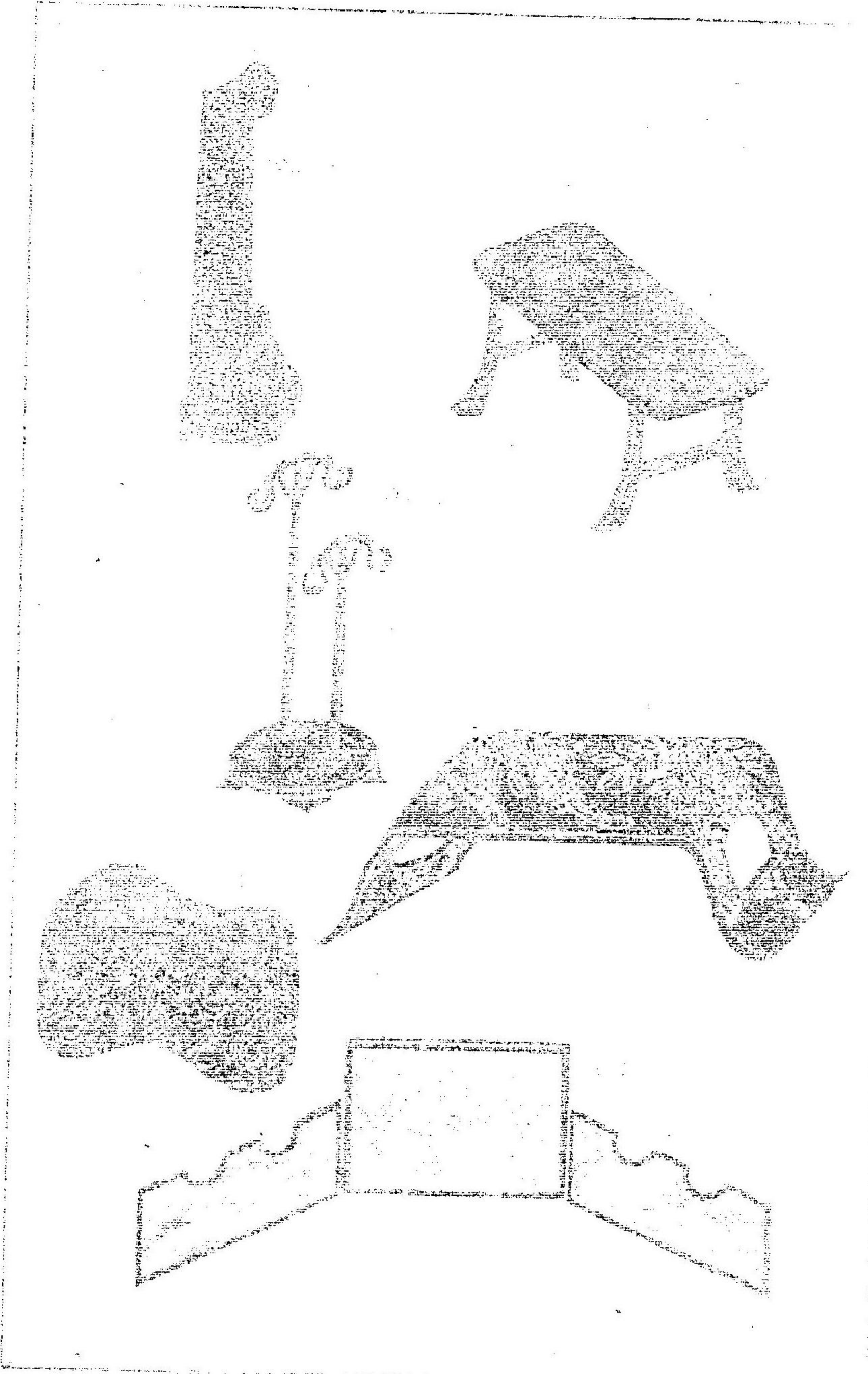
第二十五圖説明

特
殊の
脇
息
方

特
殊の
種
類
刀
架

(一)(二)(三)は共に脇息にて、和名之を『あしまづき』と申します。古人凭て座する時、漢の制、天子は玉の脇息、公侯は竹木を以てするを用ひ、三才圖會に、『有燕几、書卓、天禪几、香几之數品、長短大小不齊』とありて、矢張支那から傳へられたものであります。従うてその製、その形に種々ありまするが、單に裝飾となすゝら、如何にも威儀強く見え得るより、こゝには専ら優美の様なれるを擇びましたのであります。机、書籍箱、見臺、文車若くは几帳、帷の邊りに飾り添へるには、頗る適當の品であります。

(四)(五)(六)は共に刀架かたなかけにして、同じく優美の作りのみを擇んだのであります。(四)は屏風仕立になし、その長短に依りて、自由に開閉相應せしめ、或は紙張り



第二十五圖

(六〇)
 どのく、大程半ばに、したるのが多いのであります。如何のものでありまし
 ようか。

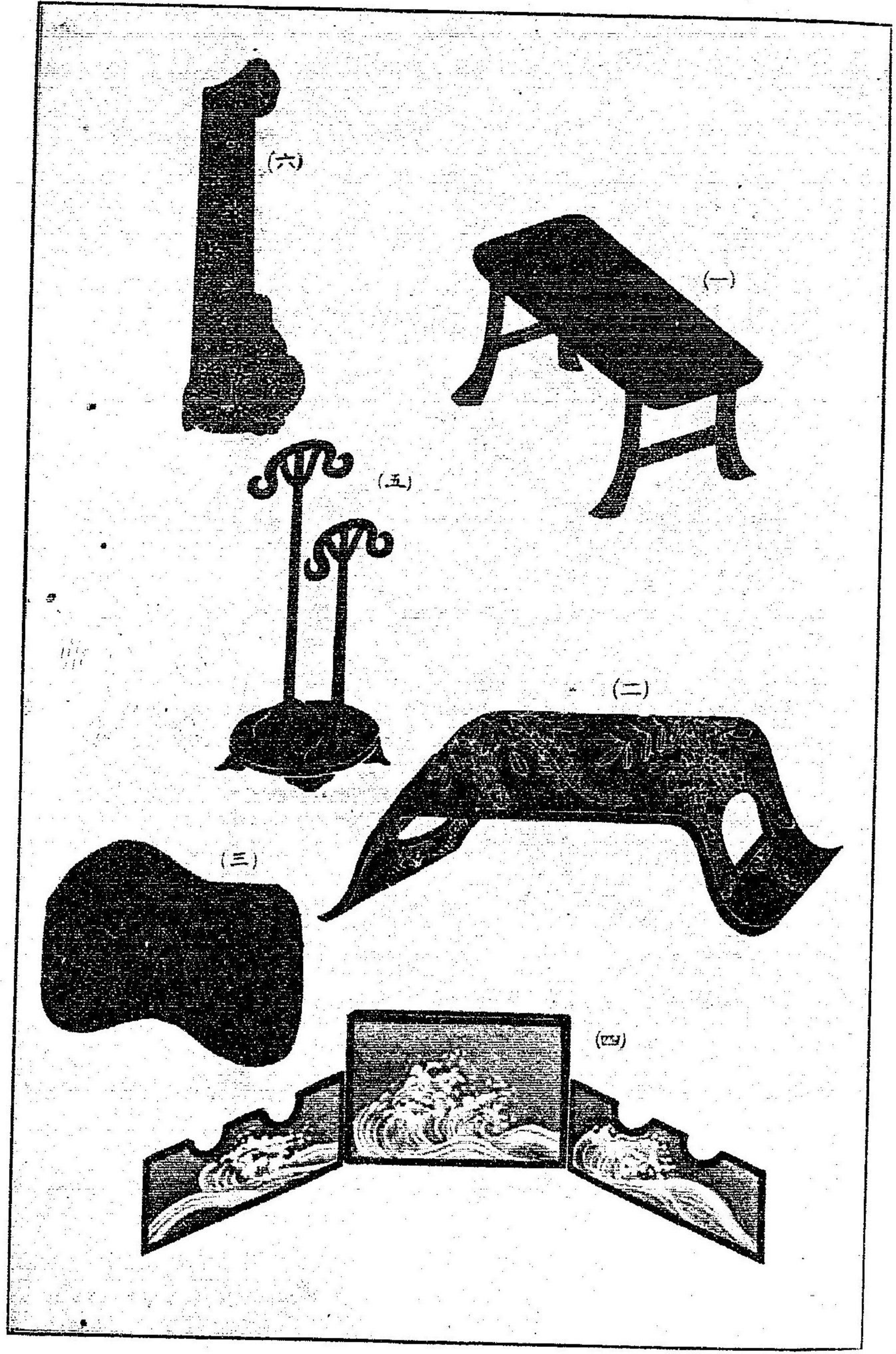
第二十五圖説明

(一)(二)(三)は共に瓢箪にて、和名之を「ひょうたん」と申します。古人凭て
 座する時、漢の朝天子は玉の賜息、公侯は竹本を以てするを用ゐ、三才圖會に
 『有燕うづま、几書卓、天經、几、香几、之數、長短、大小、不齊』とありて、矢張支那から傳
 へられたものであります。従うてその製、その形に種々あります。單に
 裝飾となす、ら、如何にも威儀盛々見え得るより、こゝには専ら優美の様
 たるを擇びましたのであります。机、書箱、几、臺、文車、若くは几帳、帷の邊り
 に飾り添へるには、頗る適當の品であります。

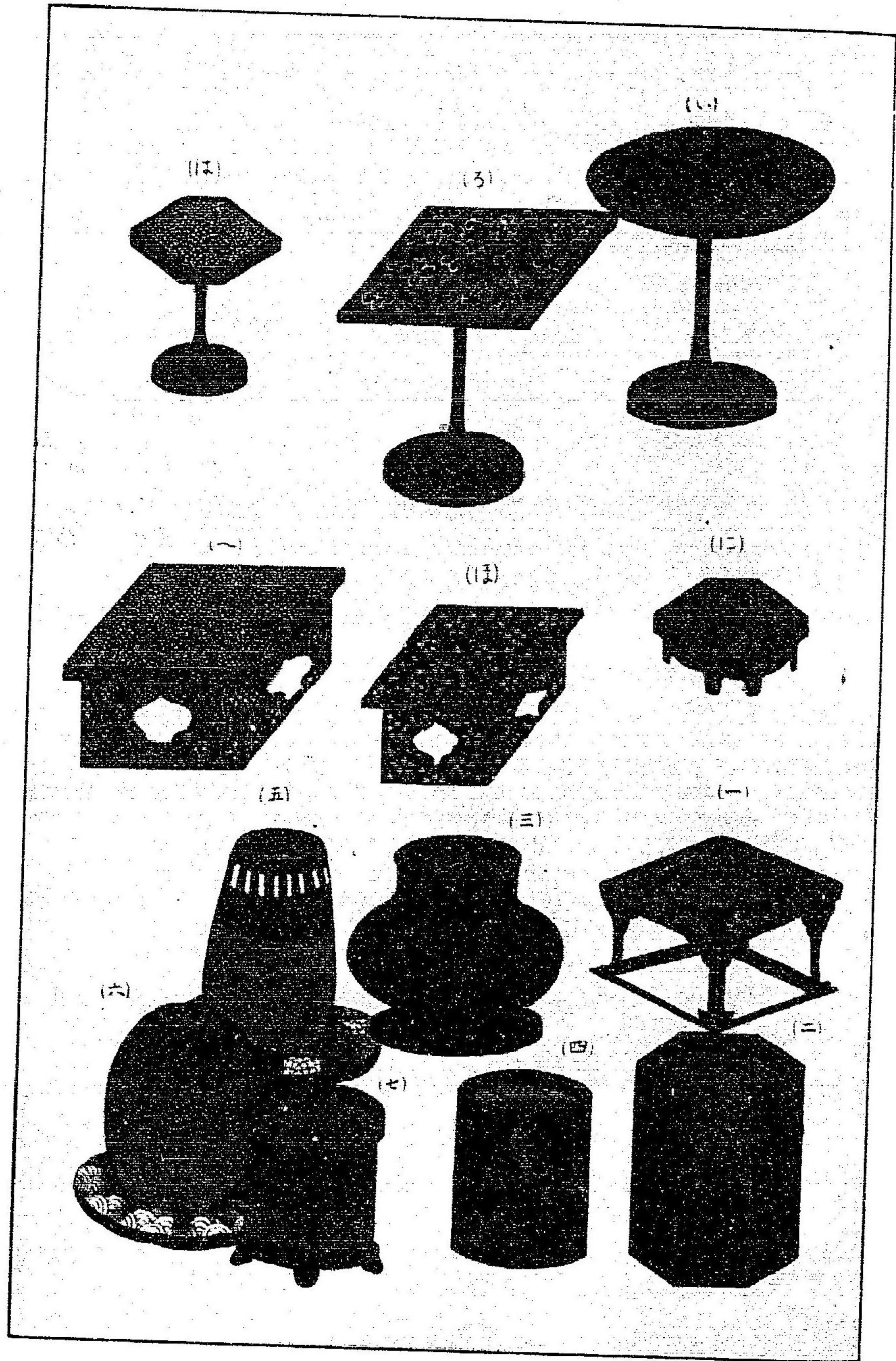
(四)(五)(六)は共に刀架なたかぎにして、同じく優美の作りのみを擇んだのであります。
 (四)は舞風柱立になし、その長短に依りて、自由に開閉相應せしめ、或は紙張り

若衆の
 息と飾り

刀架と
 飾り



第五十二圖



圖六十二第

特殊の手
焙と一例

特殊の菓
子器と一例

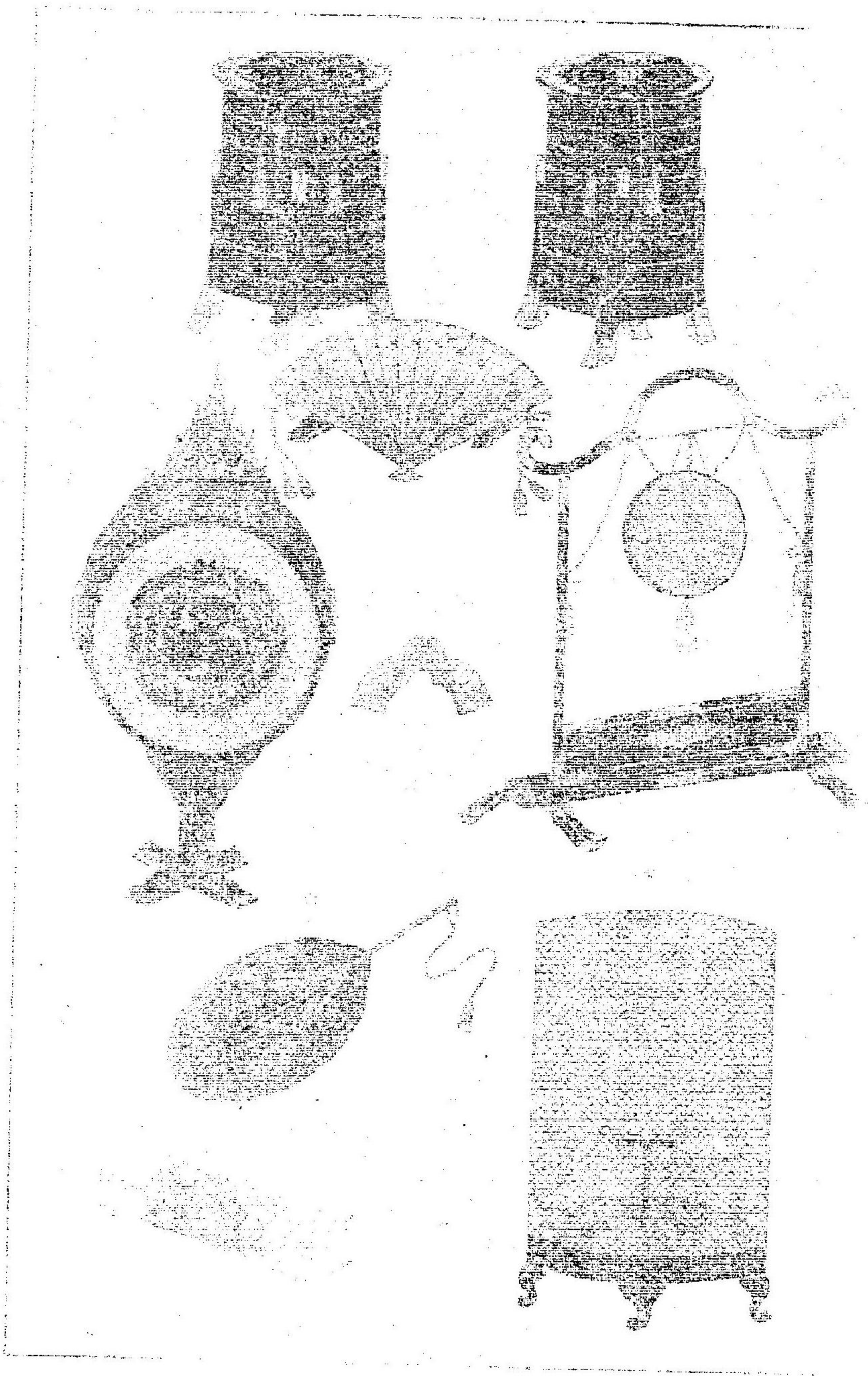
に繪を描きしもの、或は杉にて蒔繪せるもの、或は埋木、晒木、天然木の面白きを用ゐてせしもの等種々あります。(五)は唐木にて作り、その臺に蒔繪せしもの、單に各色の一色塗にせしものもあり、(六)は總蒔繪を施せしものであります。

第二十六圖説明

(一)(二)(三)(四)(五)(六)(七)は共に優美高尚なる手焙てあぶりの一例を掲げたのであります。最も手焙の種類が多きことは申すまではなきが、成るべく特殊の作りを擇んだのであります。手焙は火鉢の稍々小形なるもの、主に主人用の品であります。而してその(一)(二)(四)は木製、同じく蒔繪を施し、(七)は曲物、胡粉にて草花など描き、(三)は金屬製、(五)(六)は磁器製、布團を敷き用ゐるのであります。

(五)(六)は(一)(二)(三)(四)は共に優美なる菓子器の一例にして、その(一)(二)(三)は

〔道具圖解〕



第二十七圖

〔道具圖解〕

(六二)

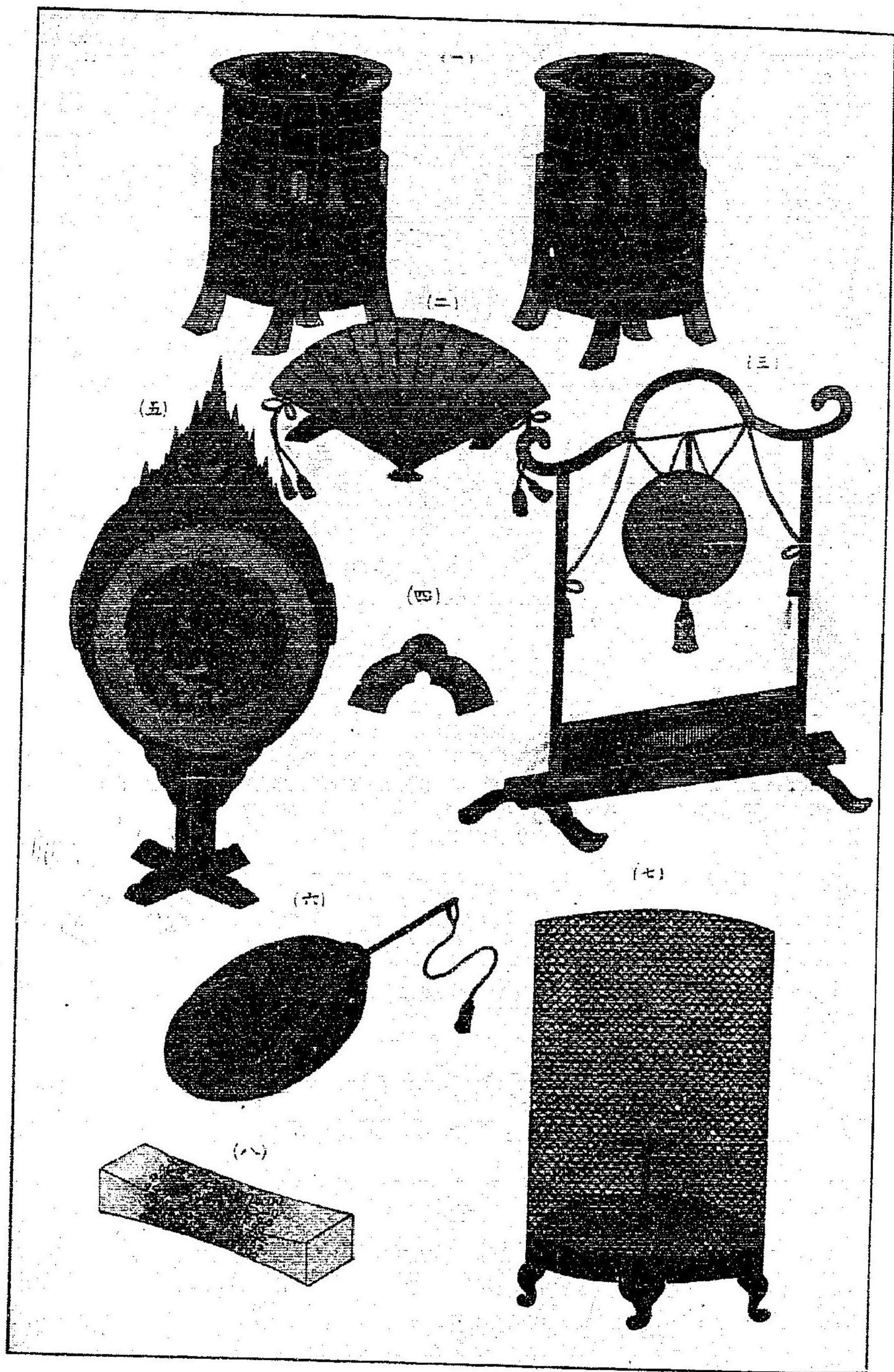
高坏と衝重

高坏(たかばい)又(また)高(たか)高坏は原と食物を盛るの器「かはらけ」の下に椀物の輪を添へたものでありましたが、後世木にて全體を作り附けにし、種々の色塗或は蒔繪を施さるゝやうになつたのであります。故に(い)をその本来の形となし、(ろ)は(に)は皆夫れより變化したのであります。(へ)は衝重(つづむ)所謂三方形にて、三方とは食物を載せる具、神供、貴人の膳部、或は儀式用とし、檜の白木を以て作り、方形の折敷に臺を重ねしもの之れ衝重、臺の三面に、くりかたの孔あるもの之れ三方、四面にあるを之れ四方、四方の小さきを小四方、又、くりかたなきを供饗(くわ)といふのであります。

第二十七圖説明

行器と檜

行器(ぎょうき)又槩(がい)とも書し、和名抄には中取と出てあります。唐韻に「槩は食を昇(のぼ)ふ器なり」と。養饋(ようくわい)を盛て嘉祝の餉と爲し、之を昇はしむるものに、一對の品、衣桁と相雙(あひたがひ)べ飾るには、縁あり趣きあるのであります。(二)は檜



圖七十二第

行器と檜

(一)は行器又檜とも書し、和名抄には中取と出てあります。唐韻に「檜は食を昇ふ器なり」と。蓋籠を盛て嘉祝の餉と爲し、之を昇はしむるものに、一對の品、衣桁と相雙べ飾るには、縁あり趣きあるのであります。(二)は檜

蓋籠と檜

高環(又高環)高環は原と食物を盛るの器「かはらけ」の下に檜物の輪を添へたものでありましたが、後世末にて全體を作り附けにし種々の色塗或は蒔繪を施さるゝやうになつたのであります。故に(一)をその本来の形となし(二)は蓋籠と檜とに背夾れより變化したのであります。(三)は蓋籠所謂三方形にて、三方とは食物を載せる具、神供、貴人の膳部、或は儀式用とし、檜の白木を以て作り、方形の折敷に臺を重ねしもの之れ、御重臺の三面にくりかたの孔あるもの之れ、三方、四面にあるを之れ四方、四方の小ささを小四方又心かたなきを供養といふのであります。

第二十七圖説明

(六二)

扇檜あしきの木片二十五枚を編みて作り、古は宮家の要品、弱冠は白紙を以て絨し、その絲の餘端を藤の花形に結ぶを本式といひ、圖の如きは裝飾用略式のものであります。几帳乃至帷幕の邊、垂簾若くは衝立等の傍に臺して飾るに、最も優美高雅の趣あらしむるのであります。

(三)は鏡臺、その形種々なるも、圖の如きは最も裝飾的に作られたのであります。鏡は軒轅内傳に、「帝命王母鑄鏡十二、隨月用之、此其始也。鏡内明外暗、若在神明、可辟邪魔、其盛玩之、始於魏宮中」云々。我國にては按ずるに神代石凝姫神をして、寶鏡を造らしめ、以て三種の神寶の一とし玉ふと。但し崇神天皇の六年、帝神威を畏み、石凝姫神の初子に命じ、鏡を鑄らしめらる、是れ即ち鏡の始めであります。(四)は磬けい、磬には石磬、銅磬、玉磬、その形には方磬、天磬、編磬、笙磬、頌磬等の數品ありて、掛くるにじゆんま栴檀なる特殊の器あるも、之を(三)の臺に吊し、(三)と共に几帳、垂簾帷幕の邊、若くは二曲の屏風の影にあしらふには、極めてふさわしいものであります。但し磬は世本に、『堯時作磬』

太鼓と唐
團扇、鳥籠
及唐枕

伏籠と投
壺

と、一説に、古へ母句氏磬を作る、白虎通に磬は夷則の氣、萬物の盛を象るなり云々とあります。

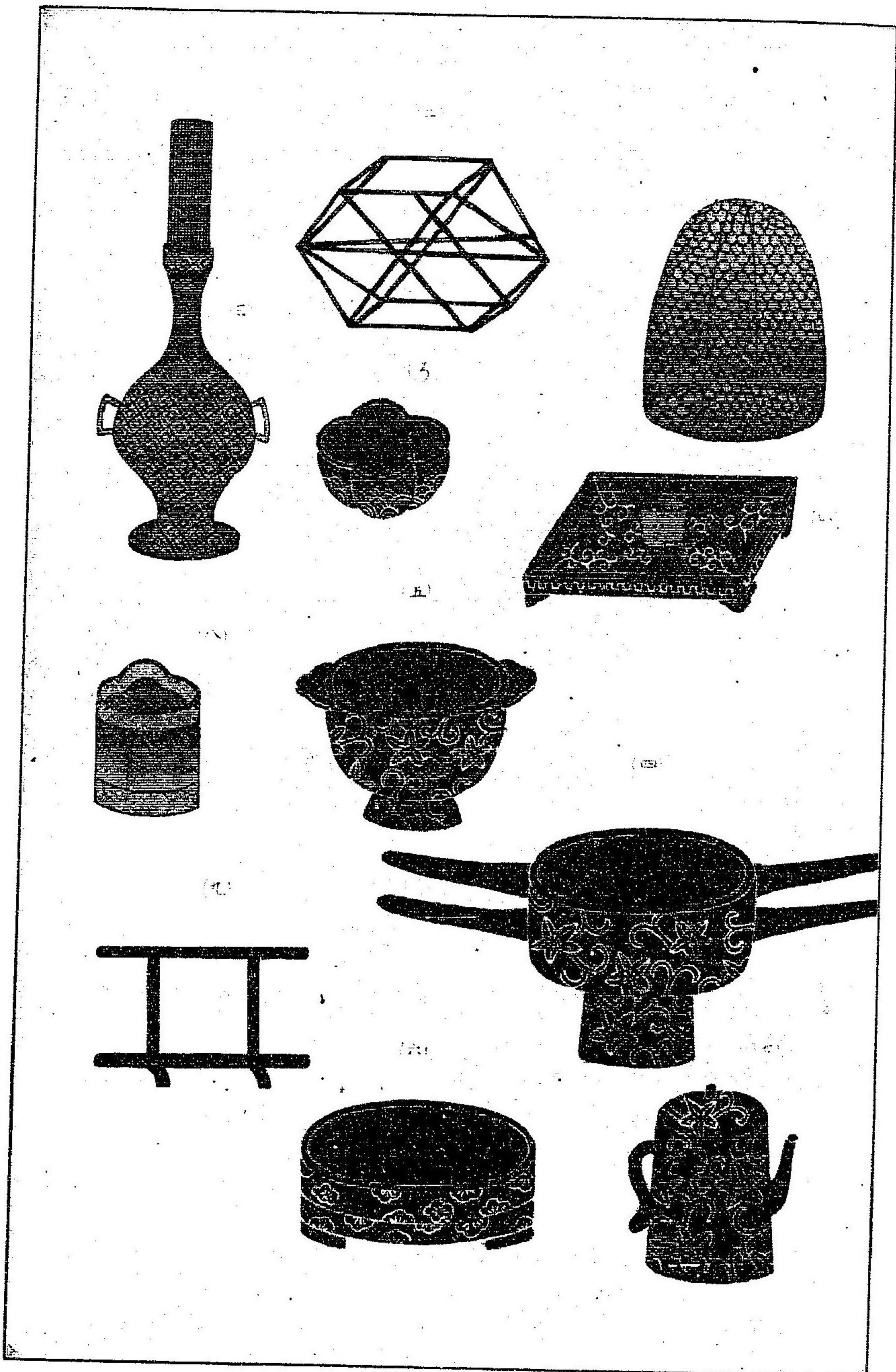
〔道具圖解〕

(六四)

(五)は舞樂用の大鼓、優美にして森嚴の趣あり、(六)は唐團扇、掛けるも置くにも、(七)は鳥籠、大小數種あれど、その華美なるに鳥を飼ひ、之を籬外の縁上等に置くは、又一種の趣あるものであります。(八)は唐枕、その優美なる作りのは、(六)を添へて、机邊及び帷帳下の飾り等に、決して見苦からぬのであります。

第二十八圖說明

(一)は、伏籠、又衣箒、又薰籠とも書し、金網にて長圓形にも、長方形にも、若くは木製の(二)にも作り、(三)の盆上に香爐置きて之を覆ひ伏せ、或は(四)金屬製、七寶彫刻(五)の如き火取に、その形と同じに作りしを覆ふ等種々あります。但し伏籠とは香を炷き、衣を覆ふ具にて、事物紀源に、『晋太子納妃、有衣薰籠、當是秦漢之制』云々とありて、矢張支那から傳へられたものであります。帳、帷



圖八十二第

大鼓と唐
團扇、鳥
籠及び唐
枕

伏籠と投
壺

と、一説に、古へ母句氏磬を作る、白虎通に磬は夷則の氣、萬物の盛を象るなり云々とあります。

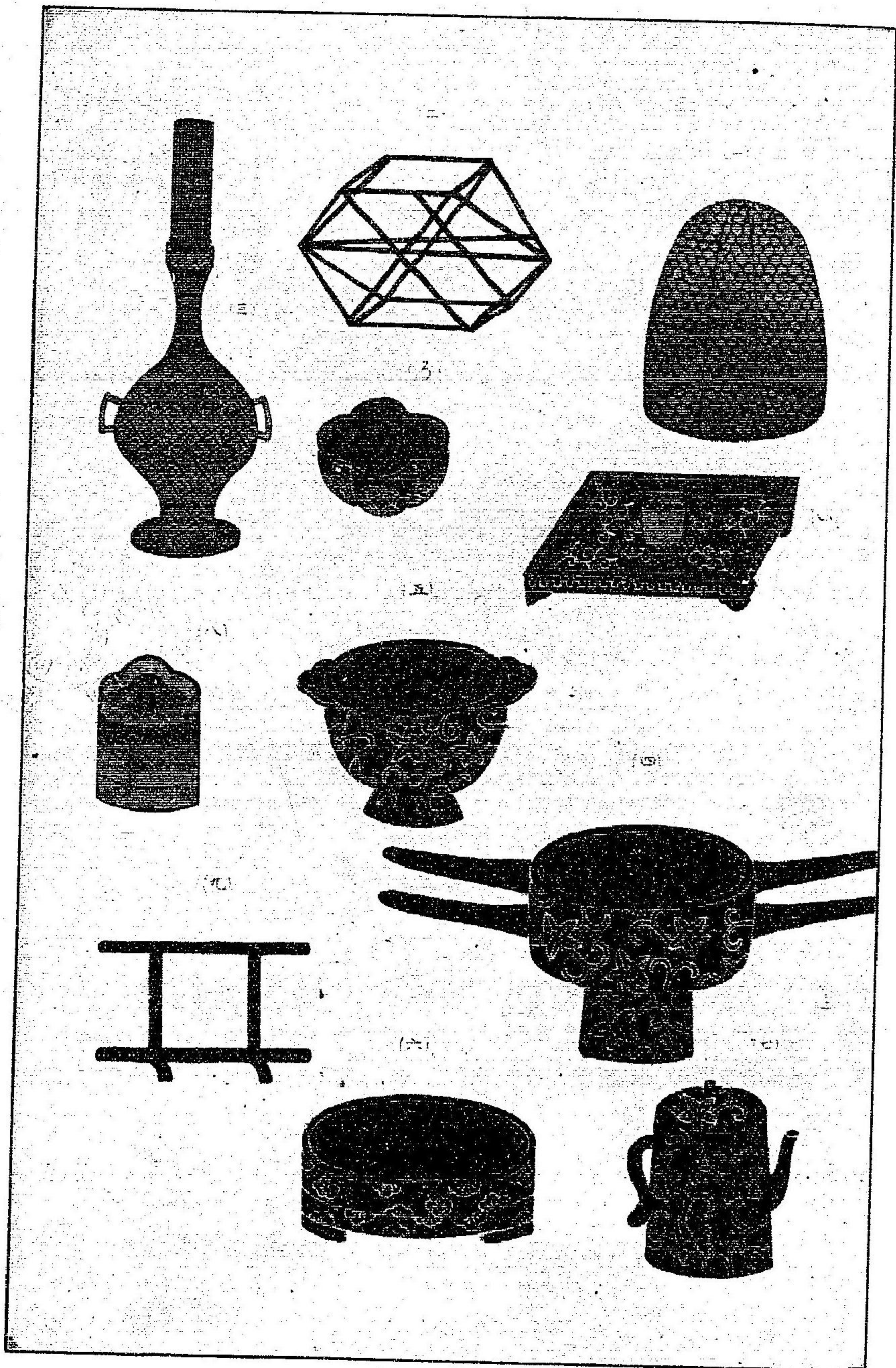
〔道具圖解〕

(六四)

(五)は舞樂用の大鼓、優美にして森嚴の趣あり、(六)は唐團扇、掛けるも置くにも、(七)は鳥籠、大小數種あれど、その華美なるに鳥を飼ひ、之を籬外の縁上等に置くは、又一種の趣あるものであります。(八)は唐枕、その優美なる作りのは、(六)を添へて、机邊及び帷帳下の飾り等に、決して見苦からぬのであります。

第二十八圖說明

(一)は、伏籠、又衣簪、又薰籠とも書し、金網にて長圓形にも、長方形にも、若くは木製の(二)にも作り、(イ)の盆上に香爐置きて之を覆ひ伏せ、或は(ろ)金網製、七寶彫刻(を)の如き火取に、その形と同じに作りしを覆ふ等種々あります。但し伏籠とは香を炷き、衣を覆ふ具にて、事物紀源に、『晋太子納妃、有衣薰籠、當是秦漢之制』云々とありて、矢張支那から傳へられたものであります。帳、帷



圖八十二第

邊のあしらひには、この上もなき裝飾品の一であります。(三)には投壺なげこ、禮記の投壺の篇に、『壺頸脩七寸、腹脩五寸、口徑二寸半、容一斗五升、壺中實小豆焉、爲其矢之躍而出也。壺去席二矢半、其籌以柘若棘、中略籌長一尺二寸』云々と。西京雜記に、『漢武帝時、郭舍人善投壺、以竹爲矢、不用棘也。古之投壺取中、不求還、郭則激矢、令還、謂之驥、此制則自郭舍人始也。』家訓に、『近世得妙者多、皆爲小障、置壺其外、隔障投之、無所失也』云々と、以てその用を知るに足りず。中古以來、大に我國にも行はれて、その器の今に存するもの少なからず、而も多くは瓶或は花瓶と見なさるゝより、こゝに掲げて聊か説明を試みたまであります。

(四)(五)は同じく古への盥にて、(四)は之を角盥、(五)は之を耳盥と稱へ、共に蒔繪を補し、(七)の片口に水入れしを添へ、手を洗ふに供し、面を洗ふには盥くわいを用ゐたのであります。然るに後世又(六)の如き普通の盥に、蒔繪せるを(四)(五)と併用するに至りました。(八)は襖物の手拭入、(九)は各種の一色塗、若くは蒔繪せ

手拭掛
と

〔道具圖解〕

(六十一)

る手拭掛であります。手拭又手巾と書し、テのこと書く方が正しいのであります。三才圖會に、『テのこは手を拭ふもの、木棉を用ゐ、浴室に置きて身の垢を洗ふ。又汗帳あり、夏日之を懐にして汗を拭ふもの、布を用ゆ』云々と。手水鉢に代ゆるに(四)(五)に(七)を添へ、或は(六)の中へ(七)を入れ(八)若くは(九)をあしらひ置くも優美にして且つ古雅であります。又單に簾乃至簀戸の外縁上の飾りとするも、或は(四)(五)(七)に唾壺、油滴、櫛篋類取添へ、置棚上へ一種の飾りするもよろしいのであります。

第二十九圖說明

こゝに掲げたるは、真に裝飾的花器の一例にして、固より種類の多き、到底一々記すに違ありませぬ。(一)は沙汲車、全部木製、黒塗或は總蒔繪となし、臺長さ一尺八寸、幅一尺一寸、桶の大小高低は、車輪と共に適宜に作りませぬ。(二)は唐金製逆傘、その昔何の用に供へしにや、大和法隆寺にありて、打棄て置か

沙汲車と
逆傘



手拭掛
手拭

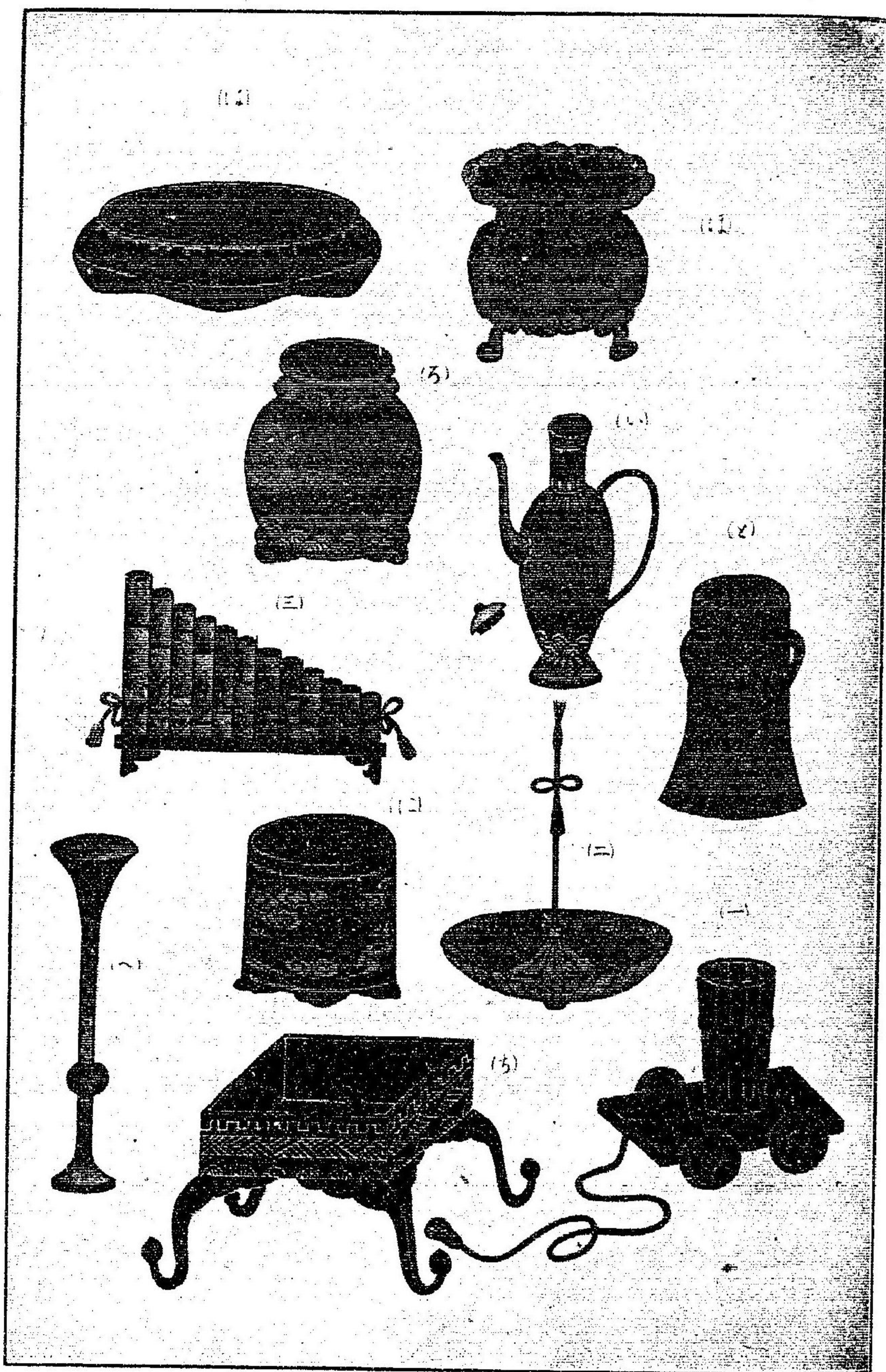
手拭掛でありませす。手拭又手巾と書し、帳と書く方が正しいのでありませす。三才圖會に、「帳は手を拭ふもの、木桶を用ひ、浴室に置きて身の垢を洗ふ。又汗拭あり、髪目之を拭にして汗を拭ふもの、布を用ひ」云々と。手水鉢に代ゆるに「四」五に之を混へ、或は六の中へ七を入れ、八若くは九をあしらひ置くる優美にして且の古雅であります。又單に簾乃至簾戸の外縁上の飾りとするも、或は四、五、七に唾油、油滴、輪、扇類取添へ、置棚上へ一種の飾りするもよしといひのであります。

(六六〇)

第二十九圖説明

こゝに掲げたるは、眞に裝飾的花器の一例にして、固より種類の多き、到底一々記すに遑ありませぬ。(一)は沙波車、全部木製、黒塗或は縹蒔繪となし、臺長き一尺八寸、幅一尺一寸、桶の大小高低は車輪と共に適宜に作りませす。(二)は唐金製蓋傘、その背何の用に供へしにや、大和法隆寺にありて、打棄て置か

沙波車と
逆傘



圖九十二第

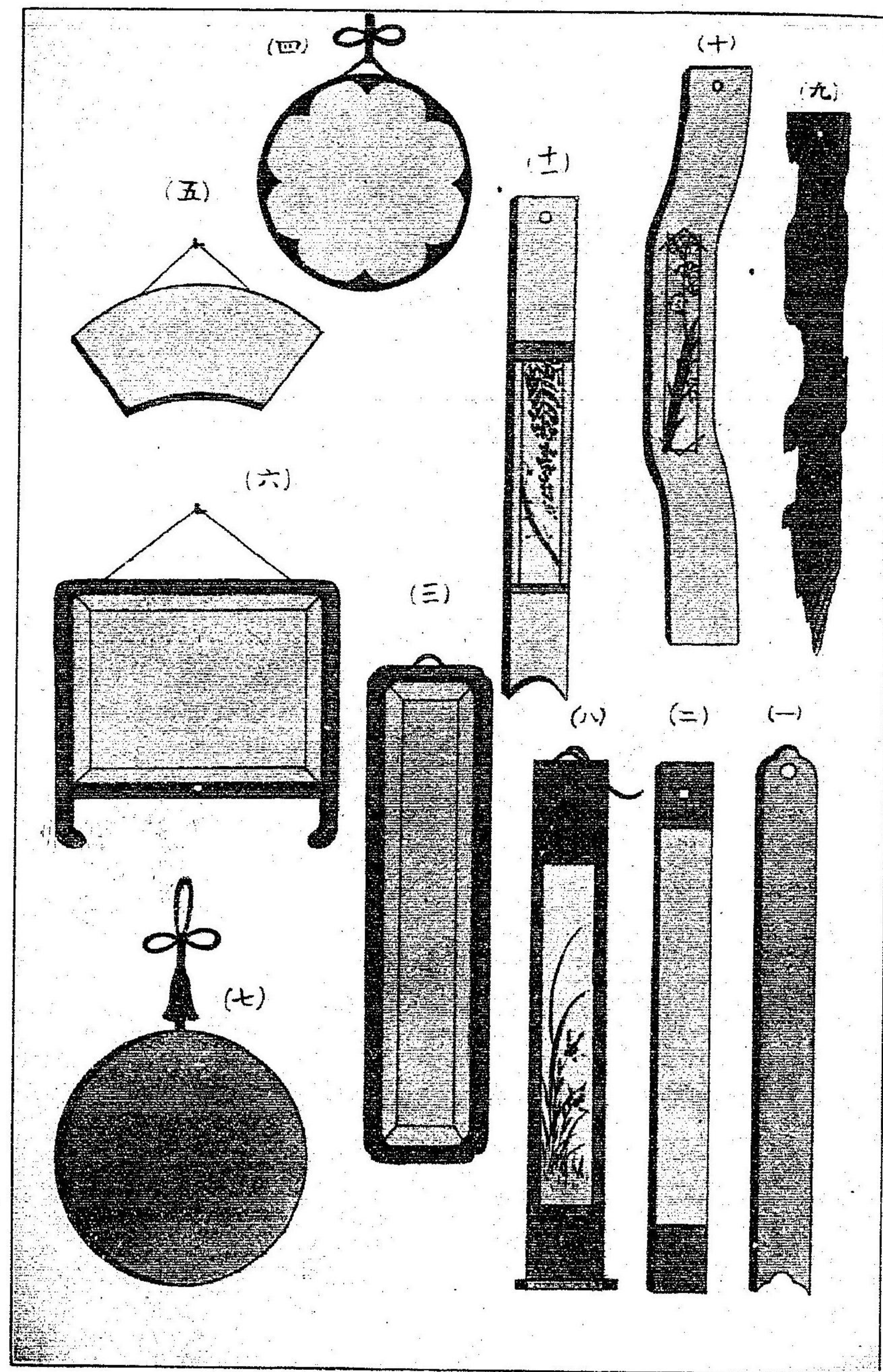


圖 十 三 第

律管と取
扱ひ方

柱隠と、
冊掛と、
短

れしを、片桐石州の乞ひ受くる所となり、逆に釣りて花器とせしより、大に流
 行を來たし、今も折々見得るのであります。(三)は律管の花器、樂器の調子を
 合せる笛より思ひつき、堅にも横にも置き飾り、堅にせば管の高き方に向ふ
 になし、前下りに据へるのであります。最も伐溜同様の品にて、種々の花の
 み摘み入れ、夫れには菊、朝顔類の紅白その他をこぎませ、露ふかくと打ち
 しは、涼しくもあり、潔くもありて、一入の興となるのであります。(五)(六)(七)
 (八)は磁器製、(九)(十)は唐金、(十一)は籠、(十二)は木製にて、此等は共に花入れずとも、或は
 入れて、何に置き添ふるも風情ならぬはないのであります。

第三十圖説明

總じて細長き板若くは紙張れるに、書畫などかき、柱或は壁に掛けて飾り
 とするを、何れも聯と稱へらるゝが、詳しくいへば、(一)(二)(三)は柱聯、(四)(五)(六)
 (七)は聯、(八)は柱隠、(九)(十)(十一)は短冊掛であります。最も柱聯及び聯、短冊掛

〔道具圖解〕

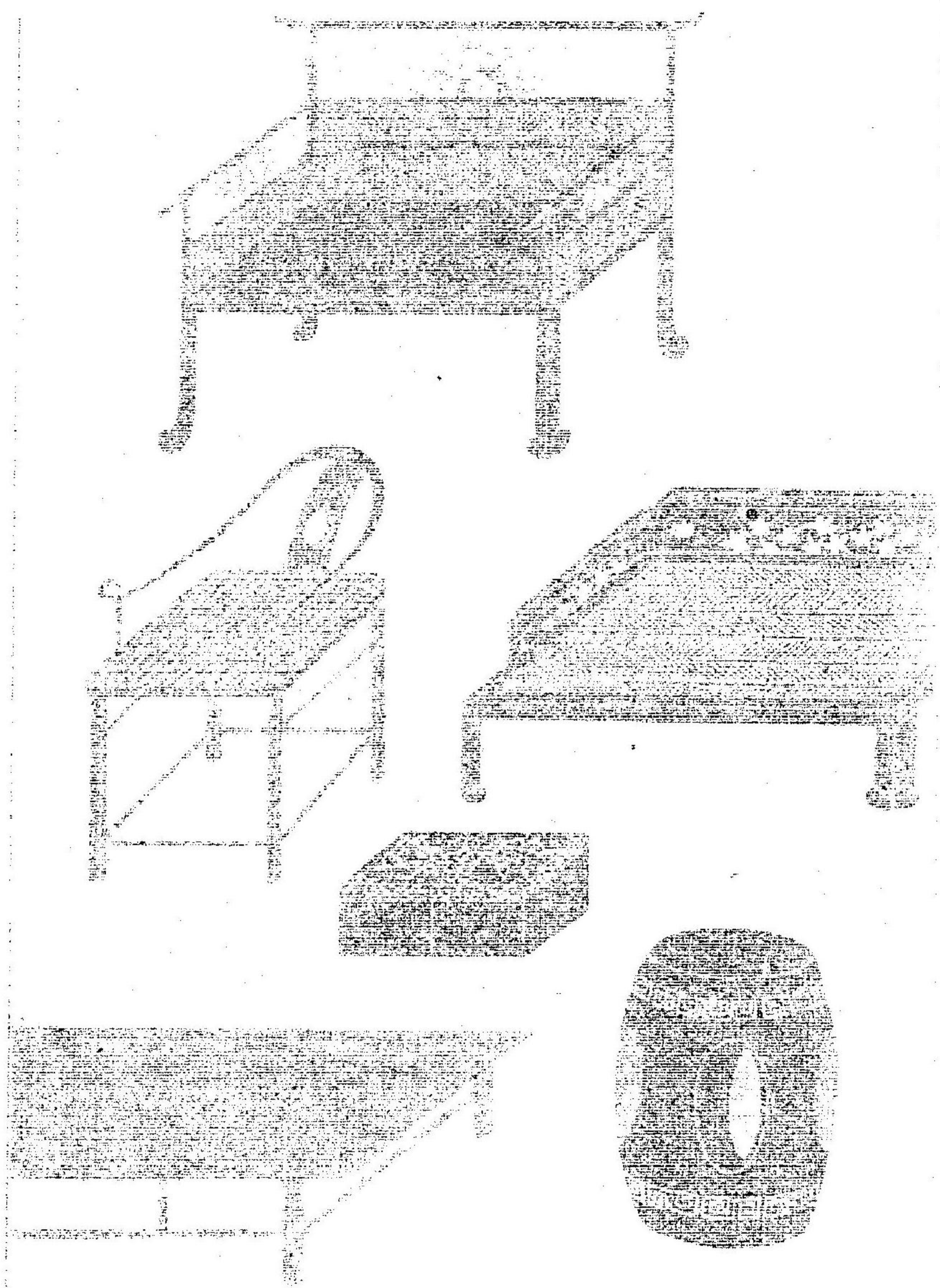
(六七)

柱隠とそ
の作り

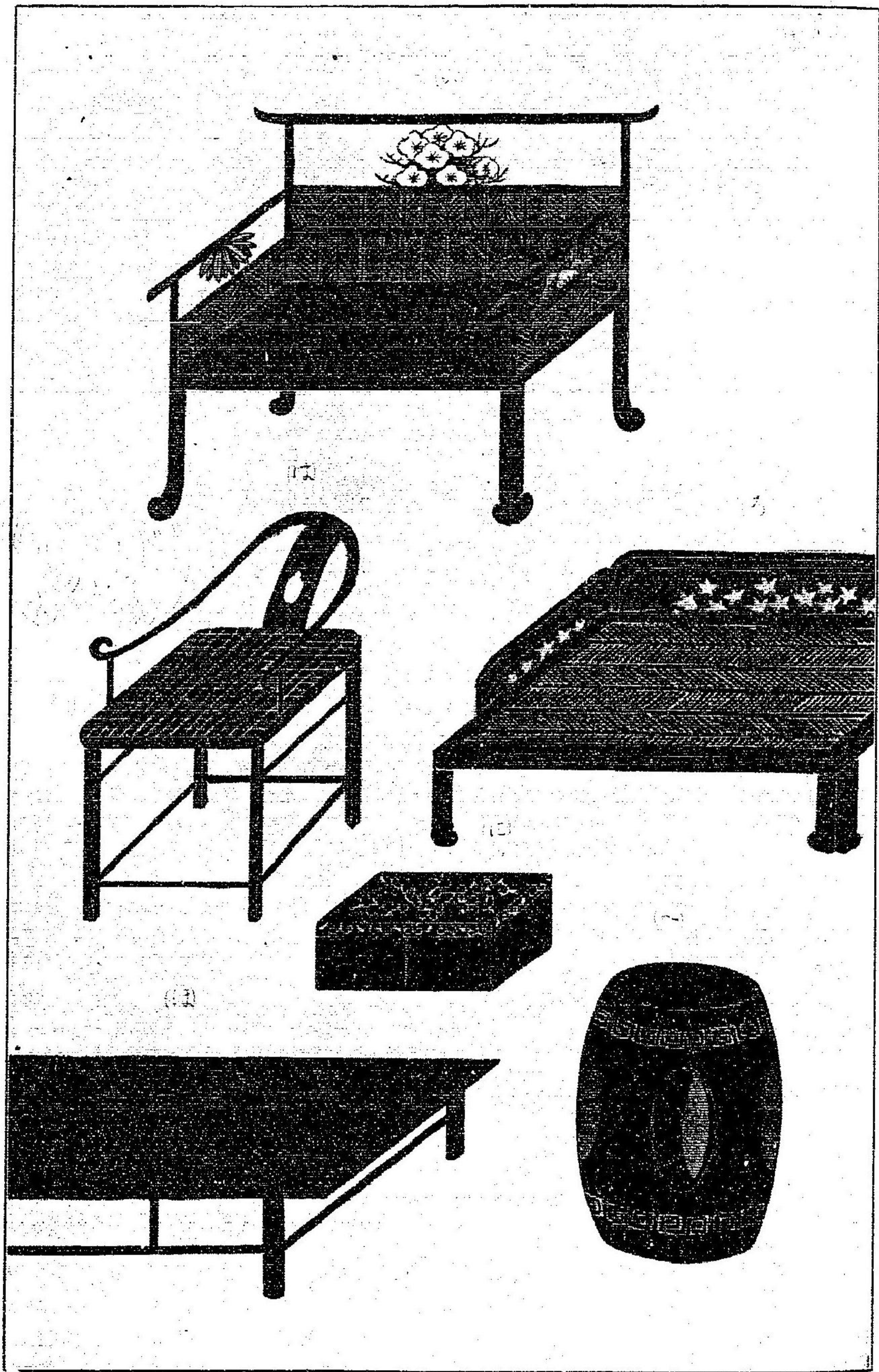
〔道具圖解〕

(六八)

は種々なる板、唐木、埋木、晒木、或は紙を張り切地を施す等、その形を異にする
と共に各自の好みに依りて、別に定まれる式法などいふものはありませぬ。
たゞ獨り柱隠に就て、三百箇條といへる書の下の上卷に、一柱隠といふ掛物
の事として、『口傳曰、かならず柱に掛候といふにはあらず、むかしより如此
申傳候也。怡溪曰、細長なる掛物、風帯は中に一つ劍先けんさきにも、常の通りにもす
る。劍先のときは、露露(白き切地)にても花色のある切地切地にても三所に附る。
又風帯二筋にするもあり。掛物の廣狹、物數寄のいること也。無住曰、是は
細き掛物也。幢補繪にいたす時は、廣くて柱隠の詮なきゆゑ、かならず輪補
繪にしてよし。又幅を廣くして用ゐんとおもふときは、其割合を以て幢補
繪にして可用歟。山曰、柱隠にて用ゐるときは、輪補繪にしてよし。又幅を
廣くして用ゐんとおもふときは、其割合を以て幢補繪にして可用歟。曰、柱
隠と云ふ掛物ありといふ義也。細く長く風帯一筋ありて、その風帯を劍先
にいたし、露を三つ附け候也』云々と、以てその大要を知るに足りませす。柱



は種々なる板唐木、埋木、晒木、或は紙を張り切地を施す等、その形を異にする
 と共に各自の好みに依りて、別に定まれる式法などいふものはありませぬ。
 たゞ獨り柱隠に就て、二柱筒條といへる書の下の上巻に、一柱隠といふ掛物
 の事として、一口筒條からす柱に掛候といふにはあらず、むかしより如此
 申傳候也。怡保、細帯を懸る掛物、風帯は中に一つ、劍先にも、常の通りにもす
 る。劍先のときは、裏白き切地にては、花色のある切地にては、三所に附る。
 又風帯二筋にするもあり。掛物の廣狭、物數寄のいること也。無住、肩、足は
 細き掛物也。料部、袴にいたす時は、廣くて柱隠の證なきゆゑ、かならず輪補
 繪にしてよし。又幅を廣くして用ゐんとすも、人ときは其割合を以て輪補
 繪にして可用歟。山日柱隠にて用ゐるときは、輪補繪にしてよし。又幅を
 廣くして用ゐんとすも、人ときは其割合を以て輪補繪にして可用歟。曰、柱
 隠と云ふ掛物ありといふ義也。細く長く風帯一筋ありて、その風帯を劍先
 にいたし、露を三の附け候也。云々、以てその大要を知るに足ります。柱



圖一十三第